

○総務省令第七十一号

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百三十六号）の施行等に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十二日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい

いものは、これを加える。

改正後	改正前
第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格 A 4 ・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）	第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格 A 4 ・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）
〔様式別紙一挿入〕 第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格 A 4 ・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）	〔様式別紙一挿入〕 第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格 A 4 ・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）
〔様式別紙四挿入〕	〔様式別紙三挿入〕
第六号様式記載要領 〔1 ～ 6 略〕	第六号様式記載要領 〔1 ～ 6 同左〕
7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ又はハ（政令第6条の24第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。	7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ（政令第6条の24第1号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
8 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第3項（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑨」の欄の金額を記載すること。	8 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第3項（令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑨」の欄の金額を記載すること。
9 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）であつた法人（令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするもの）に限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。	9 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人（令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であつた法人に限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

[10・11 略]

12 道府県民税の「⑫のうち見込納付額⑫」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13 事業税の「所得金額総額⑬」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計⑬」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計⑬」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑭」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

[14 略]

15 事業税の「⑯のうち見込納付額⑯」の欄は、法第72条の25第3項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）又は第5項（法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

[16～18 略]

19 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）⑰」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4）の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書（別表4付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑱」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21 還付請求の「中間納付額⑲」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第4項の規定により

[10・11 同左]

12 道府県民税の「⑫のうち見込納付額⑫」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書（令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。）の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13 事業税の「所得金額総額⑬」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計⑬」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計⑬」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑭」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

[14 同左]

15 事業税の「⑯のうち見込納付額⑯」の欄は、法第72条の25第3項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）若しくは第5項（法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。）又は令和2年旧法第72条の25第5項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

[16～18 同左]

19 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）⑰」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書（別表4）の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書（別表4付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載し、令和2年旧法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑱」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21 還付請求の「中間納付額⑲」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第4項又は令和

還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22 法第23条第1項第4号の2イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

23 法第23条第1項第4号の2イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

24 法第23条第1項第4号の2イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・JISY100) (第三号・第五号・第十号(二題送))

【様式別紙六 挿入】

第六号様式(その2) (入力用) (用紙日本産業規格A4・JISY100) (第三号・第五号・第十号(二題送))

【様式別紙七 挿入】

第六号様式(その2) 記載要領
[1～6 略]

7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ又はハ(政令第6条の2第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

8 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとするものに限る。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑩」の欄の金額を記載すること。

9 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第2条第12号の7

2年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2若しくは第25条又は令和2年旧政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

23 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

24 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・JISY100) (第三号・第五号・第十号(二題送))

【様式別紙五 挿入】

第六号様式(その2) (入力用) (用紙日本産業規格A4・JISY100) (第三号・第五号・第十号(二題送))

【様式別紙六 挿入】

第六号様式(その2) 記載要領
[1～6 同左]

7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ(政令第6条の2第1号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第23条第1項第4号の5イ、三若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。))第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

8 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。))、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑩」の欄の金額を記載すること。

9 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要

の2に規定する連結法人をいう。)であった法人(令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするもの)に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

[10・11 略]

12 道府県民税の「㉔のうち見込納付額㉔」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13 事業税の「所得金額総額㉔」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉔」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㉔」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉔」の欄の金額を記載すること。

[14 略]

15 事業税の「㉔のうち見込納付額㉔」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

[16～19 略]

20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉔」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

値において「令和2年旧法人税法」という。)第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

[10・11 同左]

12 道府県民税の「㉔のうち見込納付額㉔」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。)の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。))を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13 事業税の「所得金額総額㉔」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉔」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㉔」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉔」の欄の金額を記載すること。

[14 同左]

15 事業税の「㉔のうち見込納付額㉔」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)若しくは第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

[16～19 同左]

20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉔」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21 還付請求の「中間納付額⑨」の欄は、<u>法第53条第32項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</u> 22 法第23条第1項第4号の2イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、<u>同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。</u> 23 法第23条第1項第4号の2イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、<u>同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。</u> 24 法第23条第1項第4号の2イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、<u>同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。</u> 繰上払増資（ヤシ㍻）（田塚ロキ 田塚栄造 イサ・ヤシト母）（銀川米・銀川米・銀十米シ1監送） 【並びに添付書類】 第6号様式（その3）記載要領 [1～6 略] 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、<u>法第23条第1項第4号の2イ又はハ（政令第6条の2第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</u> 8 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であつた法人（法第53条第3項（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑨」の欄の金額を記載すること。 9 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）であつた法人（令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年改正法附則第5条第6項において準	21 還付請求の「中間納付額⑨」の欄は、<u>法第53条第32項若しくは第72条の28第4項又は令和2年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2若しくは第25条又は令和2年旧政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</u> 22 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。 23 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。 24 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。 繰上払増資（ヤシ㍻）（田塚ロキ 田塚栄造 イサ・ヤシト母）（銀川米・銀川米・銀十米シ1監送） 【並びに添付書類】 第6号様式（その3）記載要領 [1～6 同左] 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、<u>法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ（政令第6条の2第1号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</u> 8 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であつた法人（法第53条第3項（令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であつた法人に限る。）にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑨」の欄の金額を記載すること。 9 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人（令和2年改正法附則
---	--

用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

[10・11 略]

12 道府県民税の「⑫のうち見込納付額⑫」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13 事業税の「所得金額総額⑬」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計⑬」の欄の金額を記載し、「所得金額総額⑩」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計⑬」の欄の金額を記載すること。

[14 略]

15 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑭」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

16 還付請求の「中間納付額⑮」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

17 事業税の「⑭のうち見込納付額⑮」の欄は、法第72条の25第3項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）又は第5項（法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であつた法人に限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

[10・11 同左]

12 道府県民税の「⑫のうち見込納付額⑫」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書（令和2年旧法人税法第22条第32号に規定する連結確定申告書をいう。）の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第22条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（令和2年旧法人税法第22条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（令和2年旧法人税法第22条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13 事業税の「所得金額総額⑬」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計⑬」の欄の金額を記載し、「所得金額総額⑩」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計⑬」の欄の金額を記載すること。

[14 同左]

15 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑭」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

16 還付請求の「中間納付額⑮」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第4項又は令和2年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2若しくは第25条又は令和2年旧政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

17 事業税の「⑭のうち見込納付額⑮」の欄は、法第72条の25第3項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）若しくは第5項（法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。）又は令和2年旧法第72条の25第5項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申

[18～22 略]

23 法第23条第1項第4号の2イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

24 法第23条第1項第4号の2イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

25 法第23条第1項第4号の2イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第6号様式別表1記載要領

〔様式 Ⅲ〕

第6号様式別表1 (イ)イ田 (田)第日本通業第4イ・イムム田 (第)三米・第十米(シ)田送)

〔様式 Ⅳ〕

第6号様式別表1記載要領

1 この計算書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。))の規定の適用を受けようとするものに限る。)が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

[2～8 略]

9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(32)若しくは(37)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(29)又は(34)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(12)付表2)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(32)若しくは(37)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。)に該当しない

告書の提出前に納付した金額を記載すること。

[18～22 同左]

23 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

24 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

25 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第6号様式別表1記載要領

〔様式 Ⅲ〕

第6号様式別表1 (イ)イ田 (田)第日本通業第4イ・イムム田 (第)三米・第十米(シ)田送)

〔様式 Ⅳ〕

第6号様式別表1記載要領

1 この計算書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

[2～8 同左]

9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(37)若しくは(42)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(14)付表2)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(37)若しくは(42)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。)に該当しない

い法人の法人税の明細書（別表6(10)付表）の(29)又は(34)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6(12)付表2）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）・使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[10・11 略]

12 「控除対象選付法人税額、控除対象選付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属選付税額の控除額②」の欄は、法第53条第23項又は第26項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「合計」及び第6号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「合計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第六号様式別表1の3（入力用）（用紙日本産業規格A4・ヤマト色）（第3条・第十条の11（略））

第六号様式別表1の3（入力用）（用紙日本産業規格A4・ヤマト色）（第3条・第十条の11（略））

（略）

第六号様式別表1の3記載要領

1 この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）であった法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするもの）に限り、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。

[2・3 略]

4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。

5 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

い法人の法人税の明細書（別表6(10)付表）の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6(14)付表2）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）・使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[10・11 同左]

12 「控除対象選付法人税額、控除対象選付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属選付税額の控除額②」の欄は、法第53条第23項又は第26項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」及び第6号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第六号様式別表1の3（入力用）（用紙日本産業規格A4・ヤマト色）（第3条・第十条の11（略））

第六号様式別表1の3（入力用）（用紙日本産業規格A4・ヤマト色）（第3条・第十条の11（略））

（略）

第六号様式別表1の3記載要領

1 この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。

[2・3 同左]

4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する法第53条第3項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。	
7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第23項又は令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「合計」の欄の金額を記載すること。	
【割る】 第6号様式別表1の5（用紙：日本産業規格A4）（第3条・第10条の11関係） 【様式別表十六 挿入】 第6号様式別表2の5記載要領	
1 この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第23項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結	

税の明細書（別表6の2（1））の（22）の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の（18）の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2（2）の2））の（27）の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（3の6））の（11）の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。	
また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。	
6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項若しくは第9項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。	
7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第23項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」の欄の金額を記載すること。	
8 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑧」の欄は、零を超える場合に記載すること。 第6号様式別表1の5（用紙：日本産業規格A4）（第3条・第10条の11関係） 【様式別表十五 挿入】 第6号様式別表2の5記載要領	
1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。））による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第80条第5項に規定する中間期間をいう。）（法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く。）又は当該連結事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度（令和2年旧法人税法第80条第5項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第23項第1号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））、外国法人の恒久的施	

事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）（令和２年旧法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第5号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。） 附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第53条第23項又は令和２年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。

〔2 略〕

3 「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあつてはそれぞれ(4)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあつては(4)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(イ)に掲げる金額が(ニ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除く。）

(4) この明細書の「当期控除額④」の「合計」の欄の金額
〔ロ〕 略〕

(2) 第6号様式別表1を提出する法人

(4) この明細書の「当期控除額④」の「合計」及び第6号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「合計」の各欄の金額の合計額
〔ロ〕 略〕

(3) 第6号様式別表1の2を提出する法人

(4) この明細書の外国法人の恒久的施設帰属所得に係る「当期控除額④」の「合計」の欄の金額
〔ロ〕 略〕

(イ) この明細書の外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る「当期控除額④」の「合計」の欄の金額
〔ニ〕 略〕

(4) 第6号様式別表1の3を提出する法人

(4) この明細書の「当期控除額④」の「合計」の欄の金額
(ロ) 第6号様式別表1の3の「差引法人税額（①+②）」③の欄の金額から「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額及び「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄の金額の合計額を控除した金額

設備帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第2号又は令和２年旧法第53条第12項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第3号又は令和２年旧法第53条第12項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（令和２年旧法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（令和２年旧法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第53条第23項若しくは令和２年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。

〔2 同左〕

3 「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあつてはそれぞれ(4)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあつては(4)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(イ)に掲げる金額が(ニ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除く。）

(4) この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額
〔ロ〕 同左〕

(2) 第6号様式別表1を提出する法人

(4) この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第6号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額
〔ロ〕 同左〕

(3) 第6号様式別表1の2を提出する法人

(4) この明細書の恒久的施設帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額
〔ロ〕 同左〕

(イ) この明細書の恒久的施設非帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額
〔ニ〕 同左〕

(4) 第6号様式別表1の3を提出する法人

(4) この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額
(ロ) 第6号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額（①+②）」と「①の括弧書」のうちちいずれが多い額又は差引法人税額（①+②）③の欄の金額から「法人税法の規定によつて計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によつて計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額及び「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属

4 法第53条第24項の規定を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（<u>同項</u>に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（<u>同項</u>に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（<u>同項</u>に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と<u>同項</u>の適用を受ける法人の各事業年度若しくは各中間期間の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。 5 令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第28項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（<u>同項</u>に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（<u>同項</u>に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（<u>同項</u>に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と<u>同項</u>の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度若しくは各中間期間の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。
第6号様式別表二の六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係） 【様式別表十八 挿入】 第6号様式別表2の6記載要領 1 この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは<u>中間期間</u>において生じた還付対象欠損金額（法第53条第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。 〔2 略〕 3 「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に<u>終了する事業年度</u>終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第53条第14項第1号に規定する一般社団法人等（<u>同項</u>に規定する医療法人を除く。）又は法第53条第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等）<u>あつては100分の19を乗じて計算した金額</u>を記載すること。 (1) <u>還付対象欠損金額</u>（<u>中間期間</u>において生じたものを除く。）の生じた<u>事業年度</u>後最初に<u>終了する事業年度</u>について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される

税額の控除額④」の欄の金額の合計額を控除した金額 4 法第53条第24項又は令和2年旧法第53条第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（<u>これらの規定</u>に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（<u>これらの規定</u>に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（<u>これらの規定</u>に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と<u>これらの規定</u>の適用を受ける法人の各事業年度若しくは各中間期間の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。 5 令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第28項又は令和2年旧法第53条第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（<u>これらの規定</u>に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（<u>これらの規定</u>に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（<u>これらの規定</u>に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と<u>これらの規定</u>の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度若しくは各中間期間の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。 第6号様式別表二の六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係） 【様式別表十七 挿入】 第6号様式別表2の6記載要領 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は<u>中間期間</u>（法人税法第80条第5項に規定する<u>中間期間</u>をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた還付対象欠損金額（法第53条第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。 〔2 同左〕 3 「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に<u>開始する事業年度</u>終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第53条第14項第1号に規定する一般社団法人等（<u>同項</u>に規定する医療法人を除く。）又は法第53条第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等）<u>あつては100分の19を乗じて計算した金額</u>を記載すること。 (1) <u>還付対象欠損金額</u>の生じた<u>事業年度</u>又は<u>中間期間</u>後最初に<u>開始する事業年度</u>について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により

場合に限る。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 〔(2) 略〕 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。 (1) この明細書の「<u>当期控除額⑤</u>」の「<u>合計</u>」及び第6号様式別表2の5の「<u>当期控除額④</u>」の「<u>合計</u>」の各欄の金額の合計額 〔(2) 略〕 〔5 略〕 振込の差引金額(16) (田舎ロキ連業年度△+) (銀11米・銀10米(11)圓送) 〔振込の差引金額(16)を記入〕 第6号様式別表2の7記載要領 1 この明細書は、当該<u>事業年度</u>開始の前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)又は連結適用前災害損失欠損金額(同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。))について、令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。	法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 〔(2) 同左〕 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。 (1) この明細書の「<u>当期控除額⑤</u>」の「<u>計上</u>」及び第6号様式別表2の5の「<u>当期控除額④</u>」の「<u>計上</u>」の各欄の金額の合計額 〔(2) 同左〕 〔5 同左〕 振込の差引金額(16) (田舎ロキ連業年度△+) (銀11米・銀10米(11)圓送) 〔振込の差引金額(16)を記入〕 第6号様式別表2の7記載要領 1 この明細書は、当該<u>事業年度</u>又は<u>連結事業年度</u>(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。))第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第15条の2第1項に規定する<u>連結事業年度</u>をいう。以下この記載要領において同じ。)開始の前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)又は連結適用前災害損失欠損金額(同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。))について、令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の<u>最初連結事業年度</u>(令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する<u>最初連結事業年度</u>をいう。以下この記載要領において同じ。))においては令和2年旧法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。
---	---

場合に限る。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 〔(2) 略〕 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。 (1) この明細書の「<u>当期控除額⑤</u>」の「<u>合計</u>」及び第6号様式別表2の5の「<u>当期控除額④</u>」の「<u>合計</u>」の各欄の金額の合計額 〔(2) 略〕 〔5 略〕 振込の差引金額(16) (田舎ロキ連業年度△+) (銀11米・銀10米(11)圓送) 〔振込の差引金額(16)を記入〕 第6号様式別表2の7記載要領 1 この明細書は、当該<u>事業年度</u>開始の前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年改正法」という。))附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)又は連結適用前災害損失欠損金額(同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。))について、令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の<u>最初連結事業年度</u>(令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する<u>最初連結事業年度</u>をいう。以下この記載要領において同じ。))においては令和2年旧法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。	法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 〔(2) 同左〕 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。 (1) この明細書の「<u>当期控除額⑤</u>」の「<u>計上</u>」及び第6号様式別表2の5の「<u>当期控除額④</u>」の「<u>計上</u>」の各欄の金額の合計額 〔(2) 同左〕 〔5 同左〕 振込の差引金額(16) (田舎ロキ連業年度△+) (銀11米・銀10米(11)圓送) 〔振込の差引金額(16)を記入〕 第6号様式別表2の7記載要領 1 この明細書は、当該<u>事業年度</u>又は<u>連結事業年度</u>(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。))第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第15条の2第1項に規定する<u>連結事業年度</u>をいう。以下この記載要領において同じ。)開始の前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)又は連結適用前災害損失欠損金額(同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。))について、令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の<u>最初連結事業年度</u>(令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する<u>最初連結事業年度</u>をいう。以下この記載要領において同じ。))においては令和2年旧法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。
---	---

定する普通法人（令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては100分の23.２（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.５とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.９とし、当該最初連結事業年度が平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.４とする。）を、令和２年旧法第53条第６項第１号に規定する普通法人（令和２年旧措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は令和２年旧法第53条第６項第２号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあつては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。

３ 「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

【(1) 略】

(2) 第６号様式別表１の３を提出する法人

【(イ) 略】

(ロ) 第６号様式別表１の３の「差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

４ 令和２年改正法附則第５条第４項において準用する法第53条第５項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（令和２年旧法第53条第６項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）ごとに記載すること。

第６号様式別表一の八（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係）

【様式別表二十一挿入】

第６号様式別表２の８記載要領

１ この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げ

法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては100分の23.２（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.５とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.９とし、当該最初連結事業年度が平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.４とする。）を、令和２年旧法第53条第６項第１号に規定する普通法人（令和２年旧措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は令和２年旧法第53条第６項第２号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあつては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。

３ 「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

【(1) 同左】

(2) 第６号様式別表１の３を提出する法人

【(イ) 同左】

(ロ) 第６号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（①＋②）と①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によつて計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によつて計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

４ 令和２年改正法附則第５条第４項において準用する法第53条第５項又は令和２年旧法第53条第７項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（令和２年改正法附則第５条第４項において準用する法第53条第３項又は令和２年旧法第53条第６項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第６号様式別表一の八（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係）

【様式別表二十一挿入】

第６号様式別表２の８記載要領

１ この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）によ

る改正規定に限る。)による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)において生じた控除対象個別帰属税額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第3項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

2 「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

【(1) 略】

(2) 第6号様式別表1の3を提出する法人

【(イ) 略】

(ロ) 第6号様式別表1の3の「差引法人税額(①+②)③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

3 令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第5項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人(同項に規定する被合併法人等をいう。)の前10年内連結事業年度(同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。)に係る控除未済個別帰属税額(同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

様式別表四(三)(用紙日本産業規格A4・ヨコ型)(様式・様式(一)図送)

様式別表五(提出用)(用紙日本産業規格A4・ヨコ型)

第6号様式別表4の3記載要領 略】

様式別表五(提出用)(用紙日本産業規格A4・ヨコ型)(第五条関連)

様式別表五(入力用)(用紙日本産業規格A4・ヨコ型)

様式別表五(入力用)(用紙日本産業規格A4・ヨコ型)(第五条関連)

様式別表五(入力用)(用紙日本産業規格A4・ヨコ型)

第6号様式別表5記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第3号若しくは第4号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第2項若しくは第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1

る改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第9項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

2 「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

【(1) 同左】

(2) 第6号様式別表1の3を提出する法人

【(イ) 同左】

(ロ) 第6号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額((①+②)と(①の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額(①+②)③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属税額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

3 令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第5項又は令和2年旧法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人(これらの規定に規定する被合併法人等をいう。)の前10年内連結事業年度(これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。)に係る控除未済個別帰属税額(これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。)とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

様式別表四(三)(用紙日本産業規格A4・ヨコ型)(様式・様式(一)図送)

様式別表五(提出用)(用紙日本産業規格A4・ヨコ型)

第6号様式別表4の3記載要領 同左】

様式別表五(提出用)(用紙日本産業規格A4・ヨコ型)(第五条関連)

様式別表五(入力用)(用紙日本産業規格A4・ヨコ型)

様式別表五(入力用)(用紙日本産業規格A4・ヨコ型)(第五条関連)

様式別表五(入力用)(用紙日本産業規格A4・ヨコ型)

第6号様式別表5記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第3号若しくは第4号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項若しくは地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項

項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第18条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。

〔2～5 略〕

6 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）①」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4）の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書（別表4付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

7 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によつて事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

8 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額⑫」及び「債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑬」の各欄に記載しないこと。

9 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなつた場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しない

若しくは第142条の2の2若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第22条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の3第1項、第66条の13、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第18条の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。

〔2～5 同左〕

6 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）①」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書（別表4）の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書（別表4付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載し、令和2年旧法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

7 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によつて事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

8 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額⑫」及び「債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑬」の各欄に記載しないこと。

9 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなつた場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しない

こととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業員数⑤⑨」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数⑤⑨」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

[10 略]

第6号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

「様式別表五の二（入力用）」

第6号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

「様式別表五の二（入力用）」

第6号様式別表5の2記載要領

[1～4 略]

5 「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

【割る】

(1) 法第72条の18第1項の規定によりその例にとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「（第6号様式⑨－別表10⑨）」と、「別表5⑤⑨」とあるのは「（別表5⑤⑨－別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例にとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「（第6号様式⑨－別表10⑨）」と、「別表5⑤⑨」とあるのは「（別表5⑤⑨－別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

こととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業員数⑤⑨」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数⑤⑨」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

[10 同左]

第6号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

「様式別表五の二（入力用）」

第6号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

「様式別表五の二（入力用）」

第6号様式別表5の2記載要領

[1～4 同左]

5 「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 法人税法第27条の規定の適用を受ける法人にあつては、同欄を「（別表5⑤⑨－同表⑤）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例にとされる法人税法第59条第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の18第1項の規定によりその例にとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第20条の2の12の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「読替え後の令和2年旧法人税法」という。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「（第6号様式⑨－別表10⑨）」と、「別表5⑤⑨」とあるのは「（別表5⑤⑨－別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3) 法第72条の18第1項の規定によりその例にとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において「令和2年旧震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合

<u>(3)</u> 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「（第6号様式⑨一別表11⑫）」と、「別表5⑫」とあるのは「（別表5⑫一別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。	<u>(4)</u> 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「（第6号様式⑨一別表11⑫）」と、「別表5⑫」とあるのは「（別表5⑫一別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。	<u>(5)</u> 租税特別措置法第59条の2の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4）の(33)の欄において減算した金額（損金算入額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。	<u>(6)</u> 租税特別措置法第66条の5の3第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表17（2の3））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。	<u>(7)</u> 第6号様式別表5の②から⑫まで及び⑬の各欄に記載のある法人にあつてはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の⑬の欄に記載のある法人にあつては同欄を加算した金額を記載すること。 6 「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。	〔7 略〕 第6号様式別表五の①の①（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 別紙三十一 挿入〕 第6号様式別表五の①の①（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 略〕 〔第6号様式別表5の2の2記載要領 略〕
--	---	--	---	---	---

に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「（第6号様式⑨一別表10⑫）」と、「別表5⑫」とあるのは「（別表5⑫一別表10⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。	<u>(4)</u> 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「（第6号様式⑨一別表11⑫）」と、「別表5⑫」とあるのは「（別表5⑫一別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。	<u>(5)</u> 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「（第6号様式⑨一別表11⑫）」と、「別表5⑫」とあるのは「（別表5⑫一別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。	<u>(6)</u> 租税特別措置法第59条の2又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第59条の2若しくは第88条の62の2の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4）の(33)又は法人税の明細書（別表4の2付表）の(41)の欄において減算した金額（損金算入額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。	<u>(7)</u> 租税特別措置法第66条の5の3第1項、所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の5の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表17（2の3））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2(2)付表1）の(8)の「計」の欄から(26)の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。	<u>(8)</u> 第6号様式別表5の⑩から⑬まで及び⑭の各欄に記載のある法人にあつてはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の⑭の欄に記載のある法人にあつては同欄を加算した金額を記載すること。 6 「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第3項、第4項若しくは第5項又は令和2年旧法第72条の21第4項若しくは第5項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。	〔7 同左〕 第6号様式別表五の①の①（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 別紙三十一 挿入〕 第6号様式別表五の①の①（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 同左〕 〔第6号様式別表5の2の2記載要領 同左〕
---	--	--	---	--	--	--

第6号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 略〕 第6号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 略〕 第6号様式別表5の2の3記載要領 1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22、法附則第9条第1項、第4項から第7項まで、第17項若しくは第23項又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。 〔2～7 略〕 8 法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあつては、<u>同号</u>に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。 9 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあつては、<u>同号</u>に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。 10 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあつては、<u>同号</u>に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。 第6号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 略〕 第6号様式別表5の2の4記載要領 1 この計算書は、法第72条の21第6項の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。 2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の2の22各号に掲げる金額がある場合に、<u>同条第1号から第4号までに掲げる金額の合計額を記載すること</u>。この場合において、当該各号（第4号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。 〔3 略〕 第6号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 略〕	第6号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 同上〕 第6号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 同上〕 第6号様式別表5の2の3記載要領 1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22、法附則第9条第1項、第4項から第7項まで、第17項若しくは第23項、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の21第1項第1号から第3号まで、令和2年旧法附則第9条第1項若しくは第7項又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。 〔2～7 同左〕 8 法第72条の21第1項第1号又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあつては、<u>これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること</u>。 9 法第72条の21第1項第2号又は令和2年旧法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあつては、<u>これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること</u>。 10 法第72条の21第1項第3号又は令和2年旧法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあつては、<u>これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること</u>。 第6号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 同左〕 第6号様式別表5の2の4記載要領 1 この計算書は、法第72条の21第6項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の21第6項の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。 2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の2の22各号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の2の22各号に掲げる金額がある場合に、<u>政令第20条の2の22第1号から第4号まで又は令和2年旧政令第20条の2の22第1号及び第2号に掲げる金額の合計額を記載すること</u>。この場合において、当該各号（第4号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。 〔3 同左〕 第6号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 同左〕
---	---

第6号様式別表五の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 略〕	第6号様式別表五の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 同上〕
第6号様式別表5の3記載要領 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。 〔2～5 略〕 第6号様式別表五の三（一）（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 〔様式 略〕	第6号様式別表5の3記載要領 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。 〔2～5 同左〕 第6号様式別表五の三（一）（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 〔様式 同上〕
第6号様式別表5の3の2記載要領 1 この明細書は、法第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の3に併せて提出すること。 〔2・3 略〕 第6号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 略〕 第6号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 略〕	第6号様式別表5の3の2記載要領 1 この明細書は、法第72条の15第2項各号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の3に併せて提出すること。 〔2・3 同左〕 第6号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 同上〕 第6号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 同上〕
第6号様式別表5の4記載要領 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。 〔2～5 略〕 第6号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 略〕 第6号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 略〕	第6号様式別表5の4記載要領 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の16又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。 〔2～5 同左〕 第6号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 同上〕 第6号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係） 〔様式 同上〕
第6号様式別表5の5記載要領 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し	第6号様式別表5の5記載要領 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の17又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2

、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

[２～５ 略]

年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第７２条の１に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

[２～５ 同左]

第六号様式別表五の六 (用紙日本産業規格 A 4) (第五条関係)

国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書
(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

新規雇用者給与等支給額の計算			
新規雇用者給与等支給額 (②の1) - (②の2) + (②の3)	新規雇用者給与等支給増加額 (①) - (②) (ベータプラスの場合は0)	③	
新規雇用者比較給与等支給額 ②	新規雇用者給与等支給増加割合 (③) / (②) (②=0の場合は0)	④	
控除対象新規雇用者給与等支給額の計算			
国内新規雇用者に対する給与等の支給額 (③の1) - (③の2) (ベータプラスの場合は0)	調整雇用者給与等支給増加額 (⑥) - (⑦) (ベータプラスの場合は0)	⑧	
調整雇用者給与等支給額 (③の1) - (③の2) (ベータプラスの場合は0)	控除対象新規雇用者給与等支給額 ⑧と⑥のうち小さい金額	⑨	
調整比較雇用者給与等支給額 ⑨			
国内新規雇用者に対する給与等の支給額、調整雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の明細			
給与等の支給額		1の給与等に対する金額	2のうち雇用安定助成金額
	1	2	3
国内雇用者に対する給与等の支給額	円	円	
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	円		
同上のうち一般従業員等に係る金額	円		
調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の計算	⑩	⑪	
前事業年度又は前連結事業年度	・	適用年度の月数	⑫
	・	⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数	
	給与等の支給額	1の給与等に対する金額	2のうち雇用安定助成金額
	1	2	3
国内雇用者に対する給与等の支給額	円	円	
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	円		
同上のうち一般従業員等に係る金額	円		
調整比較雇用者給与等支給額 (⑩の1) - (⑩の2) × ⑫ (ベータプラスの場合は0)	円	新規雇用者比較給与等支給額 (⑩の1) - (⑩の2) × ⑫ (ベータプラスの場合は0)	⑭
労働者をした法人の計算			
報酬給与額 別表5の3⑬	円	⑮と(⑮×75%)のうち少ない金額	⑯
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑭	円	控除対象額 ⑮ × ⑭ / (⑮ + ⑭)	⑰
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑱	円		
事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の計算 又は⑥ × ⑳ / ㉑	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数	㉒
⑥のうち法人金額等課税事業に係る額又は⑥ × ㉓ / ㉔	円	国内における法人金額等課税事業に係る期末の従業員数	㉕
控除対象額 ⑨ × ㉖ / ⑥、⑨ × ㉖ / ⑥又は㉑ × ㉖ / ⑥	円	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉗
付加価値額から控除する額の計算			
報酬給与額 別表5の2①	円	雇用安定控除調整率 (⑮ - ⑰) / ⑮	㉘
雇用安定控除額 別表5の2②	円	付加価値額からの控除額 ㉘ × ㉙、㉘ × ㉙又は㉗ × ㉙	㉚

第6号様式別表5の6記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第11号）第1条及び第5条の規定による改正前の法附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）附則第9条第14項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において令和2年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

2 「第1号
法第72条の2第1項第3号」 となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑩」から「付加価値額からの控除額⑪」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4 「前事業年度又は前連結事業年度⑬」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第11条及び第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和4年旧措置法」という。）第42条の12の5第3項第4号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑮」から「同上のうち一般被保険者に係る金額⑯」までの各欄 連結申告法人（令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあつては、租税特別措置法施行令第1条第1号イ（令和4年政令第148号）第1条及び第2条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和4年旧措置法施行令」という。）第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和4年旧措置法施行令第27条の12の5第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を

- 、各欄の上位に外書として記載すること。連結申告法人にあっては、法人税法施行令第の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）第39条の46の２第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等の支給額、同項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和２年旧措置法第39条の46の２第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等の支給額、同項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上位に外書として記載すること。
- (2) 「 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ 」の欄 欄中「⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の人には「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算すること。
- (3) 「調整比較雇用者給与等支給額⑧」の欄 欄中「 $(\text{⑮の1}) - (\text{⑮の2})$ 」とあるのは、「 $(\text{⑮の1}) + (\text{⑮の1の外書}) - (\text{⑮の2}) + (\text{⑮の2の外書})$ 」として計算すること。
- (4) 「新規雇用者比較給与等支給額⑨」の欄 欄中「 $(\text{⑰の1}) - (\text{⑰の2}) + (\text{⑰の3})$ 」とあるのは、「 $(\text{⑰の1}) + (\text{⑰の1の外書}) - (\text{⑰の2}) + (\text{⑰の2の外書}) + (\text{⑰の3}) + (\text{⑰の3の外書})$ 」として計算すること。
- 5 令和４年旧措置法施行令第27条の12の５第7項若しくは第9項（これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第7項若しくは第9項（これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。
- (1) 「調整比較雇用者給与等支給額⑧」の欄 令和４年旧措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）又は令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第22項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第４号ロ又は令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第３号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。
- (2) 「新規雇用者比較給与等支給額⑨」の欄 令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第６号又は令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第５号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。
- 6 「⑥のうち所得等課税事業に係る額又は $\text{⑥} \times \text{⑳} / \text{㉑}$ 」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑥」のうち法第72条の２第１項第１号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。
- 7 「⑥のうち収入金額等課税事業に係る額又は $\text{⑥} \times \text{㉒} / \text{㉓}$ 」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑥」のうち法第72条の２第１項第３号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

- 8 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数^㉔」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業員数^㉕」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数^㉖」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）を合計した数を記載すること。
- (1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。）を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合
- (2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合
- (3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合
- 9 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う連結申告法人が令和2年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載すること。

第6号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 〔様式 略〕	
第6号様式別表5の6の3記載要領	
1	この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
〔2・3 略〕	
4	「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合（(2)は、令和6年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。 〔(1) 略〕
(2)	「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人を超える場合で、政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合（同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）
(3)	「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円未満であり、かつ、 「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人以下である場合
(4)	「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人未満である場合
5	「前事業年度又は前連結事業年度⑩」の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。 (1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑨」から「⑩のうち雇用安定助成金額⑫」までの各欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第45条の2第3項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の5第5項第3号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第2号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第5項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。 〔(2)～(4) 略〕
6	租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇

第6号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 〔様式 同上〕	
第6号様式別表5の6の3記載要領	
1	この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法附則第9条第13項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。 〔2・3 同左〕
4	「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。 〔(1) 同左〕 〔新設〕
(2)	「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円未満であり、又は「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人未満である場合
〔新設〕	
5	「前事業年度又は前連結事業年度⑩」の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。 (1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑨」から「⑩のうち雇用安定助成金額⑫」までの各欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第45条の2第3項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第2号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第3項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。 〔(2)～(4) 同左〕
6	租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇

用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。 (1) 「比較雇用者給与等支給額⑨」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第5項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。 (2) 「調整比較雇用者給与等支給額⑩」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限る。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第5項第6号ロに掲げる金額を記載すること。 〔7 略〕 8 「継続雇用者に対する給与等の支給額⑪」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。 〔9～12 略〕 第6号様式別表6 (用紙日本産業規格△4) (第5条関係) 〔様式別表三十四 挿入〕 〔第6号様式別表6記載要領 略〕 第6号様式別表6 (用紙日本産業規格△4) (第5条関係) 〔様式別表三十三 挿入〕 〔第6号様式別表6記載要領 略〕 第6号様式別表9記載要領 1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。)について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。 〔(1) 略〕 〔削る〕	
〔2〕 [略] 〔2 略〕 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限る。)にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。 〔4 略〕 5 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあつては、同欄中「第	用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。 (1) 「比較雇用者給与等支給額⑨」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第3項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。 (2) 「調整比較雇用者給与等支給額⑩」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限る。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号ロに掲げる金額を記載すること。 〔7 同左〕 8 「継続雇用者に対する給与等の支給額⑪」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。 〔9～12 同左〕 第6号様式別表6 (用紙日本産業規格△4) (第5条関係) 〔様式別表三十三 挿入〕 〔第6号様式別表6記載要領 同左〕 第6号様式別表6 (用紙日本産業規格△4) (第5条関係) 〔様式別表三十三 挿入〕 〔第6号様式別表6記載要領 略〕 第6号様式別表9記載要領 1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。)について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。 〔(1) 同左〕 〔2〕 令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「読替え後の令和2年旧法人税法」という。)第57条第1項若しくは第58条第1項又は令和2年旧政令第21条第1項の規定 〔3〕 [同左] 〔2 同左〕 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限る。)にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。 〔4 同左〕 5 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあつては、同欄中「第

	6号様式㉔」とあるのは、「<u>別表5㉔</u>」と読み替えて計算した金額を記載すること。 6 「損金算入限度額㉔」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号に掲げる法人の同項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。 〔(1)～(3) 略〕 (4) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の3に規定する受託法人をいう。（5）において同じ。） (5) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人 7 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額㉔」の欄の記載に当たっては、次によること。 (1) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項又は第4項の規定を受ける事業年度である場合（(2)に該当する場合を除く。）には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等㉔」の欄の金額を記載すること。 (2) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等㉔」の欄の金額を記載すること。
【削る】	

	6号様式㉔」とあるのは、「<u>別表5㉔</u>」と読み替えて計算した金額を記載すること。 6 「損金算入限度額㉔」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和2年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。 〔(1)～(3) 同左〕 (4) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の2第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の3又は令和2年旧法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。（5）において同じ。） (5) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号又は令和2年旧措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人 7 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金㉔」の欄の記載に当たっては、次によること。 (1) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項若しくは第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(2)に該当する場合を除く。）には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等㉔」の欄の金額を記載すること。 (2) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項若しくは第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第1項若しくは第2項（令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等㉔」の欄の金額を記載すること。 (3) 当該事業年度（法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は令和2年旧法人税法第80条第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた欠損金額につき法人税法第80条若しくは第144条の13又は令和2年旧法人税法第80条の規定による法人税額の還付
--	--

8 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の令和5年旧措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④」（当該事業年度の③と②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。 〔(1) 略〕 (2) 令和5年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第6号様式別表9の2の⑫の欄の金額を含めて記載すること。 繰上金繰上金繰上金（田城ロキ連業票送付）（銀行株監送） 〔繰上金〕 第6号様式別表9の2記載要領 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。	8 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の令和5年旧措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④」（当該事業年度の③と②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。 〔(1) 略〕 (2) 令和5年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第6号様式別表9の2の⑫の欄の金額を含めて記載すること。 繰上金繰上金繰上金（田城ロキ連業票送付）（銀行株監送） 〔繰上金〕 第6号様式別表9の2記載要領 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。
--	--

を受けているときは、当該運付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額を含めた金額を記載すること。 8 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の令和5年旧措置法第66条の11の4第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例にとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④」（当該事業年度の③と②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。 〔(1) 同左〕 (2) 令和5年旧措置法第66条の11の4第1項第1号又は令和2年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第6号様式別表9の2の⑫の欄の金額を含めて記載すること。 繰上金繰上金繰上金（田城ロキ連業票送付）（銀行株監送） 〔繰上金〕 第6号様式別表9の2記載要領 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例にとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第204号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。 〔2・3 同左〕 4 「特例対象控除未済欠損金額等（別表9の③）⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。 (1) 当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる法人税法第57条第2項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例にとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第2項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第6号様式別表9の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等と	を受けているときは、当該運付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額を含めた金額を記載すること。 8 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の令和5年旧措置法第66条の11の4第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例にとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④」（当該事業年度の③と②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。 〔(1) 同左〕 (2) 令和5年旧措置法第66条の11の4第1項第1号又は令和2年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第6号様式別表9の2の⑫の欄の金額を含めて記載すること。 繰上金繰上金繰上金（田城ロキ連業票送付）（銀行株監送） 〔繰上金〕 第6号様式別表9の2記載要領 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例にとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第204号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。 〔2・3 同左〕 4 「特例対象控除未済欠損金額等（別表9の③）⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。 (1) 当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる法人税法第57条第2項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例にとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第2項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第6号様式別表9の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等と
--	--

において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第２項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第６号様式別表９の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載すること。

〔(2) 略〕

〔５ 略〕

第6号様式別表10記載要領

〔様式 略〕

第6号様式別表10記載要領

1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第１項の規定によりその例にとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第１項の規定によりその例にとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第１項の規定によりその例にとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人

みなされた金額を控除した金額を記載すること。

〔(2) 同左〕

〔５ 同左〕

第6号様式別表10記載要領

〔様式 同左〕

第6号様式別表10記載要領

1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第１項の規定によりその例にとされる法人税法第59条第1項又は令和２年旧法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第8号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（2（1）及び5において「読替え後の令和２年旧法人税法」という。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第１項の規定によりその例にとされる法人税法第59条第1項又は令和２年旧法第72条の18第1項の規定によりその例にとされる令和２年旧政令第20条の2の12の規定による読替え後の令和２年所得税法等改正法第3条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（2（2）において「読替え後の令和２年旧法人税法」という。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第１項の規定によりその例にとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第2項（令和２年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例にとされる法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人	「令和2年旧震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人
〔3・4 略〕 5 「調整前の控除未済欠損金額等②」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項又は第4項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。	〔3・4 同左〕 5 「調整前の控除未済欠損金額等②」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。
〔6 略〕 第6号様式別表十一（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 【様式別表三十八 挿入】 第6号様式別表11記載要領	〔6 同左〕 第6号様式別表十一（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 【様式別表三十九 挿入】 第6号様式別表11記載要領
1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の4項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。 (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる法人税法第59条第3項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第4項の規定の適用を受けようとする法人	1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。 (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる法人税法第59条第3項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第4項又は令和2年旧法第72条の23第1項の規定によりその例にとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第59条第2項（令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において「令和2年旧震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場

等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する<u>事業年度</u>（以下この記載要領において「<u>最後事業年度</u>」という。）の確定申告書に添付された第6号様式別表9（当該被合併法人等の最後事業年度について修正申告書の提出又は更正で、<u>同明細書の各欄に記載すべき金額に異動があるものがされていた場合には、当該修正申告書又は当該更正に係る書類のうち、最も新しいものに添付された同明細書又は同明細書の各欄に記載すべき金額が記載された書類</u>）の写しを添付すること。 第六号様式別表十三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 【様式別紙四十一挿入】 【第6号様式別表13記載要領 略】 第六号様式別表13記載要領 第六号様式別表13の2記載要領 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。 【2 略】 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。 4 「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失欠損金額の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。 5 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。	第六号様式別表十三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 【様式別紙四十一挿入】 【第6号様式別表13記載要領 略】 第六号様式別表13の2記載要領 第六号様式別表13の3記載要領 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第5項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例に
--	---

規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する<u>事業年度</u>の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。 第六号様式別表十三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 【様式別紙四十一挿入】 【第6号様式別表13記載要領 同左】 第六号様式別表13記載要領 第六号様式別表13の2記載要領 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この記載要領において「<u>読替え後の令和2年旧法人税法施行令</u>」という。）第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。 【2 同左】 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。 4 「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。 5 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号又は読替え後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の法人税法施行令第113条第1項又は読替え後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。 第六号様式別表13（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 【様式別紙四十一挿入】 第六号様式別表13の3記載要領 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第5項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例に	規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する<u>事業年度</u>の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。 第六号様式別表十三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 【様式別紙四十一挿入】 【第6号様式別表13記載要領 同左】 第六号様式別表13記載要領 第六号様式別表13の3記載要領 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第5項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例に
---	---

2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、<u>法の施行地</u>）において行う事業の経営の責任者が主として執務する<u>恒久的施設</u>）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。 〔3～6 略〕 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による<u>改正前の法第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ</u>（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。 〔8・9 略〕 10 <u>法第72条の48第2項ただし書</u>の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㊟」の欄は、<u>法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。</u> 〔12 略〕 第6号の3様式（その2）記載要領 第6号の3様式（その2）記載要領	第6号の3様式（その2）記載要領 第6号の3様式（その2）記載要領
---	---

2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、<u>この法律の施行地</u>）において行う事業の経営の責任者が主として執務する<u>事務所又は事業所</u>）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。 〔3～6 同左〕 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による<u>改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ</u>（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。 〔8・9 同左〕 10 <u>法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書</u>の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㊟」の欄は、<u>法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。</u> 〔12 同左〕 第6号の3様式（その2）記載要領 第6号の3様式（その2）記載要領	第6号の3様式（その2）記載要領 第6号の3様式（その2）記載要領
---	---

〔3～6 略〕 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による<u>改正前の法第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）</u>に定める額を記載すること。 〔8・9 略〕 10 法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあつては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によつて算出した第10号様式を添付すること。 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額②」の欄は、<u>法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。</u> 〔12 略〕 様式第31様式（ネ6㉟）（世帯戸数調査票様式・増設）（総31条・総51条・総10条の11題（※）） 【様式 第51条（増）】 第6号の3様式（その3）記載要領 1 この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人（同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告を使用すること。 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、<u>法の施行地</u>）において行う事業の経営の責任者が主として執務する<u>恒久的施設</u>）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。 〔3～6 略〕 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による<u>改正前の法第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）</u>に定める額を記載すること。	〔3～6 同左〕 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による<u>改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）</u>に定める額を記載すること。 〔8・9 同左〕 10 法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあつては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によつて算出した第10号様式を添付すること。 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額②」の欄は、<u>法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。</u> 〔12 同左〕 様式第31様式（ネ6㉟）（世帯戸数調査票様式・増設）（総31条・総51条・総10条の11題（※）） 【様式 第51条（増）】 第6号の3様式（その3）記載要領 1 この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人（同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告を使用すること。 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、<u>この法律の施行地</u>）において行う事業の経営の責任者が主として執務する<u>事務所又は事業所</u>）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。 〔3～6 同左〕 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による<u>改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）</u>に定める額を記載すること。
---	--

〔８・９ 略〕 10 法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑨」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。 〔12 略〕 繰上り繰下り（田・畑・日本酒・醸造酒・焼酎）（第11条・第10条の11（同左）） ~~〔繰上り繰下り（田・畑・日本酒・醸造酒・焼酎）（第11条・第10条の11（同左））〕~~ ~~繰上り繰下り（田・畑・日本酒・醸造酒・焼酎）（第11条・第10条の11（同左））~~ ~~〔繰上り繰下り（田・畑・日本酒・醸造酒・焼酎）（第11条・第10条の11（同左））〕~~ 第7号様式記載要領 1 この明細書は、内国法人が法第53条第36項及び第321条の8第36項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。	〔８・９ 同左〕 10 法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑨」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。 〔12 同左〕 繰上り繰下り（田・畑・日本酒・醸造酒・焼酎）（第11条・第10条の11（同左）） ~~〔繰上り繰下り（田・畑・日本酒・醸造酒・焼酎）（第11条・第10条の11（同左））〕~~ ~~繰上り繰下り（田・畑・日本酒・醸造酒・焼酎）（第11条・第10条の11（同左））~~ ~~〔繰上り繰下り（田・畑・日本酒・醸造酒・焼酎）（第11条・第10条の11（同左））〕~~ 第7号様式記載要領 1 この明細書は、内国法人が法第53条第36項及び第321条の8第36項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第24項及び第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。
〔2 略〕 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。 〔(1) 略〕 (2) 「控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。 (3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(3)の欄の金額を記載すること。 (4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載すること。 〔(6) 略〕 4 （その2）の記載に当たっては、次によること。 〔(1) 略〕 (2) 「控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の	〔2 同左〕 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。 〔(1) 同左〕 (2) 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。 (3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(3)又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表17（3の6））(4)以下この記載要領において「令和5年旧法人税の明細書（別表17（3の6））」という。）の(11)の各欄の金額を記載すること。 (4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表2付表3）の(16)の欄の金額を記載すること。 〔(6) 同左〕 4 （その2）の記載に当たっては、次によること。 〔(1) 同左〕 (2) 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の

〔3〕 略〕

(4) 「控除未済外国税額等⑩」から「翌期繰越額⑪」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による訃替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

〔5〕 略〕

(6) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑨」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

４ （その２）の記載に当たっては、次によること。

〔1〕 略〕

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第６項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

〔4〕～〔6〕 略〕

また、政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

〔3〕 同左〕

(4) 「控除未済外国税額等⑩」から「翌期繰越額⑪」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による訃替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

〔5〕 同左〕

(6) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑨」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

４ （その２）の記載に当たっては、次によること。

〔1〕 同左〕

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文又は令和２年旧政令第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文又は令和２年旧政令第48条の13第８項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第７項ただし書又は令和２年旧政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

〔4〕～〔6〕 同左〕

(7) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。 (8) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑫」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を記載すること。	(7) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を記載すること。 (8) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑫」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を記載すること。
第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係） 「様式別紙六十八 挿入」 第七号の二様式別表一記載要領 略 第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係） 「様式別紙七十一 挿入」 第七号の二様式別表二記載要領 1 この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付すること。	第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係） 「様式別紙六十七 挿入」 第七号の二様式別表一記載要領 同左 第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係） 「様式別紙七十一 挿入」 第七号の二様式別表二記載要領 1 この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付すること。
〔2～4 略〕 第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係） 「様式別紙七十一 挿入」 第七号の二様式別表三記載要領 1 この明細書は、政令第9条の7第8項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。	〔2～4 同左〕 第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係） 「様式別紙七十一 挿入」 第七号の二様式別表三記載要領 1 この明細書は、政令第9条の7第8項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第9条の7第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。
〔2～8 略〕 第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係） 「様式別紙七十四 挿入」 第七号の二様式別表四記載要領 1 この明細書は、政令第9条の7第17項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。	〔2～8 同左〕 第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係） 「様式別紙七十三 挿入」 第七号の二様式別表四記載要領 1 この明細書は、政令第9条の7第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。
〔2～6 略〕 第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係） 「様式別紙七十六 挿入」	〔2～6 同左〕 第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係） 「様式別紙七十五 挿入」

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係） 【様式別紙七十八 挿入】 第七号の2様式別表5記載要領 1 この明細書は、政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。 【2 略】 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。 (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第9条の7第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。 【(2)～(4) 略】 【4 略】 第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係） 【様式別紙八十一 挿入】 第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係） 【様式別紙八十一 挿入】 第七号の2様式別表6記載要領 1 この明細書は、政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。 【2 略】 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。 (1) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちな	第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係） 【様式別紙七十七 挿入】 第七号の2様式別表5記載要領 1 この明細書は、政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。 【2 同左】 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。 (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。 【(2)～(4) 同左】 【4 同左】 第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係） 【様式別紙七十二 挿入】 第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係） 【様式別紙七十二 挿入】 第七号の2様式別表6記載要領 1 この明細書は、政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。 【2 同左】 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。 (1) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちな
--	---

いものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。 〔２）・（３） 略〕 〔４ 略〕 第七号の三様式（用紙日本産業規格△４）（附則第１条の六・第１条の六の二・第三条関係） 【様式 別紙八十四 挿入】 第七号の三様式記載要領 １ この明細書は、法附則第８条の２の２第１項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第９条の２の２第１項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付して提出すること。 また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項又は法附則第９条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。 〔２～４ 略〕 第十号様式（用紙日本産業規格△４）（第三条・第五条・第十条の二関係） 【様式 別紙八十六 挿入】 第十号様式記載要領 １ この明細書は、２以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）、第６号の２様式又は第６号の３様式（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）、第６号の３様式（その２）（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）若しくは第６号の３様式（その３）（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して一通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者	いものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除不足額相当額について記載すること。 〔（２）・（３） 同左〕 〔４ 同左〕 第七号の三様式（用紙日本産業規格△４）（附則第１条の六・第１条の六の二・第三条関係） 【様式 別紙八十三 挿入】 第七号の三様式記載要領 １ この明細書は、法附則第８条の２の２第１項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）附則第８条の２の２第１項若しくは第３項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第９条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第９条の２の２第１項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付して提出すること。 また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第８条の２の２第１項又は法附則第９条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第９条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。 〔２～４ 同左〕 第十号様式（用紙日本産業規格△４）（第三条・第五条・第十条の二関係） 【様式 別紙八十五 挿入】 第十号様式記載要領 １ この明細書は、２以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）、第６号の２様式又は第６号の３様式（法第72条の48第２項ただし書又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）、第６号の３様式（その２）（法第72条の48第２項ただし書又は令和２年旧法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限
--	--

が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し１通を添付すること。

〔２～５ 略〕

6 通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であつた法人（法第53条第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法１」という。」）附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）が第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

7 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）であつた法人（令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするもの）に限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）が第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

〔８ 略〕

9 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の upper 段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６（2）付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６（2）付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

10～14 〔略〕

第十号の三様式（（旧）日本通業振替（４））（第六卷の五（国選）

〔「連記」「記帳」の「連記」〕

る。）若しくは第６号の３様式（その３）（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して１通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し１通を添付すること。

〔２～５ 同左〕

6 通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であつた法人（法第53条第３項（令和２年改正法附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であつた法人に限る。）が第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

7 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人（令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であつた法人に限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）が第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

〔８ 同左〕

〔新設〕

9～13 〔同左〕

第十号の三様式（（旧）日本通業振替（４））（第六卷の五（国選）

〔「連記」「記帳」の「連記」〕

第10号の3様式記載要領 1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。 〔2～4 略〕 5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の各欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」及び「課税標準」の各欄については、記載を要しない。 〔6～9 略〕 〔削る〕 〔削る〕	第10号の3様式記載要領 1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33若しくは第72条の48の2第4項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条の2若しくは第72条の33の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。 〔2～4 同左〕 5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の各欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」及び「課税標準」の各欄については、記載を要しない。 〔6～9 同左〕 10 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があつた連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。 11 「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。 12 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2若しくは第72条の33第2項又は令和2年旧法第53条の2若しくは第72条の33第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知
第10号の3様式記載要領 1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。 〔2～4 略〕 5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の各欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」及び「課税標準」の各欄については、記載を要しない。 〔6～9 略〕 〔削る〕 〔削る〕	第10号の3様式記載要領 1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33若しくは第72条の48の2第4項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条の2若しくは第72条の33の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。 〔2～4 同左〕 5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の各欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」及び「課税標準」の各欄については、記載を要しない。 〔6～9 同左〕 10 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があつた連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。 11 「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。 12 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2若しくは第72条の33第2項又は令和2年旧法第53条の2若しくは第72条の33第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知

条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する場合に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

【割る】

第十号の四様式（用紙日本産業規格A4）（第六条の五関係）

様式別紙九十 挿入

第10号の4様式記載要領

1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

〔2～4 略〕

5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」の欄については、記載を要しない。

【割る】

書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する場合に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

13 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人及び「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である法人が記載すること。

第十号の四様式（用紙日本産業規格A4）（第六条の五関係）

様式別紙八十九 挿入

第10号の4様式記載要領

1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項若しくは第321条の8の2又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

〔2～4 同左〕

5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度（所得税法等改正法という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」の欄については、記載を要しない。

6 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた

6 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。	更正の通知日を記載すること。 7 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2又は令和2年旧法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。 8 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。 第十号の五様式（<u>第三条の四・第五条の二の三関係</u>） 第十号様式（<u>第三条の四・第五条の二の三・第五條の四関係</u>） <u>（※）</u>
第十号の五様式（<u>第三条の四・第五条の二の三関係</u>） 【割る】 【様式 別紙九十一 挿入】 第十号の5様式記載要領 1 この申請書は、法第55条の2第1項又は第72条の39の2第1項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。	第十号の五様式（<u>第三条の四・第五条の二の三・第五條の四関係</u>） 第十号様式（<u>第三条の四・第五条の二の三・第五條の四関係</u>） <u>（※）</u> 【様式 別紙九十一 挿入】 第十号の5様式記載要領 1 この申請書は、法第55条の2第1項若しくは第72条の39の2第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第55条の2第1項、第55条の4第1項、第72条の39の2第1項若しくは第72条の39の4第1項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
【2・3 略】 第十二号の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（<u>第三条・第五条・第十條の二関係</u>） 【様式 別紙九十四 挿入】 【第12号の2様式備考 略】 第十二号の二の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（<u>第三十八條関係</u>） 【様式 別紙九十六 挿入】 【第12号の2の2様式備考 略】 第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（<u>第十條関係</u>） 【様式 別紙九十八 挿入】 第二十号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（<u>第十條関係</u>） 【様式 別紙百 挿入】 第20号様式記載要領	【2・3 同左】 第十二号の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（<u>第三条・第五条・第十條の二関係</u>） 【様式 別紙九十三 挿入】 【第12号の2様式備考 同左】 第十二号の二の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（<u>第三十八條関係</u>） 【様式 別紙九十五 挿入】 【第12号の2の2様式備考 同左】 第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（<u>第十條関係</u>） 【様式 別紙九十七 挿入】 第二十号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（<u>第十條関係</u>） 【様式 別紙九十九 挿入】 第20号様式記載要領

	「1～6 略」
7	「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2イ又はハ（政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
8	通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の8第3項（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする<u>もの</u>に限る。）にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑩」の欄の金額を記載すること。
9	連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）であつた法人（令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項の規定の適用を受けようとする<u>もの</u>に限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
10・11	略
12	「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業員数②」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業員数②」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「左のうち当該市町村分の従業員数②」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

	「1～6 同左」
7	「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2イ若しくはハ（政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第292条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
8	通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の8第3項（令和2年改正法附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする<u>通算法人であつた法人</u>に限る。）にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑩」の欄の金額を記載すること。
9	連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人（令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年旧法第321条の8第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする<u>連結法人であつた法人</u>に限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
10・11	同左
12	「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業員数②」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業員数②」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「左のうち当該市町村分の従業員数②」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

ようとするものに限る。)が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

[2~8略]

「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の「7の計」又は法人税の明細書（別表6（9）付表）の（32）若しくは（37）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（10）付表）の（29）又は（34）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（12）付表2）の（19）又は（24）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表1）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の「7の計」又は法人税の明細書（別表6（9）付表）の（32）若しくは（37）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（10）付表）の（29）又は（34）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（12）付表2）の（19）又は（24）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、用途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[10·11 略]

2 「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額②」の欄は、法第321条の8第23項又は第26項の規定を受ける場合に、第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「合計」及び第20号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「合計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第二十号様式別表一の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）

〔様式別紙百二挿入〕

第二十号様式別表一の三（入力用）
（用紙日本産業規格A4・セピア色）
（第十条関係）

「様式別紙百四挿入」

第20号様式別表1の3記載要領

1 この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）であつた法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第6項の規定の適用を受けようとするもの）に限り、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記

ようとする通算法人であつた法人に限る。) が記載し、第20号様式の申告書に添付すること

[2~8 同左]

「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に用途税厘金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６（２）付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６（９）付表）の（37）若しくは（42）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６（10）付表）の（30）又は（35）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６（14）付表2）の（19）又は（24）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６（２）付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６（9）付表）の（37）若しくは（42）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６（10）付表）の（30）又は（35）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６（14）付表2）の（19）又は（24）の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途税厘金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[10・11 同左]

2 「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象文損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第321条の8第23項又は第26項の規定を受ける場合に、第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」及び第20号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第二十号様式別表一の三（提出用）
（用紙日本産業規格A4・セピア色）
（第十条関係）

「様式別紙百一挿入」

第二十号様式別表一の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）

「様式別紙百三挿入」

第20号様式別表1の3記載要領

この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第36項又は令和

載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

[2 ・ 3 略]

4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。

5 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和2年改正法附則第13条第4項又は第5項において準用する法第321条の8第3項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第3項又は令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「合計」の欄の金額を記載すること。

[附 則]

第11号様式別表1の5（田畑日本農業関係）（第10条留保）

「連結 宗業回生 連欠」

2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第321条の8第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

[2 ・ 3 同左]

4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44) 欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)の2）の(27)の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（3の6））の(11)の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第5項若しくは第9項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第2項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年旧法第321条の8第12項若しくは第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」の欄の金額を記載すること。

8 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑧」の欄は、零を超える場合に記載すること。

第11号様式別表1の5（田畑日本農業関係）（第10条留保）

「連結 宗業回生 連欠」

第20号様式別表2の5 記載要領
1 この明細書は、<u>当該事業年度の中間期間</u>（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する<u>中間期間</u>をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは<u>中間期間</u>（法人税法第80条第7項又は第8項に規定する<u>欠損事業年度</u>を除く。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の8第23項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の8第23項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の8第23項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した<u>連結事業年度</u>（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）<u>第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）（令和2年旧法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第321条の8第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第321条の8第23項又は令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</u>
〔2 略〕 3 「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあつてはそれぞれ(4)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあつては(4)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(イ)に掲げる金額が(ニ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。 (1) 第20号様式を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除く。） (4) この明細書の「<u>当期控除額④</u>」の「<u>合計</u>」の欄の金額 〔(ロ) 略〕 (2) 第20号様式別表1を提出する法人 (4) この明細書の「<u>当期控除額④</u>」の「<u>合計</u>」及び第20号様式別表2の6の「<u>当期控除額⑤</u>」の「<u>合計</u>」の各欄の金額の合計額 〔(ロ) 略〕

第20号様式別表2の5 記載要領
1 この明細書は、<u>当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間</u>（法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）<u>第80条第5項に規定する中間期間をいう。）（法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く。）又は当該連結事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度（令和2年旧法人税法第80条第5項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の8第23項第1号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第321条の8第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の8第23項第2号又は令和2年旧法第221条の8第12項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の8第23項第3号又は令和2年旧法第321条の8第12項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第321条の8第23項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年旧法第321条の8第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</u>
〔2 同左〕 3 「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあつてはそれぞれ(4)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあつては(4)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(イ)に掲げる金額が(ニ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。 (1) 第20号様式を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除く。） (4) この明細書の「<u>当期控除額④</u>」の「<u>計</u>」の欄の金額 〔(ロ) 同左〕 (2) 第20号様式別表1を提出する法人 (4) この明細書の「<u>当期控除額④</u>」の「<u>計</u>」及び第20号様式別表2の6の「<u>当期控除額⑤</u>」の「<u>計</u>」の各欄の金額の合計額 〔(ロ) 同左〕

(3) 第20号様式別表1の2を提出する法人 (4) この明細書の<u>外国法人の恒久的施設</u>帰属所得に係る「<u>当期控除額④</u>」の「<u>合計</u>」の欄の金額 【(a) 略】 (v) この明細書の<u>外国法人の恒久的施設</u>非帰属所得に係る「<u>当期控除額④</u>」の「<u>合計</u>」の欄の金額 【(二) 略】 (4) 第20号様式別表1の3を提出する法人 (4) この明細書の「<u>当期控除額④</u>」の「<u>合計</u>」の欄の金額 (v) 第20号様式別表1の3の「<u>差引法人税額</u> (①+②) ③」の欄の金額から「<u>法人税法の規定によって計算した法人税額①</u>」の欄の括弧内の金額及び「<u>控除対象個別帰属調整額</u>及び<u>控除対象個別帰属税額の控除額④</u>」の欄の金額の合計額を控除した金額 4 法第321条の8第24項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る<u>控除未済還付法人税額</u>（同項に規定する<u>控除未済還付法人税額</u>をいう。）と<u>同項</u>の適用を受ける法人の各事業年度若しくは各中間期間の内国法人の<u>控除対象還付法人税額</u>、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る<u>控除対象還付法人税額</u>、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る<u>控除対象還付法人税額</u>又は各連結事業年度の<u>控除対象個別帰属還付税額</u>とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。 5 令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第28項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る<u>控除未済個別帰属還付税額</u>（同項に規定する<u>控除未済個別帰属還付税額</u>をいう。）と<u>同項</u>の適用を受ける法人の各連結事業年度の<u>控除対象個別帰属還付税額</u>又は各事業年度若しくは各中間期間の<u>控除対象還付法人税額</u>とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。	(3) 第20号様式別表1の2を提出する法人 (4) この明細書の<u>恒久的施設</u>帰属所得に係る「<u>当期控除額④</u>」の「<u>計</u>」の欄の金額 【(a) 同左】 (v) この明細書の<u>恒久的施設</u>非帰属所得に係る「<u>当期控除額④</u>」の「<u>計</u>」の欄の金額 【(二) 同左】 (4) 第20号様式別表1の3を提出する法人 (4) この明細書の「<u>当期控除額④</u>」の「<u>計</u>」の欄の金額 (v) 第20号様式別表1の3の「<u>差引個別帰属法人税額</u> (①+②) ③」と「<u>①の括弧書</u>」のう ちいずれが多い額）又は<u>差引法人税額</u> (①+②) ③」の欄の金額から「<u>法人税法の規定によって計算した連結法人税額</u>に係る<u>個別帰属額</u>又は<u>法人税法の規定によって計算した法人税額①</u>」の欄の括弧内の金額及び「<u>控除対象個別帰属調整額</u>及び<u>控除対象個別帰属税額の控除額④</u>」の欄の金額の合計額を控除した金額 4 法第321条の8第24項又は令和2年旧法第321条の8第13項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る<u>控除未済還付法人税額</u>（これらの規定に規定する<u>控除未済還付法人税額</u>をいう。）と<u>これらの規定</u>の適用を受ける法人の各事業年度若しくは各中間期間の内国法人の<u>控除対象還付法人税額</u>、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る<u>控除対象還付法人税額</u>、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る<u>控除対象還付法人税額</u>又は各連結事業年度の<u>控除対象個別帰属還付税額</u>とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。 5 令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第28項又は令和2年旧法第321条の8第16項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る<u>控除未済個別帰属還付税額</u>（これらの規定に規定する<u>控除未済個別帰属還付税額</u>をいう。）と<u>これらの規定</u>の適用を受ける法人の各連結事業年度の<u>控除対象個別帰属還付税額</u>又は各事業年度若しくは各中間期間の<u>控除対象還付法人税額</u>とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。
--	---

第11号様式別表1の6（第10号様式別表4）（第10条留送） 「<u>差引法人税額</u>」を「<u>差引</u>」 第20号様式別表2の6記載要領 1 この明細書は、<u>当該事業年度の中間期間</u>（<u>法人税法第80条第5項に規定する中間期間</u>をいう。<u>以下この記載要領において同じ。</u>）又は<u>当該事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間</u>において生じた<u>還付対象欠損金額</u>（<u>法第321条の8第26項に規定する還付対象欠損金額</u>をいう。<u>以下この記載要領において同じ。</u>）について、<u>同項の規定の適用</u>	第11号様式別表1の6（第10号様式別表4）（第10条留送） 「<u>差引法人税額</u>」を「<u>差引</u>」 第20号様式別表2の6記載要領 1 この明細書は、<u>当該事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度又は中間期間</u>（<u>法人税法第80条第5項に規定する中間期間</u>をいう。<u>以下この記載要領において同じ。</u>）において生じた<u>還付対象欠損金額</u>（<u>法第321条の8第26項に規定する還付対象欠損金額</u>をいう。<u>以下この記載要領において同じ。</u>）について、<u>同項の規定の適用</u>を受けようとする法人が記載し、
--	---

を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

〔2 略〕

3 「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に終了する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第321条の8第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第321条の8第14項第1号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

(1) 還付対象欠損金額（中間期間において生じたものを除く。）の生じた事業年度後最初に終了する事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日

〔(2) 略〕

4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) この明細書の「当期控除額⑤」の「合計」及び第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「合計」の各欄の金額の合計額

〔(2) 略〕

〔5 略〕

第11号様式別表1の7（用紙：日本産業規格A4）（第10条関係）

〔様式別紙百十挿入〕

第20号様式別表2の7記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第321条の8第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第3項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

第20号様式の申告書に添付すること。

〔2 同左〕

3 「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第321条の8第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第321条の8第14項第1号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

(1) 還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日

〔(2) 同左〕

4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

〔(2) 同左〕

〔5 同左〕

第11号様式別表1の7（用紙：日本産業規格A4）（第10条関係）

〔様式別紙百九挿入〕

第20号様式別表2の7記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第321条の8第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第5項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適

4 令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第5項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等という。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（令和2年旧法第321条の8第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）ごとに記載すること。

様式第10号様式別表第13の3（日本企業関係）（第10条関係）

「第20号様式別表第2の8記載要領」

第20号様式別表第2の8記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の前10年以内に開始した連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第321条の8第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和2年改正法附則第3条第5項において準用する法第321条の8第3項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

2 「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

〔(1) 略〕

(2) 第20号様式別表第1の3を提出する法人

〔(イ) 略〕

(ロ) 第20号様式別表第1の3の「差引法人税額（①+②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

3 令和2年改正法附則第13条第5項において準用する法第321条の8第5項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等という。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

様式第10号様式別表第13の3（様式）（日本企業関係）（第10条関係）

4 令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第5項又は令和2年旧法第321条の8第7項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

様式第10号様式別表第13の3（日本企業関係）（第10条関係）

「第20号様式別表第2の8記載要領」

第20号様式別表第2の8記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第321条の8第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和2年改正法附則第13条第5項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第9項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

2 「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

〔(1) 同左〕

(2) 第20号様式別表第1の3を提出する法人

〔(イ) 同左〕

(ロ) 第20号様式別表第1の3の「差引個別帰属法人税額（①+②）と①の括弧書）のうちいずれが多い額」又は差引法人税額（①+②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

3 令和2年改正法附則第13条第5項において準用する法第321条の8第5項又は令和2年旧法第321条の8第10項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

様式第10号様式別表第13の3（様式）（日本企業関係）（第10条関係）

〔様式 別紙百十四 挿入〕 第二十号様式別表四の三（入力用）（用紙日本産業規格 A 4・紫色）（第十条関係） 〔様式 別紙百十六 挿入〕 〔第20号様式別表 4 の 3 記載要領 略〕 第二十号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格 A 4・紫色）（第十条関係） 〔様式 別紙百十八 挿入〕 第二十号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格 A 4・紫色）（第十条関係） 〔様式 略〕 第20号の2様式記載要領 〔1～5 略〕 6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2イ又は、（政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。	〔様式 別紙百十三 挿入〕 第二十号様式別表四の三（入力用）（用紙日本産業規格 A 4・紫色）（第十条関係） 〔様式 別紙百十五 挿入〕 〔第20号様式別表 4 の 3 記載要領 同左〕 第二十号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格 A 4・紫色）（第十条関係） 〔様式 別紙百十七 挿入〕 第二十号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格 A 4・紫色）（第十条関係） 〔様式 同左〕 第20号の2様式記載要領 〔1～5 同左〕 6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2イ若しくは、（政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号に定める金額に限る。）又は<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第292条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</u>
第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第十条関係） 〔様式 別紙百二十 挿入〕 第二十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第十条関係） 〔様式 別紙百二十一 挿入〕 第20号の3様式記載要領	第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第十条関係） 〔様式 別紙百十九 挿入〕 第二十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第十条関係） 〔様式 別紙百二十一 挿入〕 第20号の3様式記載要領
1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。 〔2～6 略〕	1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。 〔2～6 同左〕
7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2ロ若しくは、（政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第292条第1項第4号の5ロ、ヘ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。	7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2ロ若しくは、（政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第292条第1項第4号の5ロ、ヘ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
〔8・9 略〕 10 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載	〔8・9 同左〕 10 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、<u>法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による</u>

すること。 第十二号の三の二様式（用紙日本産業規格 A 4）（第十条関係） 様式別紙百一十四 挿入 第20号の3の2様式記載要領	届出書に代えようとする法人が記載すること。 第十二号の三の二様式（用紙日本産業規格 A 4）（第十条関係） 様式別紙百一十三 挿入 第20号の3の2様式記載要領
1 この明細書は、内国法人が法第321条の8第36項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。 〔2・3 略〕 4 「<u>控除対象所得税額等相当額②</u>」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の(3)1)の欄の金額を記載すること。 5 「法人税の控除額③」の欄は、<u>法人税の明細書（別表17（3の6））の(3)の欄の金額</u>を記載すること。 6 「<u>地方法人税の控除額④</u>」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない<u>金額</u>を記載すること。	1 この明細書は、内国法人が法第321条の8第36項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）<u>附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。</u> 〔2・3 同左〕 4 「<u>控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②</u>」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の(3)1)の欄の金額を記載すること。 5 「<u>法人税の控除額③</u>」の欄は、<u>法人税の明細書（別表17（3の6））の(3)又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表17（3の6））の(1)の各欄の金額を記載すること。</u> 6 「<u>地方法人税の控除額④</u>」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない<u>金額又は地方法人税の明細書（別表2付表3）の(16)の欄の金額</u>を記載すること。
7 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第20号様式の「<u>課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤</u>」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「<u>税額控除超過額相当額の加算額⑧</u>」の欄の金額を加算した金額を記載すること。 8 内国法人が法第321条の8第37項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載すること。 様式別紙百一十六 挿入 様式別紙百一十六 挿入 第20号の4様式記載要領	7 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第20号様式の「<u>課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤</u>」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「<u>税額控除超過額相当額の加算額⑧</u>」の欄の金額を加算した金額を記載すること。 8 内国法人が法第321条の8第37項又は令和2年旧法第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。 様式別紙百一十六 挿入 様式別紙百一十六 挿入 第20号の4様式記載要領
1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第38項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。 〔2・3 略〕 4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（<u>法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2）の(11)に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額</u>）を記載すること。	1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第38項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）<u>附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。</u> 〔2・3 同左〕 4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第7項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（<u>法人税の明細書（別表6(2)）の(17)、法人税の明細書（別表6の2）</u>）を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

[5 略]

6 「控除未済外国税額等⑩」から「翌期繰越額⑩」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

[7 略]

8 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑫」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第11号の四様式別表1（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

様式別表百一十八 挿入

第20号の4様式別表1記載要領 略

第11号の四様式別表1（用紙日本産業規格A4）（第十条・第十条の11関係）

様式別表百三十一 挿入

第20号の4様式別表2記載要領

1 この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書（都民税に係る場合にあっては、第7号の2様式（その2）の明細書）に添付すること。

[2～4 略]

第11号の四様式別表3（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

様式別表百三十一 挿入

第20号の4様式別表3記載要領

1 この明細書は、政令第48条の13第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様

式（付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の2）の(11)）に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

[5 同左]

6 「控除未済外国税額等⑩」から「翌期繰越額⑩」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

[7 同左]

8 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑫」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第11号の四様式別表1（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

様式別表百一十七 挿入

第20号の4様式別表1記載要領 同左

第11号の四様式別表1（用紙日本産業規格A4）（第十条・第十条の11関係）

様式別表百三十一 挿入

第20号の4様式別表2記載要領

1 この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書（都民税に係る場合にあっては第7号の2様式（その2）の明細書）に添付すること。

[2～4 同左]

第11号の四様式別表3（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

様式別表百三十一 挿入

第20号の4様式別表3記載要領

1 この明細書は、政令第48条の13第9項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2

式別表 1 に併せて提出すること。	
[2 ～ 8 略]	
第11号の4様式別表 4 記載要領	年政令第264号) による改正前の政令第48条の13第10項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表 1 に併せて提出すること。
〔第11号の4様式別表 4 記載要領〕	[2 ～ 8 同左]
第20号の4様式別表 4 記載要領	第11号の4様式別表 4 記載要領
1 この明細書は、政令第48条の13第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表 1 に併せて提出すること。	1 この明細書は、政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第264号) による改正前の政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表 1 に併せて提出すること。
[2 ～ 6 略]	
第11号の4様式別表 5 記載要領	第11号の4様式別表 5 記載要領
〔第11号の4様式別表 5 記載要領〕	〔第11号の4様式別表 5 記載要領〕
第20号の4様式別表 5 記載要領	第20号の4様式別表 5 記載要領
1 この明細書は、政令第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表 1 に併せて提出すること。	1 この明細書は、政令第48条の13第21項又は地方税法施行令の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第264号) による改正前の政令 (以下この記載要領において「令和 2 年旧政令」という。) 第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。
[2 略]	
3 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度 (所得税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 8 号) 第 3 条の規定 (同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。)) による改正前の法人税法第15条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。) の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第264号) による改正前の政令 (以下この記載要領において「令和 2 年旧政令」という。) 第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の 2 第 1 項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。	3 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度 (所得税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 8 号) 第 3 条の規定 (同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。)) による改正前の法人税法第15条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。) の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和 2 年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の 2 第 1 項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。
[4 ～ 6 略]	
第11号の4様式別表 6 記載要領	第11号の4様式別表 6 記載要領
〔第11号の4様式別表 6 記載要領〕	〔第11号の4様式別表 6 記載要領〕
第20号の4様式別表 6 記載要領	第20号の4様式別表 6 記載要領
1 この明細書は、政令第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。	1 この明細書は、政令第48条の13第28項又は地方税法施行令の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第264号) による改正前の政令 (以下この記載要領において「令和 2 年旧政令」という。) 第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。
[2 略]	

	3 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。 〔4・5 略〕 様式十号の五様式（用紙日本産業規格V4）（法附則三條六関係） 様式十号の五様式（用紙日本産業規格V4）（法附則三條六関係） 第20号の5様式記載要領 1 この明細書は、法附則第8条の2の2第4項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の市町村長に、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付して提出すること。 また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。 〔2～4 略〕 様式十号の五様式（用紙日本産業規格V4）（法附則三條六関係） 様式十号の五様式（用紙日本産業規格V4）（法附則三條六関係） 第22号の2様式記載要領 〔1～3 略〕 4 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）であつた法人（令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項の規定の適用を受けようとするもの）に限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）が第20号様式の申告書に添付する場合にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。	
	3 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。 〔4・5 同左〕 様式十号の五様式（用紙日本産業規格V4）（法附則三條六関係） 様式十号の五様式（用紙日本産業規格V4）（法附則三條六関係） 第20号の5様式記載要領 1 この明細書は、法附則第8条の2の2第4項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）附則第8条の2の2第7項若しくは第9項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の市町村長に、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付して提出すること。 また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項又は令和2年旧法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。 〔2～4 同左〕 様式十号の五様式（用紙日本産業規格V4）（法附則三條六関係） 様式十号の五様式（用紙日本産業規格V4）（法附則三條六関係） 第22号の2様式記載要領 〔1～3 同左〕 4 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人（令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第321条の8第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であつた法人）に限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）が第20号様式の申告書に添付する場合にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準となる個	

〔5 略〕 <u>6</u> 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の upper 段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書（別表1）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。 <u>7・9</u> 〔略〕 第二十二号の二の様式（第十条の二の九関係） 〔様式 別紙百四十四 挿入〕 第22号の2の2様式記載要領 1 この申請書は、法第321条の11の2第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。 〔2・3 略〕 第二十二号の四様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第十条関係） 〔様式 別紙百四十六 挿入〕 〔第22号の4様式備考 略〕 第二十二号の四の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係） 〔様式 別紙百四十八 挿入〕 〔第22号の4の2様式備考 略〕 備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。 〔5 同左〕 〔新設〕	
<u>6・7</u> 〔同左〕 第二十二号の二の様式（第十条の二の九・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）による改正前の地方税法施行規則第十条の二の十関係） 〔様式 別紙百四十三 挿入〕 第22号の2の2様式記載要領 1 この申請書は、法第321条の11の2第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第321条の11の2第1項若しくは法第321条の11の3第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。 〔2・3 同左〕 第二十二号の四様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第十条関係） 〔様式 別紙百四十五 挿入〕 〔第22号の4様式備考 同左〕 第二十二号の四の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係） 〔様式 別紙百四十七 挿入〕 〔第22号の4の2様式備考 同左〕	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

「別紙」

10

—

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は
連結事業年度分の 府県民税の 申告書※

摘 要			課 税 標 準		税率 $\left(\frac{}{100}\right)$	税 額		(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によ って計算した法人税額		①	(兆 十 億 百 万 千 円)	
所得割	所得金額総額 (⑧-⑨)又は別表5⑤ 年400万円以下の金額	②⑧	兆 十 億 百 万 千 円			兆 十 億 百 万 千 円		試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
		②⑨	000			00						
		③⑩	000			00						
		③⑪	000			00						
		計 ②⑨+③⑩+③⑪	③②	000		00			⑤	000		
	軽減税率不適用法人の金額	③③	000		00		⑥	00				
		③④					⑦					
	付加価値割	付加価値額総額	③⑤	000		兆 十 億 百 万 千 円		⑧				
		付 加 価 値 額	③⑥	000		00		⑨				
	資本割	資本金等の額総額	③⑦	000		兆 十 億 百 万 千 円		⑩				
資 本 金 等 の 額		③⑧	000		00		⑪					
収入割	収入金額総額	③⑨	000		兆 十 億 百 万 千 円		⑫					
	収 入 金 額	③⑩	000		00		⑬	00				
合計事業税額 ③②+③⑤+③⑦+③⑨又は③③+③⑤+③⑦+③⑨					④①	00		⑭	00			
事業税の特定寄附金税額控除額		④②	00		④③	00		⑮	00			
差引事業税額 ④②-④③-④④		④⑤	00		④⑥	00		⑯	00			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		④⑦	00		④⑧	00		⑰	00			
④⑥の内訳	所得割	④⑦	00		付加価値割	④⑧	00		⑱	00		
	資本割	④⑨	00		収入割	④⑩	00		⑲	00		
④⑥のうち見込納付額		④⑪	00		差 引 ④⑥-④⑪	④⑫	00		⑳	00		
摘 要			課 税 標 準		税率 $\left(\frac{}{100}\right)$	税 額						
所得割に係る特別法人事業税額		⑤③	兆 十 億 百 万 千 円		00	兆 十 億 百 万 千 円		00	㉑	00		
収入割に係る特別法人事業税額		⑤④	00		00		00	㉒	00			
合計特別法人事業税額 (⑤③+⑤④)					⑤⑤	00		㉓	00			
仮表経理に基づく特別法人事業税額の控除額		⑤⑥	兆 十 億 百 万 千 円		⑤⑦	00		㉔	000			
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		⑤⑧	00		⑤⑨	00		㉕	000			
この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑤⑧-⑤⑨-⑤⑩		⑤⑩	00		⑤⑪	00		㉖	000			
差 引 ⑤⑩-⑤⑪		⑤⑫					㉗					
所得金額の計算の内訳	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42))		⑥③				法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		兆 十 億 百 万 千 円			
	加 算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	⑥④				法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額					
		損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	⑥⑤				決 算 確 定 の 日					
		益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑥⑥				解 散 の 日					
		外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	⑥⑦				残余財産の最後の分配又は引渡しの日					
	仮計 ⑥③+⑥④+⑥⑤-⑥⑥-⑥⑦		⑥⑧				申告期限の延長の処分(承認)の有無		事業税	有・無	法人税	有・無
	繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		⑥⑨				法人税の申告書の種類		青色・その他			
	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(55))		⑦①				この申告が中間申告の場合の計算期間		・ ・			
	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		⑦②				翌期の中間申告の要否		要・否	国外関連者の有無		有・無
	還 付 請 求 中 間 納 付 額		⑦③				還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行 支店 口座番号(普通・当座)			

受付印

令和 年 月 日 殿

法人番号

この申告の基礎となる修正・更正の決定

申告年月日

所在地

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額

法人名

代表者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度の		道府県民税の申告書		※	
事業税	摘要	課税標準	税率 ⁽¹⁰⁰⁾	税額	(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額
	所得金額総額 ⁽⁶⁸⁻⁶⁹⁾ 又は別表5				①
	年400万円以下の金額		000	00	②
	年400万円を超え年800万円以下の金額		000	00	③
	年800万円を超える金額		000	00	④
	計 ²⁹⁺³⁰⁺³¹		000	00	⑤
	軽減税率不適用法人の金額		000	00	⑥
	付加価値額総額				⑦
	付加価値額		000	00	⑧
	資本金等の額総額				⑨
特別法人事業税	資本金等の額		000	00	⑩
	収入金額総額				⑪
	収入金額		000	00	⑫
	合計事業税額 ³²⁺³⁵⁺³⁷⁺³⁹ 又は ³³⁺³⁵⁺³⁷⁺³⁹			00	⑬
	事業税の特定寄附金税額控除額				⑭
	差引事業税額 ⁴⁰⁻⁴¹⁻⁴²		00	00	⑮
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額			00	⑯
	所得割		00	00	⑰
	資本割		00	00	⑱
	⑯のうち見込納付額		差引 ⁴⁶⁻⁵¹		⑳
所得金額の計算の内訳	摘要	課税標準	税率 ⁽¹⁰⁰⁾	税額	この申告により納付すべき道府県民税額 ¹⁶⁺²⁰
	所得割に係る特別法人事業税額		00	00	㉑
	収入割に係る特別法人事業税額		00	00	㉒
	合計特別法人事業税額 ⁽⁵³⁺⁵⁴⁾			00	㉓
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			00	㉔
	既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		00		㉕
	この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⁵⁹⁻⁶⁸⁻⁶⁹		00		㉖
	差引 ⁶⁰⁻⁶¹				㉗
	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))				法人税の期末現在の資本金等の額
	加算				法人税の当期の確定税額
還付請求	減算				決算確定の日
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額				解散の日
	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額				残余財産の最後の分配又は引渡しの日
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額				申告期限の延長の処分(承認)の有無
	仮計 ⁶³⁺⁶⁴⁺⁶⁵⁻⁶⁶⁻⁶⁷				事業税
	繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額				法人税
	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))				青色・その他
	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				この申告が中間申告の場合の計算期間
	還付請求				翌期の中間申告の要否
	中間納付額				要・否

第六号様式(提出用)

(用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第三条・第五条・第十条の二関係)

「別紙二」

道府県民税

署与税理士名

(電話)

[illegible]

1

24

整 理 番 号

事務所

区 分

管 理 番 号

申告区分

25

37

法 人 番 号

申告基礎

00

38

申告年月日

43

年

月

日

12

B

期末現在の資本金の額
又は出資金の額
(解散日現在の資本金の額
又は出資金の額)

86

44

49

50

55

事業年度

12

B

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

41

43

45

47

49

51

53

54

56

58

60

62

12

B

75

76

77

78

79

80

81

82

40

42

44

46

48

50

52

83

84

55

57

59

61

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

12

B

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

87

期末現在の
資本金等の額

88

56

予備

85

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

69

12

B

用途秘匿金
税 額 等

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

47

受付印

令和年 月 日
殿

法人番号

この申告の基礎となる修正決定による。の修正更正

申告年月日

所在地
(本店が支店等の場合は本店所在地と併記)

(電話)

事業種目
期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)
売上 十億 百万 千 円

(ふりがな) 法人名
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等

(ふりがな) 代表者氏 氏 名
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額
売上 十億 百万 千 円

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の特別法人事業税の申告書※

事 業 税

第一号に掲げる事業

第七十二条の二第1項

所得割

所得金額総額別表5②8

課税標準

税率(%)

税 額

収入割

収入金額総額

収入金額

計 29+30+31

軽減税率不適用法人の金額

付加価値額総額

付加価値額

資本金等の額総額

資本金等の額

第三号に掲げる事業

第七十二条の二第1項

所得割

所得金額総額別表5③40

所得金額

付加価値額総額

付加価値額

資本金等の額総額

資本金等の額

収入割

収入金額総額

収入金額

合計事業税額 (32又は33)+35+37+39+41+43+45+47

事業税の特 定寄附金税額控除額

差引事業税額 48-49-50

租税条約の実施に係る事業税額の控除額

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業

所得割

資本割

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業

所得割

資本割

54のうち見込納付額

差 引

摘要

課税標準

税率(100)

税 額

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額

法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額

合計特別法人事業税額

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額

既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額

この申告により納付すべき特別法人事業税額 73-71-72

差 引

東場京都市の市町村に所在する算

特別区分の課税標準額

同上的に対する税額 24×100

市町村分の課税標準額

同上的に対する税額 26×100

法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2附表)(55))

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

還付請求

中間納付額

還付を受けようとする金融機関及び支払方法

銀行口座番号(普通・当座)

支店

法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額

法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額

決算確定の日

解散の日

残余財産の最後の分配又は引渡しの日

申告期限の延長の処分(承認)の有無

事業税 有・無

法人税 有・無

青色・その他

この申告が中間申告の場合の計算期間

翌期の中間申告の要否

要・否

国外関連者の有無

有・無

※処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

受付印

令和 年 月 日 殿

法人番号

この申告の基礎となる修正決定

申告年月日

所在地
(本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

事業種目

期末現在の資本金の額
又は出資金の額
(解散日現在の資本金の額
又は出資金の額)

兆 十億 百万 千 円

(ふりがな)
法人名

同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

兆 十億 百万 千 円

(ふりがな)
代表者氏名

(ふりがな)
経理責任者氏名

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

兆 十億 百万 千 円

令和 年 月 日 から令和 年 月 日までの事業年度分の申告書

道府県民税の申告書

特別法人事業税

(事業税)

摘要	課税標準	税率(100)	税額
所得金額総額別表5②⑧	兆 十億 百万 千 円		
年400万円以下の金額	000		兆 十億 百万 千 円 00
年400万円を超え年800万円以下の金額	000		00
年800万円を超え年1,000万円以下の金額	000		00
計 ②⑧+③⑩+④⑪	000		00
軽減税率不適用法人の金額	000		00
付加価値額総額			
付加価値額	000		兆 十億 百万 千 円 00
資本金等の額総額			
資本金等の額	000		兆 十億 百万 千 円 00
収入金額総額			
収入金額	000		兆 十億 百万 千 円 00
所得金額総額別表5④⑩			
所得金額	000		兆 十億 百万 千 円 00
付加価値額総額			
付加価値額	000		兆 十億 百万 千 円 00
資本金等の額総額			
資本金等の額	000		兆 十億 百万 千 円 00
収入金額総額			
収入金額	000		兆 十億 百万 千 円 00
合計事業税額 (③②又は③③)+③⑤+③⑦+③⑨+④①+④③+④⑤+④⑦			00
事業税の特 定寄附金税額控除額		仮装経理に基づく事業税額の控除額	⑤①
差引事業税額 ④⑧-④⑨-⑤①	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	⑤②
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		この申告により納付すべき事業税額⑤②-⑤③	⑤④
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業			
所得割 ⑤⑤	00	付加価値割 ⑤⑥	00
資本割 ⑤⑦	00	収入割 ⑤⑧	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			
所得割 ⑤⑨	00	付加価値割 ⑥①	00
資本割 ⑥②	00	収入割 ⑥③	00
⑤④のうち見込納付額 ⑥④		差引 ⑤④-⑥③	⑥④
摘要	課税標準	税率(100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	兆 十億 百万 千 円 00		兆 十億 百万 千 円 00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	00		00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	00		00
合計特別法人事業税額 ⑥⑤+⑥⑥+⑥⑦			00
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ⑥⑨		差引特別法人事業税額 ⑥⑨-⑥⑩	⑦①
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑦②
この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑦③	00	⑦③のうち見込納付額	⑦④
差引 ⑦③-⑦④			

(特別法人事業税)

(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額		①	兆 十億 百万 千 円			
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		②				
還付法人税額等の控除額		③				
退職年金等積立金に係る法人税額		④				
課税標準となる法人税額 ①＋②－③＋④		⑤	000			
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額		⑥	000			
法人税割額 (⑤又は⑥× $\frac{100}{100}$)		⑦				
道府県民税の特定寄附金税額控除額		⑧				
税額控除超過額相当額の加算額		⑨				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		⑩				
外国の法人税等の額の控除額		⑪				
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		⑫				
差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫		⑬	00			
既に納付の確定した当期分の法人税割額		⑭	00			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑮				
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬－⑭－⑮		⑯	00			
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰				月
	円× $\frac{⑰}{12}$	⑱				兆 十億 百万 千 円 00
	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00			
	この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲	⑳	00			
	この申告により納付すべき道府県民税額 ⑱＋㉑	㉑	00			
㉑のうち見込納付額		㉒				
差引 ㉑－㉒		㉓				
東京都区の申告する	特別区分の課税標準額	㉔	000			
	同上に対する税額 ㉔× $\frac{100}{100}$	㉕				
	市町村分の課税標準額	㉖	000			
	同上に対する税額 ㉖× $\frac{100}{100}$	㉗				
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))		㉘				
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		㉙				
還付請求	中間納付額	㉚				
	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)				
法人税の期末現在の資本金等の額		兆 十億 百万 千 円				
法人税の当期の確定税額						
決算確定の日 ・ ・		解散の日 ・ ・				
残余財産の最後の分配又は引渡しの日 ・ ・						
申告期限の延長の処分(承認)の有無		事業税	有・無	法人税	有・無	
法人税の申告書の種類	青色・その他	この申告が中間申告の場合の計算期間		・ ・		
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無		有・無		

(道府県民税)

署与税理士名

(電話)

第六号様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 「別紙六」

※処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

令和 年 月 日

法人番号

この申告の基礎
の修正・更正
決定・再正

申告年月日
年 月 日

所在地
(本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

事業種目

期末現在の資本金の額
又は出資金の額
(解散日現在の資本金の額
又は出資金の額)

兆 十億 百万 千 円

()

(ふりがな)

法人名

同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

(ふりがな)

代表者氏名

(ふりがな)

経理責任者氏名

期末現在の
資本金等の額

兆 十億 百万 千 円

()

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は
連結事業年度分の道府県民税の
特別法人事業税の申告書

業 税

事 業 税

道府県民税

特別法人事業税

申告書

摘 要

課 税 標 準

税率(100)

税 額

(使途秘匿金税額等)
法人税法の規定によっ
て計算した法人税額

①

兆 十億 百万 千 円

()

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業

所得金額総額
別表5③

28

兆 十億 百万 千 円

所得金額

29

兆 十億 百万 千 円

000

00

試験研究費の額等に係る
法人税額の特別控除額

②

00

年400万円以下の金額

30

000

00

還付法人税額等の控除額

③

00

年400万円を超え年
800万円以下の金額

31

000

00

退職年金等積立金に係る
法人税額

④

00

年800万円を超える
金額

32

000

00

課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額
①+②-③+④

⑤

000

計 29+30+31

33

000

00

2以上の道府県に事務所又は事業所
を有する法人における課税標準とな
る法人税額又は個別帰属法人税額

⑥

000

軽減税率不適用法人
の金額

34

000

00

法人税割額
(⑤又は⑥×100)

⑦

00

付加価値額総額

35

000

00

道府県民税の特定寄附金
税額控除額

⑧

00

付 加 価 値 額

36

000

00

税額控除超過額相当額の
加算額

⑨

00

資本金等の額総額

37

000

00

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額
又は個別帰属法人税額等相当額の控除額

⑩

00

資本金等の額

38

000

00

外国の法人税等の額の控
除額

⑪

00

法第72条の2第1項第2号に掲げる事業

仮装経理に基づく法人税
割額の控除額

⑫

00

収入金額総額

39

000

00

差引法人税割額
⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫

⑬

00

収 入 金 額

40

000

00

既に納付の確定した当期
分の法人税割額

⑭

00

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業

租税条約の実施に係る法
人税割額の控除額

⑮

00

所得金額総額
別表5③

41

000

00

この申告により納付すべき法人
税割額 ⑬-⑭-⑮

⑯

00

所得金額

42

000

00

均 等 割 額

⑰

00

付加価値額総額

43

000

00

算定期間において事務所
等を有していた月数

⑱

00

付 加 価 値 額

44

000

00

円× $\frac{⑰}{12}$

⑲

00

資本金等の額総額

45

000

00

既に納付の確定した当期
分の均等割額

⑳

00

資本金等の額

46

000

00

この申告により納付す
べき均等割額 ⑱-⑲

㉑

00

収入金額総額

47

000

00

この申告により納付すべ
き道府県民税額 ⑱+㉑

㉒

00

収 入 金 額

48

000

00

㉒のうち見込納付額

㉓

00

法第72条の2第1項第4号に掲げる事業

差 引 ㉑-㉓

㉔

00

付加価値額総額

49

000

00

東 京 道 特 別 区 分 の 課 税 標 準
額

㉕

000

付 加 価 値 額

50

000

00

同上に対する税額
㉕×100

㉖

000

資本金等の額総額

51

000

00

市町村分の課税標準
額

㉗

000

資本金等の額

52

000

00

同上に対する税額
㉖×100

㉘

000

収入金額総額

53

000

00

法人税の期末現在の資本金等の額
又は連結個別資本金等の額

㉙

000

収 入 金 額

54

000

00

法人税の当期の確定税額又は
連結法人税個別帰属支払額

㉚

000

合計事業税額(㉔又は㉕)+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿

㊿

00

事業税の特定
寄附金税額控除額

㊿

00

仮装経理に基づく
事業税額の控除額

㊿

00

差引事業税額
㊿-㊿-㊿

㊿

00

既に納付の確定した
当期分の事業税額

㊿

00

租税条約の実施に係る
事業税額の控除額

㊿

00

この申告により納付
すべき事業税額㊿-㊿-㊿

㊿

00

法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別
所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(55))

㊿

00

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

㊿

00

還 付 請 求 中 間 納 付 額

㊿

00

還付を受けようとする
金融機関及び支払方法

㊿

00

銀行 支店

口座番号(普通・当座)

㊿

署 名
税 理 士

電話

第六号様式(その3) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 「別紙九」

(事業税)

		事業年度		・ ・ ・ ・		法人名																																	
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業								法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額 (77) 兆 十億 百万 千 円 00																															
所得割 (64)		兆		十億		百万		千		円		00		付加価値割 (65)		兆		十億		百万		千		円		00		同上に対する特別法人事業税額 (77× / 100) (78)										00	
資本割 (66)										00		収入割 (67)												00		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額 (79)										00			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額 (79× / 100) (80)																															
所得割 (68)		兆		十億		百万		千		円		00		付加価値割 (69)		兆		十億		百万		千		円		00		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額 (81)								00			
資本割 (70)										00		収入割 (71)												00		同上に対する特別法人事業税額 (81× / 100) (82)								00					
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額 (83)																															
								付加価値割 (72)		兆		十億		百万		千		円		00		同上に対する特別法人事業税額 (83× / 100) (84)										00							
								資本割 (73)								00		収入割 (74)												00		合計特別法人事業税額 (78+80+82+84) (85)							
⑩のうち見込納付額 (75)												差引 (76)														仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額 (86)													
														差引特別法人事業税額 (85-86) (87)										00															
														既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 (88)										00															
														租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 (89)																									
														この申告により納付すべき特別法人事業税額 (87-88-89) (90)										00															
														⑩のうち見込納付額 (91)																									
														差引 (90-91) (92)																									

受付印

令和 年 月 日 殿

法人番号

この申告の基礎となる修正申告の修正による。

申告年月日

所在地

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額

（電話）

（ふりがな）法人名

同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

（ふりがな）代表者氏名

（ふりがな）経理責任者氏名

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在の資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の申告書

（事業税）

摘要

課税標準

税率

税額

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業

所得金額総額

別表5②

所得金額

年400万円以下の金額

年400万円を超え年800万円以下の金額

年800万円を超える金額

計

軽減税率不適用法人の金額

付加価値額総額

付加価値額

資本金等の額総額

資本金等の額

法第72条の2第1項第2号に掲げる事業

収入金額総額

収入金額

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業

所得金額総額

別表5③

所得金額

付加価値額総額

付加価値額

資本金等の額総額

資本金等の額

収入金額総額

収入金額

法第72条の2第1項第4号に掲げる事業

付加価値額総額

付加価値額

資本金等の額総額

資本金等の額

収入金額総額

収入金額

合計事業税額

事業税の特定寄附金税額控除額

差引事業税額

租税条約の実施に係る事業税額の控除額

法人税の所得金額

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

還付請求

中間納付額

（道府県民税）

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額

試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額

還付法人税額等の控除額

退職年金等積立金に係る法人税額

課税標準となる法人税額

2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額

法人税割額

道府県民税の特定寄附金税額控除額

税額控除超過額相当額の加算額

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額

外国の法人税等の額の控除額

仮装経理に基づく法人税割額の控除額

差引法人税割額

既に納付の確定した当期分の法人税割額

租税条約の実施に係る法人税割額の控除額

この申告により納付すべき法人税割額

算定期間中において事務所等を有していた月数

既に納付の確定した当期分の均等割額

この申告により納付すべき均等割額

この申告により納付すべき道府県民税額

②のうち見込納付額

差引

特別区分の課税標準額

同上に対する税額

市町村分の課税標準額

同上に対する税額

法人税の期末現在の資本金等の額

法人税の当期の確定税額

決算確定の日

解散の日

残余財産の最後の分配又は引渡しの日

申告期限の延長の処分（承認）の有無

法人税の申告書の種類

この申告が中間申告の場合の計算期間

翌期の中間申告の要否

還付を受けようとする金融機関及び支払方法

銀行

支店

第六号様式（その3）

（用紙日本産業規格A4・セピア色）

（第三条・第五条・第十条の二関係）

「別紙十」

署名

与税理士

（電話）

(事業税)

		事業年度		・ ・		法人名										
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業								法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額		77	兆	十億	百万	千	円	
所得割		64						00	同上に対する特別法人事業税額 (77× / 100)		78					00
資本割		66						00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額		79					00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額 (79× / 100)		80					00	
所得割		68						00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額		81					00
資本割		70						00	同上に対する特別法人事業税額 (81× / 100)		82					00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額		83					00	
						付加価値割		72							00	
資本割		73						00	収入割		74					00
60のうち見込納付額		75							差引 60-75		76					
								仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額		86						
								差引特別法人事業税額 85-86		87					00	
								既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		88					00	
								租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		89						
								この申告により納付すべき特別法人事業税額 87-88-89		90					00	
								90のうち見込納付額		91						
差引 90-91		92														

(特別法人事業税)

		※ 処理 事項	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申告区分
法人名		法 人 番 号					
		連結事業年度 又は事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日 日	

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

(個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等)		兆	十億	百万	千	円
法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額	①	(				)
試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②					
差引個別帰属法人税額((①+②)と(①の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額(①+②)	③					
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④					
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥					
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③－④－⑤＋⑥	⑦					
当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書)－(①+②)	⑧					

法人税における連結納税の承認の有無	⑨	有(連結法人)・無(連結法人以外の法人)
連結親法人・子法人の区分	⑩	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑪	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑫	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑬	連結申告・単体申告

連 結 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話)	
(ふ り が な) 連 結 親 法 人 の 名 称 及 び 法 人 番 号	(法人番号) 	

第六号様式別表一の三(提出用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第十条の二関係)「別紙十二」

法人名		※ 処理 事項	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申告区分
		法 人 番 号					
		事 業 年 度	令和 令和	年 年	月 月	日 日	から まで

連結法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書

(特別控除取戻税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆 (	十億	百万	千	円
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②					
差引法人税額 (①+②)	③					
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④					
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥					
課税標準となる法人税額 ③－④－⑤＋⑥	⑦					

第六号様式別表一の三（提出用）
（用紙日本産業規格A4・セピア色）
（第三条・第十条の二関係）「別紙十二」

1

整理番号

24

事務所

区分

24

管理番号

申告区分

24

法人番号

37

申告年月日

25

44

38

事業年度

50

55

49

12

B

56

予備

69

特別控除取戻税額等

08

01

02

03

04

05

06

07

(用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第三条・第十条の二関係)

「別紙十四」

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--	-----	--

事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	
・ ・ ・ ・					円
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
当 期 分					
計		円		円	

第六号様式別表二の五（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙十五〕

控除対象還付法人税額又は控除対象
個別帰属還付税額の控除明細書

控除対象還付法人税額又は控除対象 個別帰属還付税額の控除明細書		事業年度	・ ・	法人名		
事業年度又は 連結事業年度		控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・ ・		円	円	円	円	
・ ・						
・ ・						円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						
当 期 分						
同上のうち	中間期間において 生じた控除対象 還付法人税額					
	上 記 以 外					
合 計			円		円	

第六号様式別表二の五（用紙日本産業規格A4）
（第三条・第十条の一関係）
〔別紙十六〕

控除対象還付対象欠損 調整額の控除明細書

控除対象還付対象欠損 調整額の控除明細書			事業年度	・ ・	法人名	
事業年度	還付対象 欠損金額 ①	控除対象還付 対象欠損調整額 (①×23.2/100 又は①×19/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・ ・	円	円	円	円	円	
・ ・						
・ ・						円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
当期分						
計			円		円	

第六号様式別表二の六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙十七〕

控除対象還付対象欠損
調整額の控除明細書

事業年度		事業年度	・ ・	法人名		
事業年度	還付対象欠損金額 ①	控除対象還付対象欠損調整額 (①×23.2/100 又は①×19/100) ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	円	
・ ・ ・ ・						円
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
計						
当期分						
同 上 の う ち	中間期間において 生じた還付対象 欠損金額					
	上記以外					
合計			円		円	

第六号様式別表二の六（用紙日本産業規格A4）
（第三条・第十条の一関係）
〔別紙十八〕

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度		・ ・	法人 名			
事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連 結適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰 属 調 整 額 (①×23.2/100又は ①×20/100) ②	既に控除を 受 け た 額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
計						

第六号様式別表二の七（用紙日本産業規格A4）
（第三条・第十条の二関係）
「別紙十九」

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

事業年度又は 連結事業年度		事業年度	・ ・	法人名		
事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連結 適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (①×23.2/100又は ①×20/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						

第六号様式別表二の七（用紙日本産業規格A4）
（第三条・第十条の一関係）
〔別紙二十〕

控除対象個別帰属税額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度		・ ・ ・ ・		法人名	
連結事業年度 又は事業年度	控除対象個 別帰属税額 ① 円	既に控除を 受けた額 ② 円	控除未済額 ①－② ③ 円	当期控除額 ④ 円	翌期繰越額 ⑤ 円
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
当 期 分		円		円	
計					

第六号様式別表二の八（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙二十一〕

控除対象個別帰属税額 の控除明細書

第六号様式別表二の八（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙二十二」

均等割額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度

・

・

法人名

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称 (外 箇所)		所在地	
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数		従業者数の合計数				市町村	
区 丁目 番号 市(町村)		月		人		当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動			
						異動区分		異動年月日	
						名称		所在地	
特別区内における従たる事務所等						設置		・	
所在地		名称 (外 箇所)		月数		従業者数の合計数		廃止	
1 千代田区								旧の主たる事務所等	
2 中央区								(月)	
3 港区								均等割額の計算	
4 新宿区								区分	
5 文京区								税率 (年額) (ア)	
6 台東区								月数 (イ)	
7 墨田区								区数 (ウ)	
8 江東区								税額計算 (ア)×(イ) 12×(ウ)	
9 品川区								円	
10 目黒区								円	
11 大田区								円	
12 世田谷区								円	
13 渋谷区								円	
14 中野区								円	
15 杉並区								円	
16 豊島区								円	
17 北区								円	
18 荒川区								円	
19 板橋区								円	
20 練馬区								円	
21 足立区								円	
22 葛飾区								円	
23 江戸川区								円	
合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)						納付すべき均等割額 ①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦ ⑧		円	
						備考			

第六号様式別表四の三 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) 「別紙二十三」

均等割額の計算に関する明細書

事業年度

・
・
・

法人名

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称 (外 箇所)		所在地					
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数				従業者数の合計数		市 町 村					
区 丁目 番号 市(町村)		月		人		当該事業年度(算定期間)中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動							
						異 動 区 分		異 動 の 年 月 日		名 称		所 在 地	
特別区内における従たる事務所等						設 置		・					
所 在 地		名 称 (外 箇所)		月数		従業者数の 合計数		人		廃 止		・	
1	千代田区									旧の主 たる事 務所等		・	
2	中 央 区									(月)			
3	港 区									均 等 割 額 の 計 算			
4	新 宿 区									区 分		税 率 (年 額) (ア)	
5	文 京 区									月 数 (イ)		区 数 (ウ)	
6	台 東 区									税 額 計 算 (ア)×(イ) 12×(ウ)		円	
7	墨 田 区									特別区 のみに 事務所 等を有 する場 合		円	
8	江 東 区									主たる 事務所 等所在 の特別 区		事務所等 の従業者 数50人超 ①	
9	品 川 区									事務所等 の従業者 数50人以下②		円	
10	目 黒 区									従たる 事務所 等所在 の特別 区		事務所等 の従業者 数50人超 ③	
11	大 田 区									事務所等 の従業者 数50人以下④		円	
12	世田谷区									道 府 県 分 ⑤		円	
13	渋谷区									特別区 (市町村 分)		事務所等 の従業者 数50人超 ⑥	
14	中 野 区									事務所等 の従業者 数50人以下⑦		円	
15	杉 並 区									納付すべき均等割額 ①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦ ⑧			
16	豊 島 区									備考			
17	北 区												
18	荒 川 区												
19	板 橋 区												
20	練 馬 区												
21	足 立 区												
22	葛 飾 区												
23	江戸川区												
合 計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)													

第六号様式別表四の三 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) 「別紙二十四」

法 人 名	※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区分	管 理 番 号	申告区分
	法人番号					
	事 業 年 度	令和		年	月	日から
		令和		年	月	日まで

所得金額に関する計算書（第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）
第4号

所得金額の計算					非課税所得の区分計算					
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))	①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	③7	人
加 算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②						期 末 の 総 従 業 者 数	③8	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額	③						外 国 か ら 生 ず る 事 業 所 得 (①6+①0)×③7/③8	③9	円
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	④0	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	⑤						生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	④1	
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	⑥						鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	④2	
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑦						鉱 物 の 掘 採 事 業 の 所 得 ④0×④2/④1	④3	
	小 計	⑧								
	減 算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑨					備 考		
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額		⑩								
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額		⑪								
特定目的会社又は投資法人の支配配当の損金算入額		⑫								
特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額		⑬								
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額		⑭								
小 計		⑮								
仮 計 ①+⑧-⑮		⑯								
外国の事業に帰属する所得	⑰									
再 仮 計 ⑯-⑰	⑱									
非課税等所得	林 業 に 係 る 所 得	⑲								
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑳								
	社会保険等に係る医療の所得	㉑								
	農事組合法人の農業に係る所得	㉒								
	小 計	㉓								
所得金額差引計 ⑱-㉓	㉔									
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉕									
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉖									
所得金額再差引計 ㉔-㉕-㉖	㉗									
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉘									
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉙									
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉚									
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉛									
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉜									
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉝									
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額	㉞									
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額	㉟									
合計 ㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝+㉞-㉟	㊿									

第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) 「別紙二十五」

法人名		※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号	申告区分
		法人番号					
		事 業 年 度	令和		年	月	日から 日まで

所得金額に関する計算書（第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）
第4号

所得金額の計算					非課税所得の区分計算								
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))					①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業における事務所又は事業所の期末の従業者数	③⑥	人
加	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額				②						期 末 の 総 従 業 者 数	③⑦	
	損金の額に算入した分配時調整外国税相当額				③						外 国 か ら 生 ず る 事 業 所 得 (①⑤+⑨)×③⑥/③⑦	③⑧	円
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額				④						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	③⑨	
	損金の額に算入した外国法人税の額				⑤						生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	④①	
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額				⑥						鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	④②	
算	小 計				⑦						鉱 物 の 掘 採 事 業 の 所 得 ③⑨×④①/④②	④③	
	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額				⑧						備 考		
	減	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額				⑨							
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額				⑩									
特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額				⑪									
算	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額				⑫								
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額				⑬								
	小 計				⑭								
仮 計 ①+⑦-⑭				⑮									
外国の事業に帰属する所得				⑯									
再 仮 計 ⑮-⑯				⑰									
非課税等所得	林 業 に 係 る 所 得				⑱								
	鉱物の掘採事業に係る所得				⑲								
	社会保険等に係る医療の所得				⑳								
	農事組合法人の農業に係る所得				㉑								
	小 計				㉒								
所得金額差引計 ⑰-㉒				㉓									
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額				㉔									
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額				㉕									
所得金額再差引計 ㉓-㉔-㉕				㉖									
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額				㉗									
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額				㉘									
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額				㉙									
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額				㉚									
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額				㉛									
再投資等準備金積立額の損金算入額				㉜									
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額				㉝									
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額				㉞									
合計 ㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜+㉝-㉞				㉟									

第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) 「別紙二十六」

12

B

01					
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					

1

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

24

A

法人番号

25

44

37

38

申告年月日

43

事業年度

49

50

55

56

予備

69

第六号様式別表五（入力用）
（用紙日本産業規格A4・セピア色）
（第五条関係）
〔別紙二十七〕

12

B

01					
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					

整 理 番 号				事務所	区 分	管 理 番 号				申告区分
1					A					24
法人番号				25	44	37				
申告年月日		43 事業年度							49	
38				50					55	
				56 ←						69
				予備						

第六号様式別表五（入力用）
（用紙日本産業規格A4・セピア色）
（第五条関係）
〔別紙二十八〕

法人名	※ 処理 事項	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申 告 区 分
	法人番号					
	事 年	業 度	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書（第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）
第4号

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算					資 本 金 等 の 額 の 計 算									
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2㉓又は別表5の3㉔	①	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 下表2㉑若しくは下表3㉒又は別表5の2の3㉓、 同表㉑、同表㉓、同表㉒若しくは同表㉓	⑫	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子 別表5の2の2㉔又は別表5の4㉕	②						当該事業年度の月数	⑬					月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉕又は別表5の5㉖	③						$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆	十億	百万	千	円
	収益配分額 ①+②+③	④						控除額計 別表5の2の3㉓、同表㉑若しくは 同表㉓又は別表5の2の4㉔	⑮					
単年度損益 第6号様式㉔又は別表5㉔		⑤						差引 ⑭-⑮	⑯					
付加価値額 ④+⑤		⑥						⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰					
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④		⑦					%	$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち1,000億円を超え} \\ \text{5,000億円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱					
雇用額の 安定計 控算	④ $\times \frac{70}{100}$	⑧	兆	十億	百万	千	円	$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち5,000億円を超え} \\ \text{1兆円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲					
	雇用安定控除額 ①-⑧	⑨						仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳					
雇用者給与等支給増加額 別表5の6㉑又は別表5の6の3㉒		⑩						国内における所得等課税事業に係る 期末の従業員数	㉑					人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩		⑪						国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業員数	㉒					
								国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業員数	㉓					
								計 ⑳+㉒+㉓	㉔					
		課税標準となる資本金等の額 ㉑又は㉑ $\times$ ㉒/㉓、㉑ $\times$ ㉔/㉒若しくは㉑ $\times$ ㉓/㉒		㉕	兆	十億	百万	千	円					

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ㉖	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙ (㉖-㉗+㉘)
資本金等の額 又は出資金の額	1 兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金等の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期 中 に 金 額 の 増 減 が あ っ た 場 合 の 理 由 等				

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）「別紙二十九」

法人名		※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号	申告区分
		法人番号					
		事 年	業 度	令和 令和		年 月 日 年 月 日	日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書

（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算					資 本 金 等 の 額 の 計 算									
収益配 分額 の 計 算	報酬給与額 別表5の2の2㉓又は別表5の3㉔	①	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 下表2㉑若しくは下表3㉒又は別表5の2の3㉓、 同表㉑、同表㉒、同表㉓若しくは同表㉔	⑫	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子 別表5の2の2㉕又は別表5の4㉖	②						当該事業年度の月数	⑬					月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉗又は別表5の5㉘	③						$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆	十億	百万	千	円
	収益配分額 ①+②+③	④						控除額計 別表5の2の3㉓、同表㉑若しくは 同表㉒又は別表5の2の4㉕	⑮					
単年度損益 第6号様式㉙又は別表5㉚		⑤						差引 ⑭-⑮	⑯					
付加価値額 ④+⑤		⑥						⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰					
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④		⑦					%	$\left[\begin{array}{l} ⑰のうち1,000億円を超え \\ 5,000億円以下の金額 \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱					
雇 用 額 の 安 定 計 算	④ $\times \frac{70}{100}$	⑧	兆	十億	百万	千	円	$\left[\begin{array}{l} ⑰のうち5,000億円を超え \\ 1兆円以下の金額 \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲					
	雇用安定控除額 ①-⑧	⑨						仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳					
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の3㉛		⑩						国内における所得等課税事業に係る 期末の従業員数	㉑					人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩		⑪						国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業員数	㉒					
								国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業員数	㉓					
								計 ⑳+㉒+㉓	㉔					
		課税標準となる資本金等の額 ㉑又は㉑ $\times$ ㉒/㉓、㉑ $\times$ ㉔/㉕若しくは㉑ $\times$ ㉓/㉔		㉕	兆	十億	百万	千	円					

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ㉖	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙ (㉖-㉗+㉘)
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	1 兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金 の 額 の 合 算 額	2			
法人税の資本金等の額	3			
期 中 に 金 額 の 増 減 が あ っ た 場 合 の 理 由 等				

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）「別紙三十」

※
処理
事項

整 理 番 号

事務所

区
分

管 理 番 号

申告区分

法 人 名

法人番号

事 年

業 度

令和

令和

年

年

月

月

日

日から

日まで

付 加 価 値 額 に 関 す る 計 算 書

（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

第1号
第3号
第4号

1．付加価値額の総額の計算

報酬給与額	別表5の3⑫	①	兆	十億	百万	千	円	単年度損益	別表5⑩	④	兆	十億	百万	千	円
純支払利子	別表5の4③	②						付加価値額	①+②+③+④	⑤					
純支払賃借料	別表5の5③	③													

2．外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する付加価値額	⑩	兆	十億	百万	千	円
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦						⑥+⑦+⑧+⑨						
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧						外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法		区分計算・従業者数按分				
外国の事業に帰属する単年度損益	別表5⑪	⑨					外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑪					人
							期末の総従業者数	⑫					

3．非課税事業に係る報酬給与額等の計算

林業	報酬給与額	⑬	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与額等	⑮						円
	純支払利子	⑭						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した報酬給与額	⑮						
	純支払賃借料	⑮						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払利子	⑮						
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑯						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払賃借料	⑮						
	純支払利子	⑰						生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	⑮						
	純支払賃借料	⑰						鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	⑮						
鑛組合人等	報酬給与額	⑰						鉱物の掘採事業に係る報酬給与額	⑮						
	純支払利子	⑰						⑮×⑲／⑳	⑮						
	純支払賃借料	⑰						鉱物の掘採事業に係る純支払利子	⑮						
非課税事業計	報酬給与額	⑰+⑱+⑲	⑳					⑲×⑲／⑳	⑮						
	純支払利子	⑱+⑲+⑲	㉑					⑲×⑲／⑳	⑮						
	純支払賃借料	⑲+⑲+㉑	㉒					⑲×⑲／⑳	⑮						

4．報酬給与額等の計算

報酬給与額	①-⑥-㉒	㉓	兆	十億	百万	千	円	純支払賃借料	③-⑧-㉒	㉓	兆	十億	百万	千	円
純支払利子	②-⑦-㉒	㉔													

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）「別紙三十一」

		※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号	申告区分
法 人 名		法人番号					
		事 業 年 度	令和 令和	年 年	月 月	日 日	から まで

付 加 価 値 額 に 関 す る 計 算 書

(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額	別表5の3⑫	①	兆	十億	百万	千	円	単年度損益	別表5⑮	④	兆	十億	百万	千	円
純支払利子	別表5の4③	②						付加価値額	①+②+③+④	⑤					
純支払賃借料	別表5の5③	③													

2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する付加価値額	⑩	兆	十億	百万	千	円
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦						⑥+⑦+⑧+⑨						
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧						外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法		区分計算・従業者数按分				
外国の事業に帰属する単年度損益	別表5⑯	⑨					外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑪					
							期末の総従業者数	⑫					

3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算

林業	報酬給与額	⑬	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与額等	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した報酬給与額	⑮													
	純支払利子	⑭							鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払利子	⑯													
	純支払賃借料	⑮							鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払賃借料	⑰													
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑯							生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	⑱													
	純支払利子	⑰							鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	⑲													
	純支払賃借料	⑰							鉱物の掘採事業に係る報酬給与額 $\frac{⑮ \times ⑲}{⑱}$	⑳													
農林業の畜産	報酬給与額	⑲							鉱物の掘採事業に係る純支払利子 $\frac{⑯ \times ⑲}{⑱}$	㉑													
	純支払利子	⑲							鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料 $\frac{⑰ \times ⑲}{⑱}$	㉒													
	純支払賃借料	㉑																					
非課税事業計	報酬給与額 $⑬ + ⑯ + ⑲$	㉒																					
	純支払利子 $⑭ + ⑰ + ⑲$	㉓																					
	純支払賃借料 $⑮ + ⑰ + ㉑$	㉔																					

4. 報酬給与額等の計算

報酬給与額	①-⑥-②②	③③	兆	十億	百万	千	円	純支払賃借料	③-⑧-②④	③⑤	兆	十億	百万	千	円
純支払利子	②-⑦-②③	③④													

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）〔別紙三十二〕

収入金額に関する計算書
(法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)
第2号
第3号
第4号

事業 年度	・ ・	・ ・	法人 名	
----------	--------	--------	---------	--

第六号様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙三十三〕

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘 要		金 額
	収 入 金 額 の 総 額		円
		計 ①	
	控 除 さ れ る 金 額		
		計 ②	
	差 引 計 ①－② ③		
	法 附 則 第 9 条 第 8 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 ④		
	法 附 則 第 9 条 第 10 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 ⑤		
	法附則第9条第18項又は令和2年旧法附則第9条第19項の規定による控除額 ⑥		
	法附則第9条第19項又は令和2年旧法附則第9条第20項の規定による控除額 ⑦		
	法附則第9条第20項又は令和2年旧法附則第9条第21項の規定による控除額 ⑧		
	法附則第9条第21項又は令和2年旧法附則第9条第22項の規定による控除額 ⑨		
	法附則第9条第22項又は令和2年旧法附則第9条第23項の規定による控除額 ⑩		
	計 ③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩ ⑪		

収入金額に関する計算書
(法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)
第2号
第3号
第4号

事業 年度	・ ・	・ ・	法人 名	
----------	--------	--------	---------	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙三十四]

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘 要		金 額
	収 入 金 額 の 総 額		円
		計	①
	控 除 さ れ る 金 額		
		計	②
差 引 計 ①－②		③	
法附則第9条第8項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。)		④	
法 附 則 第 9 条 第 8 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 (政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。)		⑤	
法 附 則 第 9 条 第 10 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑥	
法 附 則 第 9 条 第 18 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑦	
法 附 則 第 9 条 第 19 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑧	
法 附 則 第 9 条 第 20 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑨	
法 附 則 第 9 条 第 21 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑩	
法 附 則 第 9 条 第 22 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑪	
法 附 則 第 9 条 第 24 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑫	
計 ③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩－⑪－⑫		⑬	

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

事業 年度		・ ・		法人 名					
控除前所得金額 第6号様式68-（別表10⑨又は⑪）		①	円		損金算入限度額 ①× $\frac{50\text{又は}100}{100}$		② 円		
事業年度		区分		控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③		当期控除額④ （当該事業年度の③と（②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）		翌期繰越額⑤ （（③－④）又は別表11⑪）	
・ ・		欠損金額等・災害損失金		円		円			
・ ・		欠損金額等・災害損失金				円			
・ ・		欠損金額等・災害損失金							
・ ・		欠損金額等・災害損失金							
・ ・		欠損金額等・災害損失金							
・ ・		欠損金額等・災害損失金							
・ ・		欠損金額等・災害損失金							
・ ・		欠損金額等・災害損失金							
・ ・		欠損金額等・災害損失金							
・ ・		欠損金額等・災害損失金							
・ ・		欠損金額等・災害損失金							
計									
当 期 分	欠損金額等・災害損失金								
	同上のうち	災害損失金						円	
		青色欠損金							
合計									
災害により生じた損失の額の計算									
災害の種類				災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日		・ ・			
当期の欠損金額⑥		円		差引災害により生じた損失の額（⑦－⑧）⑨				円	
災害により生じた損失の額⑦				繰越控除の対象となる損失の額（⑥と⑨⑩のうち少ない金額）					
保険金又は損害賠償金等の額⑧									

第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4）
（第五条関係）
「別紙三十五」

欠損金額等及び災害損失欠損金額の
控除明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

事業 年度	・ ・	・ ・	法人 名			
控除前所得金額 第6号様式⑧－（別表10⑨又は⑪）		①	円	損金算入限度額 ①× $\frac{50又は100}{100}$	②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失欠損金額③		当期控除額④ （当該事業年度の③と②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額	翌期繰越額⑤ （（③－④）又は別表11⑪）	
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額	円		円		
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額				円	
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
計						
当 期 分	欠損金額・災害損失欠損金額					
	同上のうち	欠損金額			円	
		災害損失欠損金額				
合計						
災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額の計算						
災害の種類			災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日		・ ・	
当期の欠損金額⑥		円		差引災害により生じた損失の額（⑦－⑧）⑨	円	
災害により生じた損失の額⑦				繰越控除の対象となる欠損金額（⑥と⑨のうち少ない金額）⑩		
保険金又は損害賠償金等の額⑧						

第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4）
（第五条関係）
〔別紙三十六〕

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散
の場合の欠損金額等の控除明細書（第1号
第3号に掲げる事業
法第72条の2第1項第4号

事業 年度	・	・	法人 名	
----------	---	---	---------	--

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙三十七〕

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 （第6号様式⑧又は別表5②）－⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		金額	⑦の金額を控除する前の所得 （第6号様式⑧又は別表5②）	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計（①＋②＋③）	④			④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤			調整前の欠損金額等の翌期繰越額 （⑮の計）	⑬	
	適用年度終了の時における資本金等の額 （プラスの場合は0）	⑥	△		欠損金額等からしないものとする金額 （⑪と⑬のうち少ない金額）	⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額（別表9④の計）	⑦					
	差引欠損金額等（⑤－⑥－⑦）	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整			
発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 （第6号様式別表9③－④）	欠損金額等からしないものとする金額 （当該発生事業年度の⑮と⑭－当該発生事業年度前の⑯の合計額）のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 （⑮－⑯）
	⑮	⑯	⑰
・ ・	円	円	円
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
計			

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散
の場合の欠損金額等の控除明細書（第1号
第3号に掲げる事業
法第72条の2第1項第4号

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）「別紙三十八」

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑥又は別表5②)－⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		金額	⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑥又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計 (①+②+③)	④			④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時における資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失欠損金額 (別表9④の計)	⑦					
	差引欠損金額等 (⑤－⑥－⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整			
発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第 6 号様式別表 9 ③－④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑬と ⑭－当該発生事業 年度前の⑬の合計額)のうち少ない金額)	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑬－⑭)
	⑮	⑯	⑰
・ ・	円	円	円
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の
控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

（法第72条の2第1項
第1号に掲げる事業
第3号

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

第六号様式別表十二（用紙日本産業規格A4）
（第五条関係）
〔別紙三十九〕

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等						
事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等 〔適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日： 被合併法人等の名称：〕			調整後の控除未済欠損金額等 ①＋②
		〔前期の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤若しくは別表13の3の⑤〕	被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等 〔最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤〕	
					①	
・ ・	欠損金額等・災害損失金	円	・ ・	欠損金額等・災害損失金	円	円
・ ・	欠損金額等・災害損失金		・ ・	欠損金額等・災害損失金		
・ ・	欠損金額等・災害損失金		・ ・	欠損金額等・災害損失金		
・ ・	欠損金額等・災害損失金		・ ・	欠損金額等・災害損失金		
・ ・	欠損金額等・災害損失金		・ ・	欠損金額等・災害損失金		
・ ・	欠損金額等・災害損失金		・ ・	欠損金額等・災害損失金		
・ ・	欠損金額等・災害損失金		・ ・	欠損金額等・災害損失金		
・ ・	欠損金額等・災害損失金		・ ・	欠損金額等・災害損失金		
・ ・	欠損金額等・災害損失金		・ ・	欠損金額等・災害損失金		
・ ・	欠損金額等・災害損失金		・ ・	欠損金額等・災害損失金		
・ ・	欠損金額等・災害損失金		・ ・	欠損金額等・災害損失金		
計			計			
支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細						
適格組織再編成等の別		合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・ ・
対象法人の別		被合併法人等（名称：）・当該法人		支配関係発生日		・ ・
対象法人の 事業年度	欠損金額等の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合			
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等 （⑧－⑫）又は（別表13の⑦）	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては⑤と⑥のうち少ない金額〕	
		④	⑤	⑥	⑦	
・ ・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
計						
支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細						
対象法人の支配関係 事業年度以後の 事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等〕	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算				
	⑧	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 ⑨－⑩	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 （⑧と⑪のうち少ない金額）	
		⑨	⑩	⑪	⑫	
・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の
控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

（法第72条の2第1項
第1号
第3号に掲げる事業

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

[illegible]

第六号様式別表十二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）「別紙四十」

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）
特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

対 象 法 人 の 別		被合併法人等（名称：				）・当該法人	
適格組織再編成等の別		合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・	
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支 配 関 係 事 業 年 度 以 後 の 事 業 年 度 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 計 算						
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額 (別表12⑨)	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額 (別表12⑩)	各関連法人における損金算入額等の合計額 (各関連法人の⑦の合計額)	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額 (各関連法人の⑭の合計額)	特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 ①－②＋④		
	①	②	③	④	⑤		
	： 円	円	円	円	円		
	： 円	円	円	円	円		
： 円	円	円	円	円	円		
： 円	円	円	円	円	円		
： 円	円	円	円	円	円		
計							

関 連 法 人 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 相 当 欠 損 金 額 等 の 計 算 の 明 細										
関 連 法 人 の 名 称							支 配 関 係 発 生 日		・ ・	
合併等前二年以内適格合併等の別			適格合併 ・ 残余財産の確定				合併等前二年以内適格合併等の日		・ ・	
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人等の別			他の関連法人（名称： ） ・ 被合併法人等 ・ 当該法人							
対象法人の 支配関係事業 年度以後の 事業年度	関連法人対 象事業年度	関連法人対象事 業年度の欠損金 発生額	当該関連法人に おける損金算入 額等	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算				特定資産譲渡等損失相当額から 控除する金額の計算		特定資産譲渡等損 失相当欠損金額等 ⑪－⑬
		〔関連法人対象 事業年度のそれ ぞれの別表 9「当期分の 青色欠損金」〕		譲渡等による 損失の額の合 計額	譲渡等による 利益の額の合 計額	特定資産譲渡 等損失額 ⑧－⑨	欠損金額等の うち特定資産 譲渡等損失相 当額 〔 ⑥と⑩の うち少ない 金額）又は ⑪〕	控 除 済 金 額 〔他の関連法人 の⑬の合計額〕	特定資産譲渡等 損失相当額から 控除する金額 〔 ③－⑫）と ⑪のうち少な い金額〕	
				⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
： ：	： ：	内 円	円	円	円	円	円	円	円	円
： ：	： ：	内								
： ：	： ：	内								
： ：	： ：	内								
： ：	： ：	内								
計										

関 連 法 人 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 相 当 額 の 特 例 計 算							
対象法人の 支配関係事業 年度以後の 事業年度	関連法人対 象事業年度	簿 価 純 資 産 超 過 額 等 が あ る 場 合				特例計算による関連法人の 特定資産譲渡等損失相当額 〔 ^⑩ に金額の記載があ る場合にあっては0、 ^⑪ に金額の記載があ る場合にあっては ^⑬ 〕	
		関連法人対象事業年度の 欠損金発生額 ^⑥	特定資産譲渡等損失額 ^⑩	欠損金額等のうち特定資 産譲渡等損失相当額 〔 ^⑮ と ^⑯ のうち少ない 金額〕	^⑰ のうち簿価純資産超過 額を構成するものとされ た部分の金額 〔 ^⑳ の金額を ^⑰ の古い ものから順次振当〕		
		^⑮	^⑯	^⑰	^⑱	^⑲	
		： ：	： ：	内 円	円	円	円
		： ：	： ：	内			
		： ：	： ：	内			
： ：	： ：	内					
： ：	： ：	内					
計							

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細											
時 価 純 資 産 超 過 額 ((27の(イ))-(33の(イ))-(27の(ロ))-(33の(ロ)))			20	円	簿 価 純 資 産 超 過 額 ((27の(ロ))-(33の(ロ)))-((27の(イ))-(33の(イ)))			21	円		
資 産					負 債						
名 称 等		時 価		帳 簿 価 額		名 称 等		時 価		帳 簿 価 額	
		(イ)		(ロ)				(イ)		(ロ)	
	22	円		円			28	円		円	
	23						29				
	24						30				
	25						31				
	26						32				
計		27			計		33				

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）
特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

対 象 法 人 の 別		被合併法人等（名称： ）・当該法人			
適格組織再編成等の別		合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日	・
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支 配 関 係 事 業 年 度 以 後 の 事 業 年 度 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 計 算				
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額 (別表12⑨)	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額 (別表12⑩)	各関連法人における損金算入額等の合計額 (各関連法人の⑦の合計額)	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額 (各関連法人の⑭の合計額)	特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 ①－②＋④
	①	②	③	④	⑤
	： 円	円	円	円	円
	： 円	円	円	円	円
： 円	円	円	円	円	
： 円	円	円	円	円	
： 円	円	円	円	円	
計					

関 連 法 人 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 相 当 欠 損 金 額 等 の 計 算 の 明 細										
関 連 法 人 の 名 称							支 配 関 係 発 生 日		・ ・	
合併等前二年以内適格合併等の別			適格合併 ・ 残余財産の確定				合併等前二年以内適格合併等の日		・ ・	
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人等の別			他の関連法人（名称： ） ・ 被合併法人等 ・ 当該法人							
対象法人の 支配関係事業 年度以後の 事業年度	関連法人対 象事業年度	関連法人対象事 業年度の欠損金 発生額	当該関連法人に おける損金算入 額等	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算				特定資産譲渡等損失相当額から 控除する金額の計算		特定資産譲渡等損 失相当欠損金額等 ⑪－⑬
		〔関連法人対象 事業年度のそれ ぞれの別表 9「当期分の 欠損金額」〕		譲渡等による 損失の額の合 計額	譲渡等による 利益の額の合 計額	特定資産譲渡 等損失額 ⑧－⑨	欠損金額等の うち特定資産 譲渡等損失相 当額 〔（⑥と⑩の うち少ない 金額）又は ⑪〕	控 除 済 金 額 〔他の関連法人 の⑬の合計額〕	特定資産譲渡等 損失相当額から 控除する金額 〔（③－⑫）と ⑪のうち少な い金額〕	
				⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
： ：	： ：	内 円	円	円	円	円	円	円	円	円
： ：	： ：	内								
： ：	： ：	内								
： ：	： ：	内								
： ：	： ：	内								
計										

関 連 法 人 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 相 当 額 の 特 例 計 算						
対象法人の 支配関係事業 年度以後の 事業年度	関連法人対 象事業年度	簿 価 純 資 産 超 過 額 等 が あ る 場 合				特例計算による関連法人の 特定資産譲渡等損失相当額 〔 ^⑩ に金額の記載があ る場合にあっては0、 ^⑪ に金額の記載があ る場合にあっては ^⑬ 〕
		関連法人対象事業年度の 欠損金発生額	特定資産譲渡等損失額	欠損金額等のうち特定資 産譲渡等損失相当額	^⑰ のうち簿価純資産超過 額を構成するものとされ た部分の金額	
		⑥	⑩	〔 ^⑮ と ^⑯ のうち少ない 金額〕	〔 ^⑳ の金額を ^⑰ の古い ものから順次振当〕	
		⑮	⑯	⑰	⑱	
		円	円	円	円	
：	：	内				
：	：	内				
：	：	内				
：	：	内				
：	：	内				
計						

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細									
時 価 純 資 産 超 過 額 ((27の(イ))-(33の(イ))-(27の(ロ))-(33の(ロ)))			20	円	簿 価 純 資 産 超 過 額 ((27の(ロ))-(33の(ロ))-(27の(イ))-(33の(イ)))			21	円
資 産					負 債				
名 称 等		時 価	帳 簿 価 額		名 称 等		時 価	帳 簿 価 額	
		(イ)	(ロ)				(イ)	(ロ)	
	22	円	円			28	円	円	
	23					29			
	24					30			
	25					31			
	26					32			
計		27			計		33		

第六号様式別表十三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）「別紙四十二」

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

事業年度		・		・		法人名											
適格組織再編成等の別		合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配				適格組織再編成等の日		・									
対象法人の別		被合併法人等（名称：）・当該法人				支配関係発生日		・									
引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算																	
対象法人の事業年度		欠損金額等の区分		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等		特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算											
				被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤		時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合		時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合		簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合							
				①		②		③		④		⑤					
・		欠損金額等・災害損失金		円		円		円		円		円					
・		欠損金額等・災害損失金															
・		欠損金額等・災害損失金															
・		欠損金額等・災害損失金															
・		欠損金額等・災害損失金															
・		欠損金額等・災害損失金															
・		欠損金額等・災害損失金															
・		欠損金額等・災害損失金															
・		欠損金額等・災害損失金															
・		欠損金額等・災害損失金															
・		欠損金額等・災害損失金															
計																	
時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細																	
対象法人の事業年度		欠損金額等の区分		時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合		簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合											
				支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等		⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額		支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額		⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額		⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額					
				⑥		⑦		⑧		⑨		⑩					
・		欠損金額等・災害損失金		円		円		円		円		円					
・		欠損金額等・災害損失金						内									
・		欠損金額等・災害損失金						内									
・		欠損金額等・災害損失金						内									
・		欠損金額等・災害損失金						内									
・		欠損金額等・災害損失金						内									
・		欠損金額等・災害損失金						内									
・		欠損金額等・災害損失金						内									
・		欠損金額等・災害損失金						内									
・		欠損金額等・災害損失金						内									
計																	
支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細																	
時価純資産超過額 ②②の(イ)－②⑥の(イ)－(②②の(ロ)－②⑥の(ロ))		⑪		円		制限対象金額 ①②－①①		⑬		円							
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計		⑫				簿価純資産超過額 ②②の(ロ)－②⑥の(ロ)－(②②の(イ)－②⑥の(イ))		⑭									
支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細																	
資					産					負債							
名称等		時価		帳簿価額		名称等		時価		帳簿価額		名称等		時価		帳簿価額	
		(イ)		(ロ)				(イ)		(ロ)				(イ)		(ロ)	
⑮		円		円		⑰		円		円		⑲		円		円	
⑯						⑱						⑳					
⑰						㉑						㉒					
⑰						計						計					

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）第3号

事業年度	・	・	法人名					
適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配			適格組織再編成等の日	・	・		
対象法人の別	被合併法人等（名称：）・当該法人			支配関係発生日	・	・		
引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算								
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算					
		被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合 （①の金額）	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と⑥～⑦のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額〕	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①と⑧～⑩のうち少ない金額〕	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 ②、③又は④		
		①	②	③	④	⑤		
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円	円	円		
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額						
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額						
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額						
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額						
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額						
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額						
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額						
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額						
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額						
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額						
計								
時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細								
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合					
		支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額		
		〔支配関係事業年度の前事業年度の別表9の⑤〕	〔⑬の金額を⑥の古いものから順次振当〕	〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等〕	別表12の⑫	〔⑭の金額を⑨の古いものから順次振当〕		
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円	円	円		
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額		内				
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額		内				
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額		内				
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額		内				
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額		内				
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額		内				
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額		内				
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額		内				
・	・	欠損金額等・災害損失欠損金額		内				
計								
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細								
時価純資産超過額 〔⑫の(イ)－⑮の(イ)〕－〔⑫の(ロ)－⑮の(ロ)〕		⑪	円	制限対象金額 ⑫－⑪		⑬	円	
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計		⑫		簿価純資産超過額 〔⑫の(ロ)－⑮の(ロ)〕－〔⑫の(イ)－⑮の(イ)〕		⑭		
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細								
資			産			負債		
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)
⑮	円	円	⑰	円	円	⑲	円	円
⑯			⑱			⑳		
⑰			㉑			㉒		
⑱			計	㉓		計	㉔	

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）
控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名						
適格組織再編成等の別		適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日 ・ ・					
			支配関係発生日 ・ ・					
調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算								
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	当該法人の控除未済欠損金額等 〔当該法人の前期の別表9の⑤〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算					
		移転時価資産価額が移転簿価資産価額以下である場合 （①の金額）	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合 移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合 〔支配関係事業年度前の事業年度にあつては（⑥―⑦）、支配関係事業年度以後の事業年度であつては①〕	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合 〔支配関係事業年度前の事業年度にあつては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては（①―⑩）〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 ②、③又は④			
		①	②	③	④	⑤		
・ ・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円		
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
計								
移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細								
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	支配関係前欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度の①〕	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合 ⑥のうち移転時価資産超過額を構成するものとされた部分の金額 〔①の金額を⑥の古いものから順次振当〕	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合 支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額 〔別表12「⑧―⑫」〕			支配関係後欠損金額等 〔支配関係事業年度以後の事業年度の（①―⑧）〕	⑨のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 〔⑬の金額を⑨の古いものから順次振当〕
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
		円	円	円	円	円		
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
・ ・	欠損金額等・災害損失金							
計								
制限対象金額の計算の明細				移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細				
移転時価資産超過額 （⑬の（イ）―⑬の（ロ））	⑪	円	名称等		時価 （イ）	帳簿価額 （ロ）		
支配関係前欠損金額等の合計額 （⑥の計）	⑫			⑭	円	円		
制限対象金額 ⑪―⑫	⑬			⑮				
				⑯				
			計	⑰				

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の
控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

（法第72条の2第1項
第1号に掲げる事業
第3号

事業 年度	・ ・ ・ ・	法人 名	
----------	------------------	---------	--

適格組織再編成等の別		適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資 ・ 適 格 現 物 分 配		適格組織再編成等の日		・ ・	
				支 配 関 係 発 生 日		・ ・	
調 整 後 の 当 該 法 人 分 の 控 除 未 済 欠 損 金 額 等 の 特 例 計 算							
当 該 法 人 の 事 業 年 度	欠損金額等の 区 分	当該法人の控除未済 欠損金額等 〔当該法人の前期の別表9 の⑤〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算				特例計算による調整 後の当該法人分の控 除未済欠損金額等 ②、③又は④
			移転時価資産価額が 移転簿価資産価額以 下である場合 （①の金額）	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超 える場合 移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額以下で ある場合 〔支配関係事業年度前の 事業年度にあつては（⑥－ ⑦）、支配関係事業年度 以後の事業年度であつて は①〕		移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額を超え る場合 〔支配関係事業年度前の 事業年度にあつては0、支 配関係事業年度以後の 事業年度にあつては（①－ ⑩）〕	
		①	②	③	④	⑤	
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額	円	円	円	円	円	
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
計							
移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細							
当 該 法 人 の 事 業 年 度	欠損金額等の 区 分	支配関係前欠損金額 等 〔支配関係事業年度前の事 業年度の①〕	移転時価資産超過額が支 配関係前欠損金額等の合 計額以下である場合 ⑥のうち移転時価資 産超過額を構成する ものとされた部分の 金額 〔⑪の金額を⑥の古いもの から順次振当〕	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合			⑨のうち制限対象金 額を構成するものと された部分の金額 〔⑬の金額を⑨の古いもの から順次振当〕
			⑥	⑦	⑧	⑨	
		・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額	円	円	円	円
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
・ ・ ・ ・	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 欠 損 金 額						
計							
制 限 対 象 金 額 の 計 算 の 明 細				移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細			
移 転 時 価 資 産 超 過 額 （⑪の（イ）－⑪の（ロ））	⑪	円		名 称 等		時 価	帳簿価額
						（イ）	（ロ）
支 配 関 係 前 欠 損 金 額 等 の 合 計 額 （⑥の計）	⑫					⑭ 円	円
制 限 対 象 金 額 ⑪－⑫	⑬					⑮	
						⑯	
				計		⑰	

(第三条・第十条の二関係)「別紙四十七」

受付印

東京都に申告する場合の③の計算

関与税理士 署	名
1	東京税理士会
2	大阪税理士会
3	名古屋税理士会
4	京都税理士会
5	福岡税理士会
6	札幌税理士会
7	仙台税理士会
8	新潟税理士会
9	金沢税理士会
10	富山税理士会
11	石川税理士会
12	福井税理士会
13	山梨税理士会
14	長野税理士会
15	岐阜税理士会
16	愛知税理士会
17	三重税理士会
18	滋賀税理士会
19	京都税理士会
20	大阪税理士会
21	兵庫税理士会
22	奈良税理士会
23	和歌山税理士会
24	徳島税理士会
25	高松税理士会
26	香川税理士会
27	愛媛税理士会
28	高知税理士会
29	福岡税理士会
30	佐賀税理士会
31	長門税理士会
32	山口税理士会
33	広島税理士会
34	岡山税理士会
35	鳥取税理士会
36	島根税理士会
37	岡山税理士会
38	広島税理士会
39	山口税理士会
40	福岡税理士会
41	佐賀税理士会
42	長門税理士会
43	山口税理士会
44	広島税理士会
45	岡山税理士会
46	鳥取税理士会
47	島根税理士会
48	岡山税理士会
49	広島税理士会
50	山口税理士会
51	福岡税理士会
52	佐賀税理士会
53	長門税理士会
54	山口税理士会
55	広島税理士会
56	岡山税理士会
57	鳥取税理士会
58	島根税理士会
59	岡山税理士会
60	広島税理士会
61	山口税理士会
62	福岡税理士会
63	佐賀税理士会
64	長門税理士会
65	山口税理士会
66	広島税理士会
67	岡山税理士会
68	鳥取税理士会
69	島根税理士会
70	岡山税理士会
71	広島税理士会
72	山口税理士会
73	福岡税理士会
74	佐賀税理士会
75	長門税理士会
76	山口税理士会
77	広島税理士会
78	岡山税理士会
79	鳥取税理士会
80	島根税理士会
81	岡山税理士会
82	広島税理士会
83	山口税理士会
84	福岡税理士会
85	佐賀税理士会
86	長門税理士会
87	山口税理士会
88	広島税理士会
89	岡山税理士会
90	鳥取税理士会
91	島根税理士会
92	岡山税理士会
93	広島税理士会
94	山口税理士会
95	福岡税理士会
96	佐賀税理士会
97	長門税理士会
98	山口税理士会
99	広島税理士会
100	岡山税理士会

※処理事項

発信年月日
通信日付印
確認

整理番号

事務所
区分

管理番号

申告区分

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日
年 月 日

殿

所在地
(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)
(電話)

事業種目

(ふりがな)

期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

法人名

期 末 現 在 の
資 本 金 等 の 額

(ふりがな)

代表者氏名

(ふりがな)

経理責任者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の 申告書

※

課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書(別表21)の(12))		①	兆	十億	百万	千	円
							000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人 における課税標準となる退職年金等積立金に係る 法人税額		②					000
法人税割額 $\left(\text{①又は②} \times \frac{\quad}{100} \right)$		③					00
③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額		④					00
この申告により納付すべき法人税割額 ③－④		⑤					00
東京都に申告する場合の③の計算	特別区分の課税標準額	⑥					000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑥} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑦					
	市町村分の課税標準額	⑧					000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑧} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑨					

関与税理士
署名

(電話)

第六号の二様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・紫色) (第三条・第十条の二関係)「別紙四十八」

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

年 月 日

事業種目

所在地
(本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

(電話)

前期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

前 期 末 現 在 の
資 本 金 等 の 額

法 人 名

代 表 者
氏 名

経 理 責 任 者
氏 名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書

※

事業税										道府県民税																																				
前事業年度の事業税額 (41)の金額										19	兆	十億	百万	千	円	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18)の金額										1	兆	十億	百万	千	円															
所得割額 (42×前事業年度の月数6)										20					00	予定申告税額 (1×前事業年度又は前連結事業年度の月数6)										2					00															
付加価値割額 (43×前事業年度の月数6)										21					00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額										3					00															
資本割額 (44×前事業年度の月数6)										22					00	この申告により納付すべき法人税割額 (2-3)										4					00															
収入割額 (45×前事業年度の月数6)										23					00	均等割額										5	算定期間中において事務所等を有していた月数					月														
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (51)										24					00	円×512										6					00															
特別法人事業税額 (24×前事業年度の月数6)										25					00	この申告により納付すべき道府県民税額 (4+6)										7					00															
予定申告税額 (20+21+22+23+25)										26					00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細																														
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額										27					00	(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額										8	兆	十億	百万	千	円															
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (26-27)										28					00	法人税割額										9																				
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細																				道府県民税の特定寄附金税額控除額										10																
摘要										課税標準										税率(100)	税額										税額控除超過額相当額の加算額										11					
所得割										所得金額総額 29										兆	十億	百万	千	円	道府県民税の特定寄附金税額控除額										12											
所得割										所得金額 30															兆	十億	百万	千	円	外国の法人税等の額の控除額										13						
付加価値割										付加価値額総額 31															兆	十億	百万	千	円	仮装経理に基づく法人税割額の控除額										14						
付加価値割										付加価値額 32															兆	十億	百万	千	円	租税条約の実施に係る事業税額の控除額										15						
資本割										資本金等の額総額 33															兆	十億	百万	千	円	納付すべき法人税割額 (9-10+11-12-13-14-15)										16						
資本割										資本金等の額 34															兆	十億	百万	千	円	⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額										17						
収入割										収入金額総額 35															兆	十億	百万	千	円	差引法人税割額 (16-11-17)										18						
収入割										収入金額 36															兆	十億	百万	千	円	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額										52						
合計事業税額 30+32+34+36										37						この申告の期間										:										:										
事業税の特定寄附金税額控除額										38						前事業年度又は前連結事業年度の期間										:										:										
仮装経理に基づく事業税額の控除額										39						通算親法人の事業年度の期間										:										:										
租税条約の実施に係る事業税額の控除額										40						関与税理士署 名										(電話)																				
納付すべき事業税額 37-38-39-40										41						備考																														
④の内訳																																														
所得割 42										兆	十億	百万	千	円	付加価値割 43																															
資本割 44																収入割 45																														
摘要										課税標準										税率(100)	税額																									
所得割に係る特別法人事業税額 46										兆	十億	百万	千	円	00	所得割に係る特別法人事業税額 46																														
収入割に係る特別法人事業税額 47															00	収入割に係る特別法人事業税額 47																														
合計特別法人事業税額 (46+47)										48						合計特別法人事業税額 (46+47)																														
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額										49						仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額																														
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額										50						租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額																														
納付すべき特別法人事業税額 48-49-50										51						納付すべき特別法人事業税額 48-49-50																														

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）〔別紙四十九〕

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

年 月 日

事業種目

所在地
(本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

(電話)

前期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

()

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

前期末現在の
資本金等の額

法人名

代表者氏名

経理責任者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の

道府県民税の
特別法人事業税

の予定申告書

※

事業税										道府県民税																														
前事業年度の事業税額 (41)の金額										19	兆	十億	百万	千	円	00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18)の金額					1	兆	十億	百万	千	円	00												
所得割額 (42× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)										20					00	予定申告税額 (1× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)					2					00														
付加価値割額 (43× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)										21					00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額					3					00														
資本割額 (44× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)										22					00	この申告により納付すべき法人税割額 (2-3)					4					00														
収入割額 (45× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)										23					00	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数					5	円× $\frac{5}{12}$				6					00									
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (51)										24					00	この申告により納付すべき道府県民税額 (4+6)					7									00										
特別法人税 特別法人事業税額 (24× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)										25					00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細										(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額					8	兆	十億	百万	千	円	()			
予定申告税額 (20+21+22+23+25)										26					00	法人税割額					9																			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額										27					00	道府県民税の特定寄附金税額控除額					10																			
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (26-27)										28					00	税額控除超過額相当額の加算額					11																			
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細																				外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額					12															
摘要										課税標準				税率 (100)		税額				外国の法人税等の額の控除額					13															
所得割	所得金額総額 29				兆	十億	百万	千	円									仮装経理に基づく法人税割額の控除額					14																	
	所得金額 30													兆	十億	百万	千	円	租税条約の実施に係る事業税額の控除額					15																
付加価値割	付加価値額総額 31																	納付すべき事業税額 (37-38-39-40)					41																	
	付加価値額 32													兆	十億	百万	千	円	④の内訳 所得割 42					兆	十億	百万	千	円	付加価値割 43											
資本割	資本金等の額総額 33																	④の内訳 資本割 44											収入割 45											
	資本金等の額 34													兆	十億	百万	千	円						差引法人税割額 (16-11-17)					18											
収入割	収入金額総額 35																	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額					52																	
	収入金額 36													兆	十億	百万	千	円						この申告の期間					:		:									
合計事業税額 (30+32+34+36)										37						道府県民税の特定寄附金税額控除額					38																			
事業税の特定寄附金税額控除額										38						仮装経理に基づく事業税額の控除額					39																			
仮装経理に基づく事業税額の控除額										39						租税条約の実施に係る事業税額の控除額					40																			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額										40						納付すべき特別法人事業税額 (46+47)					48																			
納付すべき事業税額 (37-38-39-40)										41						仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額					49																			
④の内訳	所得割 42				兆	十億	百万	千	円									租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額					50																	
	資本割 44																	納付すべき特別法人事業税額 (48-49-50)					51																	
摘要										課税標準				税率 (100)		税額				備考																				
所得割に係る特別法人事業税額 (46)										兆	十億	百万	千	円	00					前事業年度又は前連結事業年度の期間					:		:													
収入割に係る特別法人事業税額 (47)															00					通算親法人の事業年度の期間					:		:													
合計特別法人事業税額 (46+47)										48						関与税理士署名					(電話)																			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額										49																														
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額										50																														
納付すべき特別法人事業税額 (48-49-50)										51																														

第六号の三様式 (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 「別紙五十」

1

24

43

25

12

12

56

69

整 理 番 号

事 務 所 区 分

管 理 番 号

申 告 区 分

法 人 番 号

申 告 年 月 日

年

月

日

70

71

72

73

予 備

前期末現在の資本金の額
又は 出 資 金 の 額

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

前 期 末 現 在 の
資 本 金 等 の 額

事業年度

44

49

50

55

12

B

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00

12

B

01

02

03

04

05

06

07

00

00

00

00

00

00

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）〔別紙五十二〕

		12	B	80	分割 基準	分割 県数													
事業税	1	総 数	81																
		本県分	82																
	2	総 数	83																
		本県分	84																
	3	総 数	85																
		本県分	86																
売上高		総 数	87																
		軌 道 又 は 鉄 道	88																

52

「別紙五十三」

受付印

令和 年 月 日

※処理事項

第 何 年 月 日 通信日付印

確 認

整 理 番 号

事務所

区 分

管 理 番 号

申告区分

所 在 地
(本店が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

(電話)

事業種目

前期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

前 期 末 現 在 の
資 本 金 等 の 額

法 人 番 号

申告年月日
年 月 日

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は
前連結事業年度分の道府県民税の
特別法人事業税の

※

事業税

前事業年度の事業税額(54の金額)

兆 十億 百万 千 円

8

00

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業

所得割額(55× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)

兆 十億 百万 千 円

9

00

付加価値割額(56× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)

兆 十億 百万 千 円

10

00

資本割額(57× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)

兆 十億 百万 千 円

11

00

法第72条の2第1項第2号に掲げる事業

収入割額(58× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)

兆 十億 百万 千 円

12

00

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業

所得割額(59× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)

兆 十億 百万 千 円

13

00

付加価値割額(60× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)

兆 十億 百万 千 円

14

00

資本割額(61× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)

兆 十億 百万 千 円

15

00

収入割額(62× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)

兆 十億 百万 千 円

16

00

特別法人税

前事業年度の特別法人事業税額(69の金額)

兆 十億 百万 千 円

17

00

特別法人事業税額(17× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)

兆 十億 百万 千 円

18

00

予定申告税額(9+10+11+12+13+14+15+16+18)

兆 十億 百万 千 円

19

00

この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した
当期分の事業税額及び特別法人事業税額

兆 十億 百万 千 円

20

00

この申告により納付すべき事業税額及び
特別法人事業税額

兆 十億 百万 千 円

19-20

00

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

兆 十億 百万 千 円

22

00

道府県民税

前事業年度又は前連結事業
年度の法人税割額

兆 十億 百万 千 円

1

00

予定申告税額
(1× $\frac{6}{\text{前事業年度又は
前連結事業年度の月数}}$)

兆 十億 百万 千 円

2

00

この申告が修正申告である場合は
既に納付の確定した当期分の法
人税割額

兆 十億 百万 千 円

3

00

この申告により納付
すべき法人税割額
②-③

兆 十億 百万 千 円

4

00

均
等
割
額

算定期間中において
事務所等を有していた月数

兆 十億 百万 千 円

5

00

この申告により納付
すべき道府県民税額
④+⑥

兆 十億 百万 千 円

7

00

この申告の期間

兆 十億 百万 千 円

前事業年度又は前連結事業
年度の期間

兆 十億 百万 千 円

通算親法人の事業年度
の期間

兆 十億 百万 千 円

備考

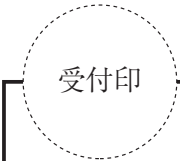
関与税理士署名

(電話)

(事業税)

(特別法人事業税)

		事業年度又は 連結事業年度		・ ・ ・ ・		法人名																						
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細														前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細														
摘 要				課 税 標 準				税率 ($\frac{100}{}$)		税 額				(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額				②③		兆 十億 百万 千 円 ()								
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業																												
所得割	所得金額総額		③④		兆 十億 百万 千 円										法人税割額				②④									
	所得金額		③⑤								兆 十億 百万 千 円				道府県民税の特定 寄附金税額控除額				②⑤									
付加価値割	付加価値額総額		③⑥												税額控除超過額 相当額の加算額				②⑥									
	付加価値額		③⑦								兆 十億 百万 千 円				外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額				②⑦									
資本割	資本金等の額総額		③⑧												外国の法人税等 の額の控除額				②⑧									
	資本金等の額		③⑨								兆 十億 百万 千 円				仮装経理に基づく法人 税割額の控除額				②⑨									
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業														租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額														
収入割	収入金額総額		④⑩		兆 十億 百万 千 円										納付すべき法人税割額 ②④－②⑤＋②⑥－②⑦－②⑧－②⑨－③①				③①									
	収入金額		④⑪								兆 十億 百万 千 円				③①のうち特別控除取戻税額等又は 個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額				③②									
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業														差 引 法 人 税 割 額 ③①－②⑥－③②														
所得割	所得金額総額		④⑫		兆 十億 百万 千 円																							
	所得金額		④⑬								兆 十億 百万 千 円																	
付加価値割	付加価値額総額		④⑭																									
	付加価値額		④⑮								兆 十億 百万 千 円																	
資本割	資本金等の額総額		④⑯																									
	資本金等の額		④⑰								兆 十億 百万 千 円																	
収入割	収入金額総額		④⑱																									
	収入金額		④⑲								兆 十億 百万 千 円																	
合計事業税額 ③⑤＋③⑦＋③⑨＋④⑪＋④⑬＋④⑮＋④⑰＋④⑲								⑤⑩																				
事業税の特定寄附金税額控除額								⑤⑪																				
仮装経理に基づく事業税額の控除額								⑤⑫																				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額								⑤⑬																				
納付すべき事業税額 ⑤⑩－⑤⑪－⑤⑫－⑤⑬								⑤⑭																				
⑤④の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																											
	所得割	⑤⑤	兆 十億 百万 千 円				付加価値割	⑤⑥	兆 十億 百万 千 円																			
	資本割	⑤⑦					収入割	⑤⑧																				
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																											
	所得割	⑤⑨	兆 十億 百万 千 円				付加価値割	⑥⑩	兆 十億 百万 千 円																			
	資本割	⑥①					収入割	⑥②																				
摘 要				課 税 標 準				税率 ($\frac{100}{}$)		税 額																		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額				⑥③		兆 十億 百万 千 円				0 0																		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額				⑥④						0 0																		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額				⑥⑤						0 0																		
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 (⑥③＋⑥④＋⑥⑤)								⑥⑥																				
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額								⑥⑦																				
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額								⑥⑧																				
納付すべき特別法人事業税額 ⑥⑥－⑥⑦－⑥⑧								⑥⑨																				



令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
殿					
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目			前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	
(ふりがな)	(電話)			兆 十億 百万 千 円	
法人名				前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
(ふりがな)	(ふりがな)				
代表者氏名	経理責任者氏名	前期末現在の 資本金等の額			

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税
特別法人事業税 の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (54) の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							
所得割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩						00
資本割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪						00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
収入割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭						00
資本割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮						00
収入割額 (62) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯						00
特別業 法人税	前事業年度の特別法人事業税額 (69) の金額	⑰					00
	特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱					00
予定申告税額 (9) + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯		⑲					00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額		⑳					00
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額 ⑰ - ㉑		㉒					00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		㉓					
備考							
関与税理士署名		(電話)					

第六号の三様式 (その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙五十四]

（事業税）

		事業年度		・ ・ ・ ・		法人名								
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細							
摘 要		課 税 標 準		税率 (100)		税 額		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額		23	兆 十億 百万 千 円 ()			
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業														
所得割	所得金額総額	34	兆 十億 百万 千 円						法人税割額	24				
	所得金額	35					兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定 寄附金税額控除額	25				
付加価値割	付加価値額総額	36							税額控除超過額 相当額の加算額	26				
	付加価値額	37					兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	27				
資本割	資本金等の額総額	38							外国の法人税等 の額の控除額	28				
	資本金等の額	39					兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	29				
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業							租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額					30		
収入割	収入金額総額	40	兆 十億 百万 千 円						納付すべき法人税割額 24-25+26-27-28-29-30	31				
	収入金額	41					兆 十億 百万 千 円		31のうち特別控除取戻税額等又は 個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	32				
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業							差引法人税割額 31-26-32					33		
所得割	所得金額総額	42	兆 十億 百万 千 円											
	所得金額	43					兆 十億 百万 千 円							
付加価値割	付加価値額総額	44												
	付加価値額	45					兆 十億 百万 千 円							
資本割	資本金等の額総額	46												
	資本金等の額	47					兆 十億 百万 千 円							
収入割	収入金額総額	48												
	収入金額	49					兆 十億 百万 千 円							
合計事業税額 35+37+39+41+43+45+47+49				50										
事業税の特定寄附金税額控除額				51										
仮装経理に基づく事業税額の控除額				52										
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				53										
納付すべき事業税額 50-51-52-53				54										
54の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業													
	所得割	55	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	56	兆 十億 百万 千 円							
	資本割	57			収入割	58								
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業													
	所得割	59	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	60	兆 十億 百万 千 円							
	資本割	61			収入割	62								
摘 要		課 税 標 準		税率 (100)		税 額								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		63	兆 十億 百万 千 円		0.0									
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		64			0.0									
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		65			0.0									
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 (63+64+65)				66										
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				67										
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				68										
納付すべき特別法人事業税額 66-67-68				69										

（特別法人事業税）

[illegible]

別紙五十七

事業				税				道府県民税					
前事業年度の事業税額(63)の金額				⑧	兆	十億	百万	千	円	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(56)の金額			
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業										①			
所得割額(64)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$				⑨									
付加価値割額(65)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$				⑩									
資本割額(66)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$				⑪									
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業													
収入割額(67)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$				⑫									
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
所得割額(68)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$				⑬									
付加価値割額(69)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$				⑭									
資本割額(70)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$				⑮									
収入割額(71)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$				⑯									
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業													
付加価値割額(72)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$				⑰									
資本割額(73)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$				⑱									
収入割額(74)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$				⑲									
特別法人税	前事業年度の特別法人事業税額(86)の金額			⑳									
	特別法人事業税額(20)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$			㉑									
予定申告税額(9)＋(10)＋(11)＋(12)＋(13)＋(14)＋(15)＋(16)＋(17)＋(18)＋(19)＋(21)				㉒									
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額				㉓									
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額(22)－(23)				㉔									
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				㉕									
均等割額		算定期間中において事務所等を有していた月数		⑤									
		円× $\frac{5}{12}$		⑥									
この申告により納付すべき道府県民税額(4)＋(6)		この申告により納付すべき道府県民税額		⑦									
		この申告の期間											
前事業年度又は前連結事業年度の期間		前事業年度又は前連結事業年度の期間											
		通算親法人の事業年度の期間											
備考													
関与税理士署名													
		(電話)											

		事業年度又は 連結事業年度		・ ・ ・ ・		法人名													
前事業年度の事業税額の明細										前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細									
摘 要		課 税 標 準				税率 (100)		税 額				(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額		②6		兆 十億 百万 千 円 ()			
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業																			
所得 割	所得金額総額	③7	兆 十億 百万 千 円										法人税割額	②7					
	所 得 金 額	③8											兆 十億 百万 千 円	道府県民税の特定 寄附金税額控除額	②8				
付加 価値 割	付加価値額総額	③9											税額控除超過額 相当額の加算額	②9					
	付 加 価 値 額	④0											兆 十億 百万 千 円	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	③0				
資本 割	資本金等の額総額	④1											外国の法人税等 の額の控除額	③1					
	資 本 金 等 の 額	④2											兆 十億 百万 千 円	仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	③2				
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業										租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額									
収入 割	収入金額総額	④3	兆 十億 百万 千 円										納付すべき法人税割額	③4					
	収 入 金 額	④4											兆 十億 百万 千 円	②7－②8＋②9－③0－③1－③2－③3 ③4のうち特別控除取戻税額等又は 個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	③5				
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業										差 引 法 人 税 割 額 ③4－②9－③5									
所得 割	所得金額総額	④5	兆 十億 百万 千 円										前事業年度の特別法人事業税額の明細						
	所 得 金 額	④6											兆 十億 百万 千 円	法第72条の2第1項第1号に掲 げる事業の基準法人所得割額	⑦5	兆 十億 百万 千 円	0.0		
付加 価値 割	付加価値額総額	④7											同に対する特別法人事業税額 (⑦5× / 100)	⑦6					
	付 加 価 値 額	④8											兆 十億 百万 千 円	法第72条の2第1項第2号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑦7	0.0			
資本 割	資本金等の額総額	④9											同に対する特別法人事業税額 (⑦7× / 100)	⑦8					
	資 本 金 等 の 額	⑤0											兆 十億 百万 千 円	法第72条の2第1項第3号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑦9	0.0			
収入 割	収入金額総額	⑤1											同に対する特別法人事業税額 (⑦9× / 100)	⑧0					
	収 入 金 額	⑤2											兆 十億 百万 千 円	法第72条の2第1項第4号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑧1	0.0			
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業										同に対する特別法人事業税額 (⑧1× / 100)									
付加 価値 割	付加価値額総額	⑤3	兆 十億 百万 千 円										合計特別法人事業税額 (⑦6＋⑦8＋⑧0＋⑧2)	⑧3					
	付 加 価 値 額	⑤4											兆 十億 百万 千 円	仮 装 経 理 に 基 づ く 特別法人事業税額の控除額	⑧4				
資本 割	資本金等の額総額	⑤5											租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額	⑧5					
	資 本 金 等 の 額	⑤6											兆 十億 百万 千 円	納付すべき特別法人事業税額 ⑧3－⑧4－⑧5	⑧6				
収入 割	収入金額総額	⑤7																	
	収 入 金 額	⑤8															兆 十億 百万 千 円		
合計事業税額 ③8＋④0＋④2＋④4＋④6＋④8＋⑤0＋⑤2＋⑤4＋⑤6＋⑤8										⑤9									
事業税の特定寄附金税額控除額										⑥0									
仮装経理に基づく事業税額の控除額										⑥1									
租税条約の実施に係る事業税額の控除額										⑥2									
納付すべき事業税額 ⑤9－⑥0－⑥1－⑥2										⑥3									
⑥3 の内 訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																		
	所得割	⑥4	兆 十億 百万 千 円				付加価値割	⑥5	兆 十億 百万 千 円										
	資本割	⑥6					収入割	⑥7											
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																		
	所得割	⑥8	兆 十億 百万 千 円				付加価値割	⑥9	兆 十億 百万 千 円										
	資本割	⑦0					収入割	⑦1											
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業																		
							付加価値割	⑦2	兆 十億 百万 千 円										
							資本割	⑦3	兆 十億 百万 千 円				収入割	⑦4					

● 受付印

令和 年 月 日						法 人 番 号			申告年月日							
									年	月	日					
殿																
所 在 地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)					事 業 種 目										
						前期末現在の資本金の額 又 は 出 資 金 の 額							兆		十億	
(ふりがな)					前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額			兆		十億		百万		千		円
法 人 名							前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額		兆		十億		百万		千	
(ふりがな)					代 表 者 氏 名				兆		十億		百万		千	
(ふりがな)							経理責任者 氏 名		兆		十億		百万		千	
(ふりがな)					氏 名				兆		十億		百万		千	
(ふりがな)							氏 名		兆		十億		百万		千	
(ふりがな)					氏 名				兆		十億		百万		千	
(ふりがな)							氏 名		兆		十億		百万		千	
(ふりがな)					氏 名				兆		十億		百万		千	
(ふりがな)							氏 名		兆		十億		百万		千	
(ふりがな)					氏 名				兆		十億		百万		千	
(ふりがな)							氏 名		兆		十億		百万		千	
(ふりがな)					氏 名				兆		十億		百万		千	
(ふりがな)							氏 名		兆		十億		百万		千	
(ふりがな)					氏 名				兆		十億		百万		千	
(ふりがな)							氏 名		兆		十億		百万		千	
(ふりがな)					氏 名				兆		十億		百万		千	
(ふりがな)							氏 名		兆		十億		百万		千	
(ふりがな)					氏 名				兆		十億		百万		千	
(ふりがな)							氏 名		兆		十億		百万		千	
(ふりがな)					氏 名				兆		十億		百万		千	
(ふりがな)							氏 名		兆		十億		百万		千	
(ふりがな)					氏 名				兆		十億		百万		千	
(ふりがな)							氏 名		兆		十億		百万		千	
(ふりがな)					氏 名				兆		十億		百万		千	
(ふりがな)																

事業			税			道府県民税		
前事業年度の事業税額(63の金額)			⑧	兆	十億	百万	千	円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業								
所得割額(64× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)			⑨	兆	十億	百万	千	円
付加価値割額(65× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)			⑩					00
資本割額(66× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)			⑪					00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業								
収入割額(67× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)			⑫	兆	十億	百万	千	円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								
所得割額(68× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)			⑬	兆	十億	百万	千	円
付加価値割額(69× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)			⑭					00
資本割額(70× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)			⑮					00
収入割額(71× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)			⑯					00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								
付加価値割額(72× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)			⑰	兆	十億	百万	千	円
資本割額(73× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)			⑱					00
収入割額(74× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)			⑲					00
特別法人税	前事業年度の特別法人事業税額(86の金額)		⑳					00
	特別法人事業税額(20× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)		㉑					00
	予定申告税額(9+10+11+12+13+14+15+16+17+18+19+21)		㉒					00
	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額		㉓					00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額(22-23)			㉔					00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			㉕					
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(35の金額)			①	兆	十億	百万	千	円
予定申告税額(1× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)			②					00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額			③					00
この申告により納付すべき法人税割額(2-3)			④					00
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤						
	円× $\frac{5}{12}$	⑥						
この申告により納付すべき道府県民税額(4+6)			⑦					00
この申告の期間			・ ・					
前事業年度又は前連結事業年度の期間			・ ・					
通算親法人の事業年度の期間			・ ・					
備考								
関与税理士名								
(電話)								

第六号の三様式（その3）
（用紙日本産業規格A4・草色）
（第三条・第五条・第十条の二関係）
「別紙五十八」

		事業年度		法人名																		
前事業年度の事業税額の明細										前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細												
摘 要		課 税 標 準		税率 (100)		税 額		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額		26 (兆 十億 百万 千 円)												
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業																						
所得割	所得金額総額	37	兆 十億 百万 千 円						法人税割額	27												
	所得金額	38					兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定 寄附金税額控除額	28												
付加価値割	付加価値額総額	39							税額控除超過額 相当額の加算額	29												
	付加価値額	40					兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	30												
資本割	資本金等の額総額	41							外国の法人税等 の額の控除額	31												
	資本金等の額	42					兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	32												
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業																						
収入割	収入金額総額	43	兆 十億 百万 千 円						租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	33												
	収入金額	44					兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人税割額 27-28+29-30-31-32-33	34												
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																						
所得割	所得金額総額	45	兆 十億 百万 千 円						差引法人税割額 34-29-35	36												
	所得金額	46					兆 十億 百万 千 円		前事業年度の特別法人事業税額の明細													
付加価値割	付加価値額総額	47							法第72条の2第1項第1号に掲 げる事業の基準法人所得割額	75	兆	十億	百万	千	円	0.0						
	付加価値額	48					兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (75× / 100)	76												
資本割	資本金等の額総額	49							法第72条の2第1項第2号に掲 げる事業の基準法人収入割額	77							0.0					
	資本金等の額	50					兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (77× / 100)	78												
収入割	収入金額総額	51							法第72条の2第1項第3号に掲 げる事業の基準法人収入割額	79							0.0					
	収入金額	52					兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (79× / 100)	80												
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業																						
付加価値割	付加価値額総額	53	兆 十億 百万 千 円						法第72条の2第1項第4号に掲 げる事業の基準法人収入割額	81							0.0					
	付加価値額	54					兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (81× / 100)	82												
資本割	資本金等の額総額	55							合計特別法人事業税額 (76+78+80+82)	83												
	資本金等の額	56					兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく 特別法人事業税額の控除額	84												
収入割	収入金額総額	57							租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額	85												
	収入金額	58					兆 十億 百万 千 円		納付すべき特別法人事業税額 83-84-85	86												
合計事業税額 38+40+42+44+46+48+50+52+54+56+58										59												
事業税の特定寄附金税額控除額										60												
仮装経理に基づく事業税額の控除額										61												
租税条約の実施に係る事業税額の控除額										62												
納付すべき事業税額 59-60-61-62										63												
63 の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																					
	所得割	64	兆 十億 百万 千 円		付加価値割		65	兆 十億 百万 千 円														
	資本割	66			収入割		67															
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																					
	所得割	68	兆 十億 百万 千 円		付加価値割		69	兆 十億 百万 千 円														
	資本割	70			収入割		71															
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業																					
											付加価値割	72	兆 十億 百万 千 円									
	資本割	73	兆 十億 百万 千 円		収入割		74															

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

有 · 無

所得税等の額	①	円	国税の控除額	③ + ④	⑤	円
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額	② - ⑤	⑥	
法人税の控除額	③		道府県民税の法人税割額	⑫	⑦	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬）		⑧	

事 務 所 又 は 事 業 所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき金額 ⑨	各道府県ごとに算 定した法人税割額 ⑩	各道府県ごとに 控除する金額 (⑨又は⑩のう ち少ない額) ⑪
名 称	所 在 地				
		人	円	円	円
合 計				⑫	⑬

第七号様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙五十九」

外国関係会社に係る控除対象所得税
額等相当額の控除に関する明細書
(その1)

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

第七号様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙六十〕

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無				有 ・ 無	
控除する金額の計算					
所得税等の額 ①		円	国税の控除額 ③+④ ⑤		円
控除対象所得税額等相当額 ②			控除対象所得税額等相当額のうち⑤の⑥ 額を超える額 ②-⑤		
法人税の控除額 ③			道府県民税の法人税割額 ⑫ ⑦		
地方法人税の控除額 ④			控除する金額（⑥若しくは⑦のうち少⑧ ない額又は⑬）		
各道府県ごとに控除する金額の明細					
事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき金額 ⑨	各道府県ごとに算 定した法人税割額 ⑩	各道府県ごとに 控除する金額 （⑨又は⑩のう ち少ない額） ⑪
名 称	所 在 地				
		人	円	円	円
合 計				⑫	⑬

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書
(その2)

事業年度又は連結事業年度			・ ・		法人名					
政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無			有・無		政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無			有・無		
控除する金額の計算										
所得税等の額 ①			円		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に ⑥			(イ) 円 (ロ)		
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ②					道府県民税の法人税割額 ②① ⑦					
法人税の控除額 ③					市町村民税の法人税割額 ②④ ⑧					
地方法人税の控除額 ④					控除する金額(⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は②②は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は②⑤は下段に) ⑨					
国税の控除額 ③+④ ⑤										
各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細										
事務所又は事業所			従業員数又は補正後の従業員数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑩	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪	各都道府県ごとに控除する金額(⑩又は⑪のうち少ない額) ⑫	従業員数又は補正後の従業員数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑬	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑭	各市町村ごとに控除する金額(⑬又は⑭のうち少ない額) ⑮
特別区以外	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円
	小計		⑮				⑮			
特別区			⑮(⑥(イ)-⑮)				⑮(⑥(ロ)-⑮)			
合計			⑮	⑮	⑮		⑮	⑮	⑮	

第七号様式 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) [別紙六十二]

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書
(その2)

事 業 年 度			・		・		法 人 名											
政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無			有		無		政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		有		無							
控除する金額の計算																		
所得税等の額			①		円		控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に		⑥		(イ) 円							
											(ロ)							
控除対象所得税額等相当額			②				道府県民税の法人税割額		②①		⑦							
法人税の控除額			③				市町村民税の法人税割額		②④		⑧							
地方法人税の控除額			④				控除する金額(⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は②②は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は②⑤は下段に)		⑨									
国税の控除額			③ + ④		⑤													
各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細																		
事 務 所 又 は 事 業 所			従業員数又は補正後の従業員数		各都道府県ごとに控除すべき金額		各都道府県ごとに算定した法人税割額		各都道府県ごとに控除する金額 (⑩又は⑪のうち少ない額)		従業員数又は補正後の従業員数		各市町村ごとに控除すべき金額		各市町村ごとに算定した法人税割額		各市町村ごとに控除する金額 (⑬又は⑭のうち少ない額)	
名 称			所 在 地		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭		⑮			
					人		円		円		人		円		円		円	
小 計					⑮						⑮							
特別区					⑮ (⑥ (イ) - ⑮)						⑮ (⑥ (ロ) - ⑮)							
合 計					⑮		⑮		⑮		⑮		⑮		⑮		⑮	

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その１）

事業年度又は 連結事業年度		・ ・	法人 名		
政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無		前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 （別表1の⑥） ①	円	・ ・	円	
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額（別表1の⑮） ②		・ ・		
	計 ①＋② ③		・ ・		
当期分の控除外国税額	国 税 の 控 除 限 度 額 （別表1の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④		・ ・		
	外国税額のうち④の額を超える額 ③－④ ⑤		・ ・		
	道府県民税の控除限度額 （別表1の③） ⑥		・ ・		
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額（別表1の㉑） ⑦		・ ・		
	計 ⑥＋⑦ ⑧		・ ・		
	当 期 分 の 控 除 外 国 税 額 （⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨		・ ・		
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩			・ ・		
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑪					
法第53条第42項により控除できる 金額（別表7（その1）の⑧） ⑫					
当期分として算定した法人税割額 ㉑又は 第6号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第6号様式（その2）の⑦－⑧ ＋⑨－⑩若しくは第6号様式（その3）の⑦－⑧＋⑨－⑩ ⑬					
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額 ⑬若しくは （⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒ ⑭					
合 計				⑮	⑯

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙六十三」

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その１）

		事業年度	・ ・ ・ ・		法人名			
政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無			有 ・ 無		前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			事業年度又は 連結事業年度		控除未済 外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰	
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・ ・		円	円		
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑱) ②		・ ・					
	計 ①＋② ③		・ ・ ・ ・				円	
当期分の控除外国税額	国 税 の 控 除 限 度 額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①＋同表の②)) ④		・ ・					
	外国税額のうち④の額を超える額 ③－④ ⑤		・ ・ ・ ・					
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・ ・					
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の㉑) ⑦		・ ・					
	計 ⑥＋⑦ ⑧		・ ・ ・ ・					
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨		・ ・					
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩			・ ・ ・ ・					
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑪								
法第53条第42項により控除できる 金額 (別表7 (その1) の⑧) ⑫			当 期 分					
当期分として算定した法人税割額 ⑳又は 第6号様式の⑦－⑧＋⑨－㉑、第6号様式(その2)の⑦－⑧ ＋⑨－㉑若しくは第6号様式(その3)の⑦－⑧＋⑨－㉑ ⑬					円	円		
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額 ⑬若しくは (⑩＋⑪＋⑫) のうち少ない額又は㉒ ⑭			計 ⑪					
各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細								
事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業 者数	控 除 す べ き 外 国 税 額 等 ⑱	各道府県ごとに 算定した法人税 割額 ⑲	各道府県ごとに控 除する外国税額等 (⑱又は⑲のうち 少ない額) ⑳			
名 称	所 在 地							
		人	円	円	円			
合 計				㉑	㉒			

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙六十四」

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その２）

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度		・ ・	法人名			
政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細						
			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑮－⑰ ⑱			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			・ ・	道民 府 県 税 円	円	円			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・ ・	道民 府 県 税 円	円				
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑱) ②		・ ・	道民 府 県 税 円	円				
	計 ①＋② ③		・ ・	道民 府 県 税 円	円				
当期分の 控除 外国 税 額	国 税 の 控 除 限 度 額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①＋同表の②)) ④		・ ・	道民 府 県 税 円					
	外国税額のうち④の額を超える額は 上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に ⑤		・ ・	道民 府 県 税 円					
	道 府 県 民 税 の 控 除 限 度 額 (別表1の③) ⑥		・ ・	道民 府 県 税 円					
	市 町 村 民 税 の 控 除 限 度 額 (別表1の④) ⑦		・ ・	道民 府 県 税 円					
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の⑳)は上段に、㉑は下段に ⑧	(イ) (ロ)	・ ・	道民 府 県 税 円					
	計 (⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に) ⑨		・ ・	道民 府 県 税 円					
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ) (ロ)	・ ・	道民 府 県 税 円					
	⑩又は当初申告税額控除額 ⑪	(イ) (ロ)	計 (イ) (ロ)	道民 府 県 税 円					
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑫	(イ) (ロ)	計 (イ) (ロ)	道民 府 県 税 円						
法第53条第42項及び第321条の8第42項に より控除できる金額(別表7(その2)の⑧) ⑬	(イ) (ロ)	当期分	道民 府 県 税 円						
当期分として算定した法人税割額(㉔若しくは ㉕又は第6号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第6号様式(その2)の⑦ －⑧＋⑨－⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦－⑧＋⑨－⑩) ⑭		翌期繰越額計	道民 府 県 税 円						
当期において控除する外国税額及び税額控除 不足額相当額 (⑭若しくは (⑪＋⑫＋⑬) のうち少ない額又は㉑及び㉒) ⑮			道民 府 県 税 円						
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細									
事務所又は事業所		従業員数 又は補正 後の従業員 数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額等	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する 外国税額等(⑮ 又は⑲のうち 少ない額) ⑲	従業員数 又は補正 後の従業員 数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額等	各市町村ご とに算定した法 人税割額	各市町村ご とに控除する外 国税額等 (㉑ 又は㉒のうち 少ない額) ㉑
特 別 区 以 外	名 称	所 在 地	人	円	円	人	円	円	円
	小 計		㉕			㉕			
特別区			㉖((⑮(イ)＋⑮(イ)＋ ⑮(イ))－㉕)			㉖((⑮(ロ)＋⑮(ロ)＋ ⑮(ロ))－㉕)			
合 計			㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜
			控除未済繰 越額 ㉘－㉙ ㉚			控除未済繰 越額 ㉙－㉚ ㉜			

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙六十五」

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その２）

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無			有・無		事業年度		・ ・		法人名			
政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無			有・無		事業年度又は連結事業年度		控除未済外国税額等 ⑮		当期控除額 ⑰		翌期繰越額 ⑮－⑰ ⑱	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算					前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細							
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①		円		・	・	道民府県税	円				
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額 (別表1の⑱) ②				・	・	市民町村税					
	計 ①＋② ③				・	・	市民町村税					
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①＋同表の②)) ④				・	・	道民府県税					
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤				・	・	市民町村税					
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥				・	・	道民府県税					
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦				・	・	市民町村税					
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の㉑は上段に、㉒は下段に) ⑧		(イ) (ロ)		・	・	道民府県税					
	計 (⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に) ⑨				・	・	市民町村税					
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩		(イ) (ロ)		・	・	道民府県税					
	⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		(イ) (ロ)		計 (イ) (ロ)	道民府県税 市民町村税						
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		(イ) (ロ)				道民府県税 市民町村税						
法第53条第42項及び第321条の8第42項により控除できる金額(別表7(その2)の⑧) ⑬		(イ) (ロ)		当期分	道民府県税 市民町村税							
当期分として算定した法人税割額(⑩若しくは⑬又は第6号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第6号様式(その2)の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦－⑧＋⑨－⑩) ⑭				翌期繰越額計	道民府県税 市民町村税							
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額 (⑭若しくは (⑪＋⑫＋⑬)のうち少ない額又は⑮及び⑯) ⑮												
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細												
事務所又は事業所			従業員数又は補正後の従業員数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑮	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑯	各都道府県ごとに控除する外国税額等(⑮又は⑯のうち少ない額) ⑰	従業員数又は補正後の従業員数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ⑲	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳	各市町村ごとに控除する外国税額等 (⑲又は㉑のうち少ない額) ㉒		
特別区以外	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円		
	小計			㉓				㉔				
特別区				㉕((⑮(イ)＋⑯(イ)＋⑰(イ))－㉓)				㉖((⑮(ロ)＋⑯(ロ)＋⑰(ロ))－㉓)				
合計				㉗	㉘	㉙		㉚	㉛	㉜		
				控除未済繰越額 ㉙－㉚ ㉝					控除未済繰越額 ㉚－㉛ ㉞			

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙六十六」

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--	-----	--

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余額	国税の控除余額 ①－⑥ ⑦	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余額(①＋②＋③－⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余額(⑤－⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④			計 ⑦＋⑧＋⑨ ⑩	
	計 ①＋②＋③＋④ ⑤				
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑪		
			⑥－⑤		

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道府県民税			市町村民税			前 期 からの 繰越額	当期分 とみな す額	翌 期 繰越額
	前 期 からの 繰越額	当期に 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当期に 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当期に 加 算 する額	翌 期 繰越額			
・ ・ ・ ・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・ ・ ・ ・			円			円			円			円
・ ・ ・ ・												
・ ・ ・ ・												
・ ・ ・ ・												
・ ・ ・ ・												
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当 期 分	⑦の額	⑮の額	⑦－⑮ の 額	⑧の額	⑮の額	⑧－⑮ の 額	⑨の額	⑮の額	⑨－⑮ の 額	⑪の額	⑬＋⑮ ＋⑰の 額	⑪－(⑬＋ ⑮＋⑰) の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前 3 年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑪に 充てられる額 ⑳		⑬		円	前 3 年以内の控 除限度額を超え る外国税額の当 期への繰越額	国 税	⑫のうち⑦に 充てられる額 ㉓			円
	道府県 民 税	⑭のうち⑪に 充てられる額 ㉑		⑮				道府県 民 税	⑬－㉓のうち⑧ に充てられる額 ㉔			
	市町村 民 税	⑯のうち⑪に 充てられる額 ㉒		⑰				市町村 民 税	⑬－㉓－㉔のうち ⑨に充てられる額 ㉕			
								計	㉓＋㉔＋㉕ ㉖	⑲		

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙六十七」

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書	事業年度	・ ・	法人名	
--------------------------------	------	--------	-----	--

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算					
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①－⑥ ⑦	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額(①＋②＋③－⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額(⑤－⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④			計 ⑦＋⑧＋⑨ ⑩	
	計 ①＋②＋③＋④ ⑤				
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑪ ⑥－⑤		

前 3 年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細												
事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当期分 とみな す額	翌 期 繰越額
	前 期 からの 繰越額	当期に 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当期に 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当期に 加 算 する額	翌 期 繰越額			
・ ・ ・ ・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・ ・ ・ ・			円			円			円			円
・ ・ ・ ・												
・ ・ ・ ・												
・ ・ ・ ・												
・ ・ ・ ・												
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当 期 分	⑦の額	⑳の額	⑦－㉓ の 額	⑧の額	㉔の額	⑧－㉔ の 額	⑨の額	㉕の額	⑨－㉕ の 額	⑪の額	⑬＋⑮ ＋⑰の 額	⑪－(⑬＋ ⑮＋⑰) の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前 3 年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑪に 充てられる額 ㉒	⑬ 円	前 3 年以内の控 除限度額を超え る外国税額の当 期への繰越額				国 税	⑱のうち⑦に 充てられる額 ㉓	⑲ 円		
	道府県 民 税	⑭のうち⑪に 充てられる額 ㉑						道府県 民 税	⑱－㉓のうち⑧ に充てられる額 ㉔			
	市町村 民 税	⑯のうち⑪に 充てられる額 ㉔						市町村 民 税	⑱－㉓－㉔のうち ⑨に充てられる額 ㉕			
	計	㉓＋㉔＋㉕ ㉖						⑲				

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙六十八〕

控除限度額の計算に関する明細書		事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名		
都道府県名	法人税の 控除限度額	従業者数 ② 人	②で按分した 法人税の控除 限度額 ④ 円	税率 ⑤ 100	道府県民税の 控除限度額 ④×⑤ ⑥ 円	補正後の 従業者数 ②×⑤÷標準税率 ⑧ 人
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
合計		① 円	③	100	⑦	

第七号の二様式別表二（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙六十九」

控除限度額の計算に関する明細書		事業年度	・ ・	法人名		
都道府県名	法人税の 控除限度額	従業者数 ② 人	②で按分した 法人税の控除 限度額 ④ 円	税率 ⑤ 100	道府県民税の 控除限度額 ④×⑤ ⑥ 円	補正後の 従業者数 ②×⑤÷標準税率 ⑧ 人
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
合計		① 円 ③		100	⑦	

第七号の二様式別表二（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙七十」

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人 名	
	・	・		

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資 適格組織再編成の日： 被合併法人等の名称：									
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	区 分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人 等の控除余 裕額	分割法人等 の調整国外 所得金額又は 個別調整 国外所得金 額	②のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除余裕額 とみなされ る金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人 等の控除限 度額を超え る外国税額	分割法人等 の外国の法 人税等の額	⑥のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除限度額 を超える外 国税額とみ なされる金 額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・ ・ ・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算									
当該法人の 事業年度又は 連結事業 年度	区 分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控 除余裕額 (前期の別表1の 「控除余裕額」の 「翌期繰越額」)	当該法人の控 除余裕額とみ なされる金額 ④	当該法人の調 整後の控除余 裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額 (前期の別表1の 「控除限度額を 超える外国税額」 の「翌期繰越額」)	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額 とみなされる 金額 ⑧	当該法人の調 整後の控除限 度額を超える 外国税額 ⑫＋⑬		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
・ ・ ・	国 税	円	円	円	円	円	円		
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								

第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙七十二」

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資 適格組織再編成の日： 被合併法人等の名称：									
被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区 分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整外国所得金額又は個別調整外国所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税	円	円	円	円	円	円	円	円
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算									
当該法人の事業年度又は連結事業年度	区 分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額 (前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 (前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫＋⑬		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税	円	円	円	円	円	円		
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								

第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙七十二〕

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人 名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日：・・ 分割承継法人等の名称：											
当該法人の 事業年度又は連結事業 年度	区 分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人 の控除余 裕額	当該法人 の調整国 外所得金 額又は個 別調整国 外所得金 額	②のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	①のうち ないもの とされる 金額 $\textcircled{1} \times \frac{\textcircled{3}}{\textcircled{2}}$	当該法人 の調整後 の控除余 裕額 $\textcircled{1} - \textcircled{4}$	当該法人 の控除限 度額を超 える外国 税額	当該法人 の外国の 法人税等 の額	⑦のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	⑥のうち ないもの とされる 金額 $\textcircled{6} \times \frac{\textcircled{8}}{\textcircled{7}}$	当該法人 の調整後 の控除限 度額を超 える外国 税額 $\textcircled{6} - \textcircled{9}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・ ・ ・ ・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙七十三〕

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日：・・ 分割承継法人等の名称：											
当該法人の 事業年度又は連結事業 年度	区 分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人 の控除余 裕額	当該法人 の調整国 外所得金 額又は個 別調整国 外所得金 額	②のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	①のうち ないもの とされる 金額 $\textcircled{1} \times \frac{\textcircled{3}}{\textcircled{2}}$	当該法人 の調整後 の控除余 裕額 $\textcircled{1} - \textcircled{4}$	当該法人 の控除限 度額を超 える外国 税額	当該法人 の外国の 法人税等 の額	⑦のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	⑥のうち ないもの とされる 金額 $\textcircled{6} \times \frac{\textcircled{8}}{\textcircled{7}}$	当該法人 の調整後 の控除限 度額を超 える外国 税額 $\textcircled{6} - \textcircled{9}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・ ・ ・ ・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙七十四〕

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書（その1）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人 名	
	・	・		

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算				
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資				
適格組織再編成の日： ・ ・				
被合併法人等の名称：				
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	被合併法人等の控除未済 外国税額及び控除未済税 額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所 得金額又は個別調整国外 所得金額	②のうち当該法人が移転 を受ける事業に係る部分 の金額	当該法人の控除未済外国 税額及び控除未済税額控 除不足額相当額とみなさ れる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$
	①	②	③	④
・ ・ ・ ・	円	円	円	円
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算				
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 (前期の第7号の2様式(その1)の⑰)	当該法人の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額と みなされる金額	当該法人の調整後の控除未済外国 税額及び控除未済税額控除不足額 相当額	
	⑤	④ ⑥	⑤+⑥ ⑦	
・ ・ ・ ・	円	円	円	
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書（その1）

事業年度	・ ・	法人 名	
------	--------	---------	--

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算				
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資				
適格組織再編成の日： ・ ・				
被合併法人等の名称：				
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	被合併法人等の控除未済 外国税額及び控除未済税 額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所 得金額又は個別調整国外 所得金額	②のうち当該法人が移転 を受ける事業に係る部分 の金額	当該法人の控除未済外国 税額及び控除未済税額控 除不足額相当額とみなさ れる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$
	①	②	③	④
・ ・ ・ ・	円	円	円	円
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算				
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 (前期の第7号の2様式(その1)の⑰)	当該法人の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額と みなされる金額	当該法人の調整後の控除未済外国 税額及び控除未済税額控除不足額 相当額	
	⑤	④ ⑥	⑤+⑥ ⑦	
・ ・ ・ ・	円	円	円	
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ・				

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書（その2）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人 名	
	・	・		

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
適格組織再編成の日： ・ ・
被合併法人等の名称：

被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	被合併法人等の控除未済 外国税額及び控除未済税 額控除不足額相当額		分割法人等の調整国外所 得金額又は個別調整国外 所得金額	②のうち当該法人が移転 を受ける事業に係る部分 の金額	当該法人の控除未済外国税額 及び控除未済税額控除不足額 相当額とみなされる金額 ①又は①×$\frac{③}{②}$	
	①				④	
・ ・	道府県税	円	円	円	道府県税	円
	市民				市民	
	町村税				町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
	市民				市民	
	町村税				町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
	市民				市民	
	町村税				町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
	市民				市民	
	町村税				町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
	市民				市民	
	町村税				町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
	市民				市民	
	町村税				町村税	

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の 事業年度又は連結事業 年度	当該法人の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 (前期の第7号の2様式(その2)の⑱)		当該法人の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額と みなされる金額	当該法人の調整後の控除未済外国税額 及び控除未済税額控除不足額相当額
			④	⑤+⑥
	⑤		⑥	⑦
・ ・	道府県税	円	円	円
	市民 町村税			
・ ・	道府県税			
	市民 町村税			
・ ・	道府県税			
	市民 町村税			
・ ・	道府県税			
	市民 町村税			
・ ・	道府県税			
	市民 町村税			
・ ・	道府県税			
	市民 町村税			
・ ・	道府県税			
	市民 町村税			

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書（その2）

事業年度	・	・	法人名			
被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算						
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資						
適格組織再編成の日：・						
被合併法人等の名称：						
被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額		分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	
	①		②	③	④	
・ ・	道府県税	円	円	円	道府県税	円
	市民町村税				市民町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
	市民町村税				市民町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
	市民町村税				市民町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
	市民町村税				市民町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
	市民町村税				市民町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
	市民町村税				市民町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
	市民町村税				市民町村税	
当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算						
当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 (前期の第7号の2様式(その2)の⑱)		当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑤+⑥		
	⑤		⑥	⑦		
・ ・	道府県税	円	円	円	円	
	市民町村税					
・ ・	道府県税					
	市民町村税					
・ ・	道府県税					
	市民町村税					
・ ・	道府県税					
	市民町村税					
・ ・	道府県税					
	市民町村税					
・ ・	道府県税					
	市民町村税					
・ ・	道府県税					
	市民町村税					

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書（その1）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人 名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：					
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①－④
	①	②	③	④	⑤
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	円
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙七十九〕

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書（その1）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：					
当該法人の 事業年度又は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①－④
	①	②	③	④	⑤
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	円
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙八十〕

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書（その2）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人 名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：									
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額		当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額		②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額		①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$		当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①－④
	①		②		③		④		⑤
・ ・ ・ ・	道府 県税	円	円	円	円	道府 県税	円	円	円
	市民 町村税					市民 町村税			
・ ・ ・ ・	道府 県税					道府 県税			
	市民 町村税					市民 町村税			
・ ・ ・ ・	道府 県税					道府 県税			
	市民 町村税					市民 町村税			
・ ・ ・ ・	道府 県税					道府 県税			
	市民 町村税					市民 町村税			
・ ・ ・ ・	道府 県税					道府 県税			
	市民 町村税					市民 町村税			

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書（その2）

事業年度	・ ・	・ ・	法人 名	
------	--------	--------	---------	--

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：									
当該法人の 事業年度又は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額		当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額		②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額		①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$		当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①－④
	①		②		③		④		⑤
・ ・ ・ ・	道府 県税	円	円	円	円	道府 県税	円	円	円
	市民 町村税					市民 町村税			
・ ・ ・ ・	道府 県税					道府 県税			
	市民 町村税					市民 町村税			
・ ・ ・ ・	道府 県税					道府 県税			
	市民 町村税					市民 町村税			
・ ・ ・ ・	道府 県税					道府 県税			
	市民 町村税					市民 町村税			
・ ・ ・ ・	道府 県税					道府 県税			
	市民 町村税					市民 町村税			

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第七号の三様式（用紙日本産業規格A4）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）「別紙八十三」

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金 ①	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ) 円	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ) 円
本都道府県分 ③				
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 ⑦×20／100	⑧		控除額 ⑫×5.7／100又は⑮+⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式⑩、 第6号様式(その2)⑭又は第6号様式(その3)⑮	⑨	00	東京都に申告する場合の⑬の計算 特別区分 市町村分	特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭
税額控除上限額 ⑨×20／100	⑩			控除額 ⑭×40／100	⑮
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪			特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯
				控除額 ⑯×5.7／100	⑰
			控除対象法人税割額(第6号様式⑦、第6号様式(その2)⑦ 又は第6号様式(その3)⑦)-第6号の2様式③		
			税額控除上限額 ⑱×20／100		
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額		

（東京都の場合）

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第七号の三様式（用紙日本産業規格A4）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）「別紙八十四」

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金 ①	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ) 円	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ) 円
本都道府県分 ③				
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 ⑦×20／100	⑧		控除額 ⑫×5.7／100又は⑮＋⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式⑩、 第6号様式(その2)⑭又は第6号様式(その3)⑮	⑨	00	東京都に申告する場合の⑬の計算 特別区分 市町村分	特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭
税額控除上限額 ⑨×20／100	⑩			控除額 ⑭×40／100	⑮
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪			特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯
				控除額 ⑯×5.7／100	⑰
			控除対象法人税割額(第6号様式⑦、第6号様式(その2)⑦ 又は第6号様式(その3)⑦)－第6号の2様式③		
			税額控除上限額 ⑱×20／100		
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額		

法人名	課税標準の分割に関する明細書(その1)				事業年度又は 連結事業年度	・	・				
事業税（法第72条の2第1項第1号第2号第3号第4号に掲げる事業）					道府県民税						
課税標準の総額	所得金額	年400万円以下の金額 ⑥			円	課税標準の総額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	(	円)		
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦					試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②				
		年800万円を超える金額 ⑧					還付法人税額等の控除額 ③				
		計 ⑥+⑦+⑧ ⑨					退職年金等積立金に係る法人税額 ④				
		軽減税率不適用法人の金額 ⑩					差引計 ①+②-③+④ ⑤				
	総額	付加価値額 ⑪									
		資本金等の額 ⑫									
		収入金額 ⑬									
	適用する事業税の分割基準			1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数 5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額 4. 軌道の延長キロメートル数							
	事務所又は事業所		事業税							道府県民税	
名称及び所在地	分割基準 (単位=)	分割課税標準額							分割基準 (単位=人)	分割課税標準額 ⑳	
		年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭+⑮+⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入金額 ⑳			
		円	円	円	円	円	円	円			
		()									
		()									
		()									
		()									
		()									
		()									
		()									
		()									
		()									
		()									
		合計									

第十号様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第五条・第十条の二関係）〔別紙八十五〕

[illegible]

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)				事業年度		・ ・			
事業税（法第72条の2第1項第1号第2号第3号第4号に掲げる事業）						道府県民税					
課税標準の総額	所得金額	年400万円以下の金額 ⑥		円		課税標準の総額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ① (円)				
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦					試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②				
		年800万円を超える金額 ⑧					還付法人税額等の控除額 ③				
		計 ⑥+⑦+⑧ ⑨					退職年金等積立金に係る法人税額 ④				
		軽減税率不適用法人の金額 ⑩					差引計 ①+②-③+④ ⑤				
	総額	付加価値額 ⑪									
		資本金等の額 ⑫									
		収入金額 ⑬									
	適用する事業税の分割基準		1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数 5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額 4. 軌道の延長キロメートル数								
	事務所又は事業所		事業税							道府県民税	
名称及び所在地	分割基準 (単位=)	分割課税標準額							分割基準 (単位=人)	分割課税標準額 ⑳	
		年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭+⑮+⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入金額 ⑳			
		円	円	円	円	円	円	円			
		()									
		()									
		()									
		()									
		()									
		()									
		()									
		()									
		()									
		()									
		合計									

第十号様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第五条・第十条の二関係）〔別紙八十六〕

法人名	課税標準の分割に関する明細書(その2)				事業年度	・ ・				
事務所又は事業所		事業税							道府県民税	
名称及び所在地	分割基準 (単位=)	分割課税標準額							分割基準 (単位=人)	分割課税標準額 (21)
		年400万円以下の所得金額 (14)	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 (15)	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 (16)	計 (14)+(15)+(16) (17)	付加価値額 (18)	資本金等の額 (19)	収入金額 (20)		
	()	円	円	円	円	円	円	円		円
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
合計										

第十号様式(その2)
(用紙日本産業規格A4)
(第二条・第五条・第十条の二関係)

更正請求書

受付印		令和 年 月 日		※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日					
					通 信 日 付 印	確 認				
所 在 地 及 び 電 話 番 号		(電話)								
(ふ り が な) 法 人 名 及 び 法 人 番 号		(法人番号)								
(ふ り が な) 代 表 者 氏 名										
地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。										
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		・ ・ から ・ ・ まで								
摘 要		更 正 の 請 求 前				更 正 の 請 求 後				
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円				円				
	税 額 等									
事業税 (法第72条 の2第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 に掲げる事業)	課 税 標 準 等	所 得 等								
		付 加 価 値 額								
		資 本 金 等 の 額								
		収 入 金 額								
		欠 損 金 額 等								
	税 額 等									
特別法人 事 業 税	課 税 標 準	基 準 法 人 所 得 割 額								
		基 準 法 人 収 入 割 額								
	税 額 等									
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限				・ ・				
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日				・ ・				
		第 2 号 の 更 正 ・ 決 定 等 の あ っ た 日				・ ・				
		第 3 号 の 政 令 で 定 め る 理 由 の 生 じ た 日				・ ・				
法第53条の2の更正の請求の 場合		国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日				・ ・				
法第72条の33の更正の請求 の場合		修 正 申 告 書 の 提 出 日				・ ・				
		更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日				・ ・				
		国 の 税 務 官 署 の 更 正 ・ 決 定 の 通 知 日				・ ・				
更正の請求をする理由、請求 をするに至った事情の詳細そ の他参考となるべき事項										
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		(電話)								
(ふ り が な) 連 結 親 法 人 の 名 称 及 び 法 人 番 号		(法人番号)								
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)								
関 与 税 理 士 署 名		(電話)								

第十号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係) 「別紙八十七」

更正請求書

受付印

令和 年 月 日 殿		※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日					
			通 信 日 付 印	確 認				
所 在 地 及 び 電 話 番 号		(電話)						
(ふ り が な) 法 人 名 及 び 法 人 番 号		(法人番号)						
(ふ り が な) 代 表 者 氏 名								
地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。								
更正の請求の対象となる 事業 年 度		. . から . . まで						
摘 要		更 正 の 請 求 前			更 正 の 請 求 後			
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円			円			
	税 額 等							
事業税 (法第72条 の2第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 に掲げる事業)	課 税 標 準 等	所 得 等						
		付 加 価 値 額						
		資 本 金 等 の 額						
		収 入 金 額						
		欠 損 金 額 等						
	税 額 等							
特別法人 事 業 税	課 税 標 準	基 準 法 人 所 得 割 額						
		基 準 法 人 収 入 割 額						
	税 額 等							
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限			. .			
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日			. .			
		第 2 号 の 更 正 ・ 決 定 等 の あ っ た 日			. .			
		第 3 号 の 政 令 で 定 め る 理 由 の 生 じ た 日			. .			
法第53条の2の更正の請求の 場合		国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日			. .			
法第72条の33の更正の請求 の場合		修 正 申 告 書 の 提 出 日			. .			
		更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日			. .			
		国 の 税 務 官 署 の 更 正 ・ 決 定 の 通 知 日			. .			
更正の請求をする理由、請求 をするに至った事情の詳細そ の他参考となるべき事項								
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)						
関 与 税 理 士 署 名		(電話)						

第十号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係) 別紙八十八

受付印

第十号の四様式（用紙日本産業規格A4）（第六条の五関係）「別紙八十九」

更正請求書

受付印

令和 年 月 日 殿	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日				
		通 信 日 付 印	確 認			
所 在 地 及 び 電 話 番 号		(電話)				
(ふ り が な) 法 人 名 及 び 法 人 番 号		(法人番号)				
(ふ り が な) 代 表 者 氏 名						
地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。						
更正の請求の対象となる 事 業 年 度		・ ・ から ・ ・ まで				
摘 要		更 正 の 請 求 前		更 正 の 請 求 後		
課 税 標 準 等		円		円		
税 額 等						
法第20条の9の3第1項の更正の 請求の場合		法 定 納 期 限		・ ・		
法第20条の9の3第2項の更正の 請求の場合		第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日		・ ・		
		第 2 号 の 更 正 ・ 決 定 等 の あ っ た 日		・ ・		
		第 3 号 の 政 令 で 定 め る 理 由 の 生 じ た 日		・ ・		
法第 321 条の8の2の更正の 請求の場合		国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日		・ ・		
更正の請求をする理由、請求 をするに至った事情の詳細そ の他参考となるべき事項						
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)				
関 与 税 理 士 署 名		(電話)				

第十号の四様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係) [別紙九十]

徴収猶予の申請書

受付印

年 月 日 殿

密 処 理 事 項	送 信 年 月 日	確 認	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申請区分
	通信日付印						
相互協議申立て年月日			年 月 日		法 人 番 号		
所 在 地				相手国等に相互協議申立てを行っている場合 ☐			
(本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)							
	(電話)			(ふりがな)	法 人 名		

地 方 税 法 第55条の2第1項・第72条の39の2第1項
令和2年旧地方税法 第55条の4第1項・第72条の39の4第1項

の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

	事業年度又は 連結事業年度	納 期 限	道 府 県 民 税		事 業 税 ・ 特 別 法 人 事 業 税					
			法 人 税 割 額	延 滞 金 額	所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額		加 算 金 額	延 滞 金 額	
納 付 す べ き 金 額			円	法律による金額 円	円	円		円	法律による金額 円	
			円	法律による金額 円	円	円		円	法律による金額 円	
			円	法律による金額 円	円	円		円	法律による金額 円	
			円	法律による金額 円	円	円		円	法律による金額 円	
			円	法律による金額 円	円	円		円	法律による金額 円	
			円	法律による金額 円	円	円		円	法律による金額 円	
			円	法律による金額 円	円	円		円	法律による金額 円	
上 記 の う ち 猶 予 を 受 け よ う と す る 金 額	事業年度又は 連結事業年度	納 期 限	道 府 県 民 税		事 業 税 ・ 特 別 法 人 事 業 税					
			法 人 税 割 額	延 滞 金 額	所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額		加 算 金 額	延 滞 金 額	
			円	法律による金額 円	円	円		円	法律による金額 円	
			円	法律による金額 円	円	円		円	法律による金額 円	
			円	法律による金額 円	円	円		円	法律による金額 円	
			円	法律による金額 円	円	円		円	法律による金額 円	
			円	法律による金額 円	円	円		円	法律による金額 円	
担 保										

第十号の五様式（第三条の四・第五条の二の三・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）による改正前の
地方税法施行規則第三条の四の三・第五条の四関係）（別紙九十二）

徴収猶予の申請書

受付印

年 月 日 殿

密 処 理 事 項	登 録 年 月 日 通信日付印	確 認	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申請区分
相互協議申立て年月日			年 月 日		法 人 番 号		
所 在 地			相手国等に相互協議申立てを行っている場合 ☐				
(ふりがな)							
(本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)		法 人 名				

地方税法 第55条の2第1項・第72条の39の2第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納 付 す べ き 金 額	事 業 年 度	納 期 限	道 府 県 民 税		事 業 税 ・ 特 別 法 人 事 業 税					
			法 人 税 割 額	延 滞 金 額	所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額		加 算 金 額	延 滞 金 額	
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円	円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円	円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円	円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円	円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円	円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円	円
上 記 の う ち 猶 予 を 受 け よ う と す る 金 額	事 業 年 度	納 期 限	道 府 県 民 税		事 業 税 ・ 特 別 法 人 事 業 税					
			法 人 税 割 額	延 滞 金 額	所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額		加 算 金 額	延 滞 金 額	
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円	円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円	円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円	円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円	円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円	円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円	円
担 保										

都道府県コード		法人 道府県民税 領収済通知書 ㊤											
		特別法人事業税											
都道府県		口 座 番 号					加 入 者						
所在地及び法人名													
年 度		※ 処 理 事 項					管 理 番 号						
事業年度又は連結事業年度		申告区分											
から		まで					中予確修更決 間定定正正定 その他 ()						
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均 等 割 額	0 2											
	延 滞 金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資 本 割 額	0 7											
	収 入 割 額	0 8											
	特別法人事業税額	0 9											
	計 (05～09)	1 0											
	延 滞 金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重 加 算 金	1 4											
計 (10～14)	1 5												
合 計 額		1 6											
納 期 限	年 月 日		領 収 日 付 印										
課税事務所													
指定金融 機 関 名 (取りまとめ店)													
取りまとめ局													

上記のとおり通知します。(都道府県保管)

(第三片)

都道府県コード		法人 道府県民税 納 付 書 ㊤											
		特別法人事業税											
都道府県		口 座 番 号					加 入 者						
所在地及び法人名													
年 度		※ 処 理 事 項					管 理 番 号						
事業年度又は連結事業年度		申告区分											
から		まで					中予確修更決 間定定正正定 その他 ()						
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均 等 割 額	0 2											
	延 滞 金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資 本 割 額	0 7											
	収 入 割 額	0 8											
	特別法人事業税額	0 9											
	計 (05～09)	1 0											
	延 滞 金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重 加 算 金	1 4											
計 (10～14)	1 5												
合 計 額		1 6											
納 期 限	年 月 日		領 収 日 付 印										
課税事務所													
日 計	口												
	円												

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

(第二片)

都道府県コード		法人 道府県民税 領 収 証 書 ㊤											
		特別法人事業税											
都道府県		口 座 番 号					加 入 者						
所在地及び法人名													
年 度		※ 処 理 事 項					管 理 番 号						
事業年度又は連結事業年度		申告区分											
から		まで					中予確修更決 間定定正正定 その他 ()						
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均 等 割 額	0 2											
	延 滞 金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資 本 割 額	0 7											
	収 入 割 額	0 8											
	特別法人事業税額	0 9											
	計 (05～09)	1 0											
	延 滞 金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重 加 算 金	1 4											
計 (10～14)	1 5												
合 計 額		1 6											
納 期 限	年 月 日		領 収 日 付 印										
課税事務所													
上記のとおり領収しました。(納税者保管)													
◎この納付書は、3枚1組の複写式とな っていますので、切り離さずに提出し てください。													

(第一片) 「別紙九十三」

第十二号の二様式 (用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル) (第三条・第五条・第十条の二関係)

都道府県コード		法人 道府県民税 領収済通知書 ㊤											
		特別法人事業税											
都道府県		口 座 番 号					加 入 者						
所在地及び法人名													
年 度		※ 処 理 事 項					管 理 番 号						
事業年度（算定期間）							申 告 区 分						
から		まで		中予確修更決 間定定正正定		その他（				）			
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均 等 割 額	0 2											
	延 滞 金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・特別法人事業税	所 得 割 額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資 本 割 額	0 7											
	収 入 割 額	0 8											
	特別法人事業税額	0 9											
	計 (05～09)	1 0											
	延 滞 金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重 加 算 金	1 4											
計 (10～14)	1 5												
合 計 額		1 6											
納 期 限	年 月 日		領 収 日 付 印										
課税事務所													
指定金融 機 関 名 (取りまとめ店)													
取りまとめ局													

上記のとおり通知します。(都道府県保管)

(第三片)

都道府県コード		法人 道府県民税 納 付 書 ㊤											
		特別法人事業税											
都道府県		口 座 番 号					加 入 者						
所在地及び法人名													
年 度		※ 処 理 事 項					管 理 番 号						
事業年度（算定期間）							申 告 区 分						
から		まで		中予確修更決 間定定正正定		その他（				）			
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均 等 割 額	0 2											
	延 滞 金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・特別法人事業税	所 得 割 額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資 本 割 額	0 7											
	収 入 割 額	0 8											
	特別法人事業税額	0 9											
	計 (05～09)	1 0											
	延 滞 金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重 加 算 金	1 4											
計 (10～14)	1 5												
合 計 額		1 6											
納 期 限	年 月 日		領 収 日 付 印										
課税事務所													
日 計	口												
	円												

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

(第二片)

都道府県コード		法人 道府県民税 領 収 証 書 ㊤											
		特別法人事業税											
都道府県		口 座 番 号					加 入 者						
所在地及び法人名													
年 度		※ 処 理 事 項					管 理 番 号						
事業年度（算定期間）							申 告 区 分						
から		まで		中予確修更決 間定定正正定		その他（				）			
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均 等 割 額	0 2											
	延 滞 金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・特別法人事業税	所 得 割 額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資 本 割 額	0 7											
	収 入 割 額	0 8											
	特別法人事業税額	0 9											
	計 (05～09)	1 0											
	延 滞 金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重 加 算 金	1 4											
計 (10～14)	1 5												
合 計 額		1 6											
納 期 限	年 月 日		領 収 日 付 印										
課税事務所													
上記のとおり領収しました。(納税者保管)													
◎この納付書は、3枚1組の複写式とな っていますので、切り離さずに提出し てください。													

(第一片)「別紙九十四」

第十二号の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三条・第五条・第十条の二関係）

都道府県コード

口

座

番

号

都道府県

法人道府県民税特別法人事業税領収済通知書

加 入 者

所在地及び法人名

eL番号：eL-QR

年度

※ 処 理 事 項

管 理 番 号

事業年度又は連結事業年度

申告区分

から

まで

中予確修更決
間定定正正定
その他

法人道府県民税

法人税割額

0 1

百

十

億

千

百

十

万

千

百

十

円

均等割額

0 2

延滞金

0 3

計

0 4

法人事業税・特別法人事業税

所得割額

0 5

付加価値割額

0 6

資本割額

0 7

収入割額

0 8

特別法人事業税額

0 9

計
(05～09)

1 0

延滞金

1 1

過少申告加算金

1 2

不申告加算金

1 3

重加算金

1 4

計
(10～14)

1 5

合計額

1 6

納期限

年 月 日

課税事務所

指定金融機関名
(取りまとめ店)

取りまとめ局

領収日付印

上記のとおり通知します。(都道府県保管)

(第三片)

都道府県コード

口

座

番

号

都道府県

法人道府県民税納付書

加 入 者

所在地及び法人名

eL番号：eL-QR

年度

※ 処 理 事 項

管 理 番 号

事業年度又は連結事業年度

申告区分

から

まで

中予確修更決
間定定正正定
その他

法人道府県民税

法人税割額

0 1

百

十

億

千

百

十

万

千

百

十

円

均等割額

0 2

延滞金

0 3

計

0 4

法人事業税・特別法人事業税

所得割額

0 5

付加価値割額

0 6

資本割額

0 7

収入割額

0 8

特別法人事業税額

0 9

計
(05～09)

1 0

延滞金

1 1

過少申告加算金

1 2

不申告加算金

1 3

重加算金

1 4

計
(10～14)

1 5

合計額

1 6

納期限

年 月 日

課税事務所

日 計

口

円

領収日付印

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

(第二片)

都道府県コード

口

座

番

号

都道府県

法人道府県民税領収証書

加 入 者

所在地及び法人名

eL番号：eL-QR

年度

※ 処 理 事 項

管 理 番 号

事業年度又は連結事業年度

申告区分

から

まで

中予確修更決
間定定正正定
その他

法人道府県民税

法人税割額

0 1

百

十

億

千

百

十

万

千

百

十

円

均等割額

0 2

延滞金

0 3

計

0 4

法人事業税・特別法人事業税

所得割額

0 5

付加価値割額

0 6

資本割額

0 7

収入割額

0 8

特別法人事業税額

0 9

計
(05～09)

1 0

延滞金

1 1

過少申告加算金

1 2

不申告加算金

1 3

重加算金

1 4

計
(10～14)

1 5

合計額

1 6

納期限

年 月 日

課税事務所

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

領収日付印

(第一片)「別紙九十五」

第十二号の二の様式(用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル)(第三十八条関係)

都道府県コード

法人 道府県民税
特別法人事業税

領収済通知書 ㊤㊤

口 座 番 号

加 入 者

都道府県

所在地及び法人名

eL番号：
年 度

※ 処 理 事 項

管 理 番 号

事 業 年 度（算 定 期 間）

申 告 区 分

から

まで

中予確修更決
間定定正正定

その他（
）

法人 道府県民税

法人税割額

0 1

百

十

億

千

百

十

万

千

百

十

円

均 等 割 額

0 2

延 滞 金

0 3

計

0 4

法人 事業税・特別法人事業税

所 得 割 額

0 5

付加価値割額

0 6

資 本 割 額

0 7

収 入 割 額

0 8

特別法人事業税額

0 9

計
(05～09)

1 0

延 滞 金

1 1

過少申告加算金

1 2

不申告加算金

1 3

重 加 算 金

1 4

計
(10～14)

1 5

合 計 額

1 6

納 期 限

年 月 日

課税事務所

指定金融
機 関 名
(取りまとめ店)

取りまとめ局

領
収
日
付
印

上記のとおり通知します。(都道府県保管)

(第三片)

都道府県コード

法人 道府県民税
特別法人事業税

納 付 書 ㊤

口 座 番 号

加 入 者

都道府県

所在地及び法人名

eL番号：
年 度

※ 処 理 事 項

管 理 番 号

事 業 年 度（算 定 期 間）

申 告 区 分

から

まで

中予確修更決
間定定正正定

その他（
）

法人 道府県民税

法人税割額

0 1

百

十

億

千

百

十

万

千

百

十

円

均 等 割 額

0 2

延 滞 金

0 3

計

0 4

法人 事業税・特別法人事業税

所 得 割 額

0 5

付加価値割額

0 6

資 本 割 額

0 7

収 入 割 額

0 8

特別法人事業税額

0 9

計
(05～09)

1 0

延 滞 金

1 1

過少申告加算金

1 2

不申告加算金

1 3

重 加 算 金

1 4

計
(10～14)

1 5

合 計 額

1 6

納 期 限

年 月 日

課税事務所

日 計

口
円

領
収
日
付
印

上記のとおり納付します。(金融機関
又は郵便局保管)

(第二片)

都道府県コード

法人 道府県民税
特別法人事業税

領 収 証 書 ㊤

口 座 番 号

加 入 者

都道府県

所在地及び法人名

eL番号：
年 度

※ 処 理 事 項

管 理 番 号

事 業 年 度（算 定 期 間）

申 告 区 分

から

まで

中予確修更決
間定定正正定

その他（
）

法人 道府県民税

法人税割額

0 1

百

十

億

千

百

十

万

千

百

十

円

均 等 割 額

0 2

延 滞 金

0 3

計

0 4

法人 事業税・特別法人事業税

所 得 割 額

0 5

付加価値割額

0 6

資 本 割 額

0 7

収 入 割 額

0 8

特別法人事業税額

0 9

計
(05～09)

1 0

延 滞 金

1 1

過少申告加算金

1 2

不申告加算金

1 3

重 加 算 金

1 4

計
(10～14)

1 5

合 計 額

1 6

納 期 限

年 月 日

課税事務所

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

◎この納付書は、3枚1組の複写式とな
っていますので、切り離さずに提出し
てください。

領
収
日
付
印

「別紙九十六」

(第一片)

第十二号の二の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）

受付印

令和 年 月 日

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

所在地

この申告の基礎

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在の資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の申告書

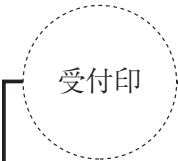
課税標準		法人税割額	
十億	百万	十億	百万
①			
②			
③			
④			
⑤	000		
⑥	000		
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			00
⑬			00
⑭			
⑮			00
⑯			00
⑰			00
⑱			00
⑲			00
⑳			00
㉑			
㉒			

分割基準		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数	
当該法人の全従業者数	左のうちの当該市町村分の従業者数	人	人
㉓	人	㉔	㉕

区名	※区コード	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日	法人税の申告書の種類	青色・その他
			人	円	解散の日		
				00	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	翌期の中間申告の要否	要・否
				00	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
				00	この申告が中間申告の場合の計算期間		
				00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行	支店
				00	口座番号（普通・当座）		
				00	還付請求税額	十億	百万
				00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		

第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）「別紙九十七」

（電話）



令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

所在地

この申告の基礎

1. 法人税の令和 年 月 日の修正申告書の提出による。

2. 法人税の令和 年 月 日の更正・決定・再更正による。

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在の資本金等の額

法人名

代表者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の市町村民税の申告書

摘 要		課 税 標 準				法 人 税 割 額			
		税率 (%)				税 額			
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額		①							
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		②							
還付法人税額等の控除額		③							
退職年金等積立金に係る法人税額		④							
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④		⑤			000				
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (⑤×②4)		⑥			000				
市町村民税の特定寄附金税額控除額		⑦							
税額控除超過額相当額の加算額		⑧							
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		⑨							
外国の法人税等の額の控除額		⑩							
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		⑪							
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪		⑫							00
既に納付の確定した当期分の法人税割額		⑬							00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑭							
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭		⑮							00
均 等 割 額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯		月	円× ^⑮ / ₁₂	⑰			00
	既に納付の確定した当期分の均等割額					⑱			00
	この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱					⑲			00
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑲						⑳			00
⑳のうち見込納付額						㉑			
差 引 ㉑-㉒						㉒			

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分 割 基 準		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち当該市町村分の従業員数	
				人
				人
				人
合 計		㉓	人 ㉔	㉕

指定都市に 17 の 計 算	区 名	※ 区コード	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日	・	・	法人税の申告書の種類	青色・その他		
						解 散 の 日	・	・				
					人	円	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・	・	翌期の中間申告の要否	要・否	
						円	法人税の期末現在の資本金等の額					
							この申告が中間申告の場合の計算期間	・	・	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無	
							還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 口座番号（普通・当座）				支店
							還 付 請 求 税 額		十 億	百 万	千	円
							法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額					

第二十号様式 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係) [別紙九十八]

関署与税理士名

(電話)

1整理番号

事務所区分A

管理番号

23申告区分

24法人番号

申告年月日

42年

月

日

申告基礎72

第二十号様式（入力用）

（用紙日本産業規格A4・セピア色）

（第十条関係）〔別紙九十九〕

11B

期末現在の資本金の額又は出資金の額

41

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

42

期末現在の資本金等の額

43

55予備

68

事業年度又は連結事業年度

43

48

49

54

11B

使途秘匿金
税額等

26							
01							
02							
03							
04							
05						000	
06						000	

11B

30							
31							
07							
08							
09							
10							
11							
12						00	
13						00	
14							
15						00	
17						00	
18						00	
19						00	
20						00	
21							
22							

（月数）

16

月

23

24

25

11B

区コード	月数	従業者数	均等割額
50			5100
52			5300
54			5500
56			5700
58			5900
60			6100
62			6300
64			6500

翌期の中間申告の要否	70	1・2
法人税の申告期限の延長の処分の有無	71	1・2

1

整 理 番 号	事務所区分	管 理 番 号	申告区分
	A		

23

24

法 人 番 号	申告年月日
	年 月 日

42

申告基礎

72	
----	--

第二十号様式（入力用）

11

B

期末現在の資本金の額
又は 出 資 金 の 額

41					
----	--	--	--	--	--

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

42					
----	--	--	--	--	--

期 末 現 在 の
資 本 金 等 の 額

43					
----	--	--	--	--	--

事業年度

43

48

49

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

（用紙日本産業規格A4・セピア色）

（第十条関係）「別紙百」

11

B

26					
01					
02					
03					
04					
05				00	0
06				00	0

11

B

30					
31					
07					
08					
09					
10					
11					
12				00	
13				00	
14					
15				00	
17				00	
18				00	
19				00	
20				00	
21					
22					

（月 数）

16

月

23		24		25	
----	--	----	--	----	--

11	B	区コード	月数	従業者数	均等割額
50				51	00
52				53	00
54				55	00
56				57	00
58				59	00
60				61	00
62				63	00
64				65	00

翌期の中間申告の要否	70	1・2
法人税の申告期限の延長の処分の有無	71	1・2

法人名		※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号	申告区分
		法 人 番 号					
		連結事業年度 又は事業年度	令和 令和		年 年	月 月	日から 日まで

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

(個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等)		兆 (	十億	百万	千	円)
法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額	①					
試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②					
差引個別帰属法人税額 ((①+②)と(①の括弧書)のうちいずれが多い額) 又は差引法人税額 (①+②)	③					
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④					
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥					
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③－④－⑤＋⑥	⑦					
当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書)－(①+②)	⑧					

法人税における連結 納税の承認の有無	⑨	有(連結法人)・無(連結法人以外の法人)
連結親法人・子法人 の区分	⑩	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑪	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑫	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑬	連結申告・単体申告

連 結 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話)										
(ふ り が な) 連 結 親 法 人 の 名 称 及 び 法 人 番 号	(法人番号) <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										

第二十号様式別表一の三 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係) [別紙百二]

法人名		※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号	申告区 分
		法 人 番 号					
		事 業 年 度	令和 令和		年 年	月 月	日から 日まで

連結法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書

(特別控除取戻税額等)		兆	十億	百万	千	円
法人税法の規定によって計算した法人税額	①	(				)
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②					
差引法人税額 (①+②)	③					
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④					
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥					
課税標準となる法人税額 ③－④－⑤＋⑥	⑦					

第二十号様式別表一の三
(提出用)
(用紙日本産業規格A4・セピア色)
(第十条関係)「別紙百二

第二十号様式別表一の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）
[別紙百三二]

整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申告区分

法 人 番 号	

申告年月日	連結事業年度 又は事業年度	

予 備	

09	
01	
02	
03	
04	
05	
06	
07	

08	
----	--

個別帰属特別控除取戻税額等
又は特別控除取戻税額等

B

(法人番号)

1										24																								
整 理 番 号										事 務 所					区 分					管 理 番 号										申 告 区 分				
法 人 番 号										37																								
38					申 告 年 月 日					25					44					49														
					43					事業年度					50					55														
										56										69														
										予備																								
12										B																								
特別控除取戻税額等										08																								
										01																								
										02																								
										03																								
										04																								
										05																								
										06																								
										07																								

控除対象還付法人税額又は控除対象
個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度		・	・	法人名	
事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・	円	円	円	円	
・					
・					円
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
計					
当 期 分					
同 上 の う ち	中間期間において 生じた控除対象 還付法人税額				
	上 記 以 外				
合 計		円		円	

控除対象還付対象欠損
調整額の控除明細書

事業年度		・ ・	法人名			
事業年度	還付対象欠損金額 ①	控除対象還付対象欠損調整額 (①×23.2/100 又は①×19/100) ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
当期分			円		円	
計						

第二十号様式別表二の六（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙百七〕

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	
------	---	-----	--

第二十号様式別表二の六（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙百八〕

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度		・ ・	法人 名			
事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連 結適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰 属 調 整 額 (①×23.2/100又は ①×20/100) ②	既に控除を 受 け た 額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
計						

第二十号様式別表二の七（用紙日本産業規格A4）
（第十条関係）「別紙百九」

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

		事業年度	・ ・	法人名		
事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連結 適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (①×23.2/100又は ①×20/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						

控除対象個別帰属税額 の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度	・	・	法人名
------------------	---	---	-----

連結事業年度 又は事業年度	控除対象個 別帰属税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	
・ ・ ・ ・					円
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
当 期 分					
計		円		円	

第二十号様式別表二の八（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙百十二〕

控除対象個別帰属税額
の控除明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--	-----	--

連結事業年度 又は事業年度	控除対象個 別帰属税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	
・ ・ ・ ・					円
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
当 期 分					
計		円		円	

第二十号様式別表二の八（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙百十二〕

法人名		※ 処理 事項	整 理 番 号	事 務 所 区 分	管 理 番 号	申告区分
		法 人 番 号				
		事業年度又は 連結事業年度		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		

均 等 割 額 の 計 算 に 関 す る 明 細 書

区 名		区内の主たる事務所等所在地	※区 コード	月 数	従業者数	均等割額
1					人	円 千 百 00
2						00
3						00
4						00
5						00
6						00
7						00
8						00
9						00
10						00
11						00
12						00
13						00
14						00
15						00
16						00
17						00
18						00
19						00
20						00
21						00
22						00
23						00
24						00
計						00

第二十号様式別表四の三
(提出用)

(用紙日本産業規格A4・紫色)
(第十条関係)「別紙百十三」

法人名		※ 処理事項	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
		法人番号				
		事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			

均等割額の計算に関する明細書

区名	区内の主たる事務所等所在地	※区コード	月数	従業者数	均等割額
1				人	円
2					00
3					00
4					00
5					00
6					00
7					00
8					00
9					00
10					00
11					00
12					00
13					00
14					00
15					00
16					00
17					00
18					00
19					00
20					00
21					00
22					00
23					00
24					00
計					00

1

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

23

法人番号

36

申告年月日

24

事業年度又は
連結事業年度

43

48

42

49

54

55

68

予備

第二十号様式別表四の三（入力用）
（用紙日本産業規格A4・紫色）
（第十条関係）
〔別紙百十五〕

11

B	区コード			月数	従業者数	均等割額		
	01					02		00
	03					04		00
	05					06		00
	07					08		00
	09					10		00
	11					12		00
	13					14		00
	15					16		00
	17					18		00
	19					20		00
	21					22		00
	23					24		00
	25					26		00
	27					28		00
	29					30		00
	31					32		00
	33					34		00
	35					36		00
	37					38		00
	39					40		00
	41					42		00
	43					44		00
	45					46		00
	47					48		00
	計					49		00

1

整理番号

23

事務所区分

A

管理番号

申告区分

法人番号

36

37

申告年月日

42

24

事業年度

43

48

49

54

55

68

予備

第二十号様式別表四の三

(入力用)

(用紙日本産業規格A4・紫色)

(第十条関係)

〔別紙百十六〕

11 B

区コード		月数	従業者数	均等割額	
01				02	00
03				04	00
05				06	00
07				08	00
09				10	00
11				12	00
13				14	00
15				16	00
17				18	00
19				20	00
21				22	00
23				24	00
25				26	00
27				28	00
29				30	00
31				32	00
33				34	00
35				36	00
37				38	00
39				40	00
41				42	00
43				44	00
45				46	00
47				48	00
計				49	00

※処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所区分

管理番号

申告区分

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日
年 月 日

所在地
(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)

(電話)

事業種目

(ふりがな)

期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

法人名

期末現在の
資本金等の額

(ふりがな)

(ふりがな)
経理責任者氏名

代表者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の

※ 申告書

摘 要			課 税 標 準				法 人 税 割 額									
							税率 $\frac{1}{100}$		税 額							
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書 (別表20)の(12))及びその法人税割額			①	十億	百万	千	円		十億	百万	千	円				
							000					00				
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額 $(\frac{①}{⑤} \times ⑥)$			②				000					00				
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額			③													
														00		
この申告により納付すべき法人税割額 ①－③又は②－③			④													
														00		
全 従 業 者 数			⑤	人				当該市町村内に所在する事務所又は事業所の従業者数				⑥	人			
⑥ の 内 訳 ⑦	事 務 所 又 は 事 業 所												従業者数			
	名 称						所 在 地									
													人			

関与税理士
署 名

(電話)

第二十号の二様式 (提出用) (用紙日本産業規格A4・紫色) (第十条関係) 「別紙百十七」

別紙百十八

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
受付印						
令和 年 月 日			法人番号		申告年月日 年 月 日	
			殿			
所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)	(電話)		事業種目			
(ふりがな)			期末現在の資本金の額 又は出資金の額		兆	十億 百万 千 円
法人名			期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額			
(ふりがな)			(ふりがな) 経理責任者氏名			
代表者氏名						

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の ※ 申告書

摘 要		課 税 標 準				法 人 税 割 額				
						税率(100)		税 額		
		十億	百万	千	円		十億	百万	千	円
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書(別表21)の(12))及びその法人税割額		①			000					00
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額 $(\frac{①}{⑤} \times ⑥)$		②			000					00
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額		③								
この申告により納付すべき法人税割額 ①－③又は②－③		④								
全 従 業 者 数		⑤	人				当該市町村内に所在する事務所又は事業所の従業者数		⑥	人
⑥ の 内 訳 ⑦	事 務 所 又 は 事 業 所									従業者数
	名 称		所 在 地							
									人	

関与税理士 署 名	(電話)
--------------	-------

受付印

受付印		令和 年 月 日		法 人 番 号		申告年月日	
		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
所 在 地 (本市町村が 支店等の場 合は本店所 在地と併記)		(電話)		事 業 種 目			
(ふりがな)				前期末現在の資本金の額 又 は 出 資 金 の 額		兆 十億 百万 千 円 ()	
法 人 名				前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額			
(ふりがな)		(ふりがな)		前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額			
代 表 者 氏 名		経 理 責 任 者 氏 名					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度の市町村民税の予定申告書

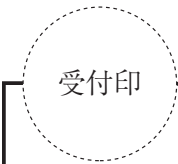
摘 要		税 額			
		十億	百万	千	円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑬の金額)		①			00
予定申告税額 $\left(\textcircled{1} \times \frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \right)$		②			00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③			00
この申告により納付すべき法人税割額 ②－③		④			00
均等 割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤			月
	円 × $\frac{\textcircled{5}}{12}$	⑥			00
この申告により納付すべき市町村民税額 ④＋⑥		⑦			00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等 割の税率適用区分に 用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
		人
合 計	⑧	

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細					こ の 申 告 の 期 間					・					
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)					⑨	(					)				
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額															
法人税割額					⑩						法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				
市町村民税の特定寄附金税額控除額					⑪						区 名 ※ 区コード 月数 従業者数 人 均等割額 円				
税額控除超過額相当額の加算額					⑫						00				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額					⑬						00				
外国の法人税等の額の控除額					⑭						00				
仮装経理に基づく法人税割額の控除額					⑮						00				
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額					⑯						00				
納付すべき法人税割額 ⑩－⑪＋⑫－⑬－⑭－⑮－⑯					⑰						00				
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額					⑱						00				
差引法人税割額 ⑰－⑱－⑱					⑲						00				

関与税理士署名	(電話)
---------	-------

第二十号の三様式（提出用）
（用紙日本産業規格A4・草色）
（第十条関係）
「別紙百十九」



令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
殿				年 月 日	
所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)	事業種目				
(電話)		前期末現在の資本金の額又は出資金の額		兆 十億 百万 千 円	
(ふりがな)					
法人名			前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額		
(ふりがな)					
代表者氏名	(ふりがな)	経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の市町村民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額			
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑬の金額)		①	十億	百万	千 円
予定申告税額 (①× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)		②			00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③			00
この申告により納付すべき法人税割額 ②－③		④			00
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤			月
	円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	十億	百万	千 円
この申告により納付すべき市町村民税額 ④＋⑥		⑦			00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数 人
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		こ の 申 告 の 期 間		・	・
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)	⑨	前事業年度又は前連結事業年度の期間		・	・
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		通算親法人の事業年度の期間		・	・
法人税割額	⑩	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		十億	百万 千 円
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪	指 場 定 合 都 市 に ⑥ 申 の 告 の 計 算	区 名	※ 区コード	月数
税額控除超過額相当額の加算額	⑫				従業者数 人
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬				均等割額 円
外国の法人税等の額の控除額	⑭				00
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮				00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯				00
納付すべき法人税割額 ⑩－⑪＋⑫－⑬－⑭－⑮－⑯	⑰				00
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱				00
差引法人税割額 ⑰－⑱－⑱	⑲				00

関与税理士署名	(電話)
---------	------

第二十号の三様式 (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第十条関係) [別紙百二十]

1

整理番号

事務所区分

管理番号

申告区分

23

法人番号

申告年月日

42

24

11

B

40

前期末現在の資本金の額又は出資金の額

41

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

42

前期末現在の資本金等の額

43

55

予備

68

事業年度又は連結事業年度

43

48

49

54

08

第二十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第十条関係）〔別紙百二十一〕

11

B		区コード		月数		従業者数		均等割額	
50						51			00
52						53			00
54						55			00
56						57			00
58						59			00
60						61			00
62						63			00
64						65			00
66						67			00
68						69			00

08	
----	--

11	区コード 月数 従業者数			均等割額		
B	50			51		00
	52			53		00
	54			55		00
	56			57		00
	58			59		00
	60			61		00
	62			63		00
	64			65		00
	66			67		00
	68			69		00

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	・ ・	法人名	
------------------	--------	--------	-----	--

有 · 無

所得税等の額	①	円	道府県民税の法人税割額	⑥	円
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額	⑦ ② - (⑤ + ⑥)	
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額	⑧ ⑬	
地方法人税の控除額	④		控除する金額(⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭)	⑨	
国税の控除額	⑤ ③ + ④				

事 務 所 又 は 事 業 所		従業員数又は 補正後の従業員数	控除すべき金額 ⑩	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑪	各市町村ごとに 控除する金額 (⑩又は⑪のうち少ない額) ⑫
名 称	所 在 地				
		人	円	円	円
合	計			⑬	⑭

第二十号の三の様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙百二十三〕

外国関係会社に係る控除対象所得税 額等相当額の控除に関する明細書	事業年度	・ ・	法人名	
-------------------------------------	------	--------	-----	--

有 · 無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	道府県民税の法人税割額	⑥	円
控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額 ② - (⑤ + ⑥)	⑦	
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額 ⑬	⑧	
地方法人税の控除額	④		控除する金額(⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭)	⑨	
国税の控除額 ③ + ④	⑤				

各市町村ごとに控除する金額の明細

事 務 所 又 は 事 業 所		従業員 数又は 補正後 の従業員 数	控除すべき金額 ⑩	各市町村ごとに算 定した法人税割額 ⑪	各市町村ごとに 控除する金額 (⑩又は⑪のう ち少ない額) ⑫
名 称	所 在 地				
		人	円	円	円
合 計				⑬	⑭

第二十号の三の様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙百二十四〕

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度		・ ・ ・ ・	法人 名				
政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有 無		前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算							
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑩	当期控除額 ⑪	翌期繰越額 ⑩－⑪ ⑫
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑬)	②		・ ・ ・ ・	円	円	
	計 ①＋②	③					
当期分の 控除外国税額	国 税 の 控 除 限 度 額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①＋同表の②))	④		・ ・ ・ ・			円
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑤					
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③－(④＋⑤)	⑥		・ ・ ・ ・			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)	⑦		・ ・ ・ ・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の⑭)	⑧		・ ・ ・ ・			
	計 ⑦＋⑧	⑨					
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額)	⑩		・ ・ ・ ・			
	⑩又は当初申告税額控除額 ⑪	⑪		・ ・ ・ ・			
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	⑫						
法第321条の8第42項により 控除できる金額 (別表7の⑮)	⑬			当 期 分			
当期分として算定した法人税割額 (⑭又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨)	⑭			計 ⑫	円	円	
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額 (⑭若しくは ⑪＋⑫＋⑬のうち少ない額又は⑮)	⑮						
各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細							
事 務 所 又 は 事 業 所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控 除 す べ き 外 国 税 額 等 ⑯	各市町村ごとに 算定した法人税 割額 ⑰	各市町村ごとに 控除する外国税 額等 (⑯又は⑰ のうち少ない額) ⑱		
名 称	所 在 地						
		人	円	円	円		
合 計				⑲	⑳		

第二十号の様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係) [別紙百二十五]

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書

事業年度			・	・	法人名			
政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無			有 ・ 無		前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算								
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬－⑭ ⑮	
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑱)	②		・	円	円		
	計 ①＋②	③		・				
当期分の 控除外国税額	国 税 の 控 除 限 度 額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①＋同表の②))	④		・			円	
	道 府 県 民 税 の 控 除 限 度 額 (別表1の③)	⑤		・				
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③－(④＋⑤)	⑥		・				
	市 町 村 民 税 の 控 除 限 度 額 (別表1の④)	⑦		・				
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の㉒)	⑧		・				
	計 ⑦＋⑧	⑨		・				
	当 期 分 の 控 除 外 国 税 額 (⑥又は⑨のうち少ない額)	⑩		・				
	⑩又は当初申告税額控除額 ⑪	⑪		・				
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額			⑫					
法第321条の8第42項により 控除できる金額 (別表7の⑧)			⑬					
当期分として算定した法人税割額 (㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨)			⑭					
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額 (⑭若しくは ⑪＋⑫＋⑬)のうち少ない額又は㉓			⑮					
当期分			⑯					
計 ⑮			⑰		円	円		

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細					
事務所又は事業所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控 除 す べ き 外 国 税 額 等 ⑱	各市町村ごとに 算定した法人税 割額 ⑲	各市町村ごとに 控除する外国税 額等 (⑱又は㉒ のうち少ない額) ⑳
名 称	所 在 地				
		人	円	円	円
合 計				㉒	㉓

第二十号の四様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係) [別紙百二十六]

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算													
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①			円		当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①－⑥ ⑦			円			
	地方法人税の控除限度額 ②						道府県民税の控除余裕額(①＋②＋③－⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧						
	道府県民税の控除限度額 ③						市町村民税の控除余裕額(⑤－⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨						
	市町村民税の控除限度額 ④						計 ⑦＋⑧＋⑨ ⑩						
	計 ①＋②＋③＋④ ⑤												
当期の控除対象外国税額 ⑥						当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑤ ⑪							
前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細													
事業年度又は連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額			
	国 税			道府県民税			市町村民税			前 期からの繰越額	当期分とみなす額	翌 期繰越額	
	前 期からの繰越額	当期に加算する額	翌 期繰越額	前 期からの繰越額	当期に加算する額	翌 期繰越額	前 期からの繰越額	当期に加算する額	翌 期繰越額				
・ ・ ・ ・ ・	円	円		円	円		円	円		円	円		
・ ・ ・ ・ ・			円			円			円			円	
・ ・ ・ ・ ・													
・ ・ ・ ・ ・													
・ ・ ・ ・ ・													
・ ・ ・ ・ ・													
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲		
当 期 分	⑦の額	⑳の額	㉑の額	㉒の額	㉓の額	㉔の額	㉕の額	㉖の額	㉗の額	㉘の額	㉙の額	㉚の額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
前3年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国 税	㉑のうち㉒に充てられる額 ㉓		㉒		円		前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国 税	㉕のうち㉖に充てられる額 ㉗		円	
	道府県民 税	㉒のうち㉓に充てられる額 ㉔		㉓					道府県民 税	㉕－㉖のうち㉗に充てられる額 ㉘			
	市町村 民 税	㉓のうち㉔に充てられる額 ㉕		㉔					市町村 民 税	㉕－㉖－㉗のうち㉘に充てられる額 ㉙			
									計	㉗＋㉘＋㉙ ㉚		㉙	

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格A4）
（第十条関係）
〔別紙百二十七〕

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

第二十号の様式別表一（用紙日本産業規格A4）
（第十条関係）

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算					
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①－⑥ ⑦	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額(①+②+③－⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額(⑤－⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④			計 ⑦+⑧+⑨ ⑩	
	計 ①+②+③+④ ⑤				
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑤ ⑪		

前 3 年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細													
事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額			
	国 税			道府県民税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当期分 とみな す額	翌 期 繰越額	
	前 期 からの 繰越額	当期に 加算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当期に 加算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当期に 加算 する額	翌 期 繰越額				
・ ・ ・ ・	円	円		円	円		円	円		円	円		
・ ・ ・ ・			円			円			円			円	
・ ・ ・ ・													
・ ・ ・ ・													
・ ・ ・ ・													
・ ・ ・ ・													
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲		
当 期 分	⑦の額	⑲の額	⑦－⑲ の 額	⑧の額	⑳の額	⑧－㉑ の 額	⑨の額	㉒の額	⑨－㉓ の 額	⑪の額	⑬＋⑮ ＋⑰の 額	⑪－(⑬＋ ⑮＋⑰) の額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
前 3 年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑪に 充てられる額 ㉑	⑬ 円				前 3 年以内の控 除限度額を超え る外国税額の当 期への繰越額	国 税	⑱のうち⑦に 充てられる額 ㉓	円			
	道府県 民 税	⑭のうち⑪に 充てられる額 ㉒	⑮					道府県 民 税	⑱－㉓のうち⑧ に充てられる額 ㉔				
	市町村 民 税	⑯のうち⑪に 充てられる額 ㉔	⑰					市町村 民 税	⑱－㉓－㉔のうち ⑨に充てられる額 ㉕				
								計	㉓＋㉔＋㉕ ㉖	⑲			

〔別紙百二十八〕

控除限度額の計算に関する明細書		事業年度又は 連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名		
市 町 村 名	法 人 税 の 控除限度額	従業者数 ② 人	②で按分した 法人税の控除 限 度 額 ④ 円	税率 ⑤ 100	市町村民税の 控 除 限 度 額 ④×⑤ ⑥ 円	補 正 後 の 従 業 者 数 ②×⑤÷標準税率 ⑧ 人
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
合 計	① 円	③		100	⑦	

第二十号の四様式別表二（用紙日本産業規格A4）（第十条・第十条の二関係）〔別紙百二十九〕

控除限度額の計算に関する明細書

控除限度額の計算に関する明細書		事業年度	・ ・		法人名		
市 町 村 名	法 人 税 の 控除限度額	従業者数 ②	②で按分した 法人税の控除 限度額 ④	税率 ⑤	市町村民税の 控 除 限 度 額 ④×⑤ ⑥	補 正 後 の 従 業 者 数 ②×⑤÷標準税率 ⑧	
		人	円	100	円	人	
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
				100			
合 計		① 円	③		100	⑦	

第二十号の四様式別表二（用紙日本産業規格A4）（第十条・第十条の二関係）〔別紙百三十〕

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人 名	
	・	・		

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資 適格組織再編成の日： 被合併法人等の名称：									
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	区 分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人 等の控除余 裕額	分割法人等 の調整国外 所得金額又は 個別調整 国外所得金 額	②のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除余裕額 とみなされ る金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人 等の控除限 度額を超え る外国税額	分割法人等 の外国の法 人税等の額	⑥のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除限度額 を超える外 国税額とみ なされる金 額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・ ・ ・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算									
当該法人の 事業年度又は連結事業 年度	区 分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控 除余裕額 (前期の別表1の 「控除余裕額」の 「翌期繰越額」)	当該法人の控 除余裕額とみ なされる金額 ④	当該法人の調 整後の控除余 裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額 (前期の別表1の 「控除限度額を超 える外国税額」の 「翌期繰越額」)	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額 とみなされる 金額 ⑧	当該法人の調 整後の控除限 度額を超える 外国税額 ⑫＋⑬		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
・ ・ ・	国 税	円	円	円	円	円	円		
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・ ・ ・	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								

第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙百三十一〕

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資 適格組織再編成の日： 被合併法人等の名称：									
被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整外国所得金額又は個別調整外国所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税	円	円	円	円	円	円	円	円
・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算									
当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額 (前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 (前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫＋⑬		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税	円	円	円	円	円	円		
・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								
・ ・ ・	国 税 道府県民税 市町村民税								

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人 名	
----------------------	--------	---------	--

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： 分割承継法人等の名称：											
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	区 分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人 の控除余 裕額	当該法人 の調整国 外所得金 額又は個 別調整国 外所得金 額	②のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	①のうち ないもの とされる 金額 $\textcircled{1} \times \frac{\textcircled{3}}{\textcircled{2}}$	当該法人 の調整後 の控除余 裕額 $\textcircled{1} - \textcircled{4}$	当該法人 の控除限 度額を超 える外国 税額	当該法人 の外国の 法人税等 の額	⑦のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	⑥のうち ないもの とされる 金額 $\textcircled{6} \times \frac{\textcircled{8}}{\textcircled{7}}$	当該法人 の調整後 の控除限 度額を超 える外国 税額 $\textcircled{6} - \textcircled{9}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・ ・ ・ ・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）「別紙百三十三」

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：											
当該法人の 事業年度又は 連結事業 年度	区 分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人 の控除余 裕額	当該法人 の調整国 外所得金 額又は個 別調整国 外所得金 額	②のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	①のうち ないもの とされる 金額 $\textcircled{1} \times \frac{\textcircled{3}}{\textcircled{2}}$	当該法人 の調整後 の控除余 裕額 $\textcircled{1} - \textcircled{4}$	当該法人 の控除限 度額を超 える外国 税額	当該法人 の外国の 法人税等 の額	⑦のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	⑥のうち ないもの とされる 金額 $\textcircled{6} \times \frac{\textcircled{8}}{\textcircled{7}}$	当該法人 の調整後 の控除限 度額を超 える外国 税額 $\textcircled{6} - \textcircled{9}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・ ・ ・ ・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										

適格合併等に係る合併法人等の調整後の
控除未済外国税額及び控除未済税額控除
不足額相当額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人 名	
	・	・		

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算				
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資				
適格組織再編成の日： ・ ・				
被合併法人等の名称：				
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	被合併法人等の控除未済 外国税額及び控除未済税 額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所 得金額又は個別調整国外 所得金額	②のうち当該法人が移転 を受ける事業に係る部分 の金額	当該法人の控除未済外国 税額及び控除未済税額控 除不足額相当額とみなさ れる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$
	①	②	③	④
・ ・	円	円	円	円
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算				
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 （前期の第20号の4様式の⑱）	当該法人の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額と みなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国 税額及び控除未済税額控除不足額 相当額 ⑤＋⑥	
	⑤	⑥	⑦	
・ ・	円	円	円	
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				

適格合併等に係る合併法人等の調整後の
控除未済外国税額及び控除未済税額控除
不足額相当額の計算に関する明細書

事業年度	・ ・	法人 人名
------	--------	----------

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算				
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資				
適格組織再編成の日： ・ ・				
被合併法人等の名称：				
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	被合併法人等の控除未済 外国税額及び控除未済税 額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所 得金額又は個別調整国外 所得金額	②のうち当該法人が移転 を受ける事業に係る部分 の金額	当該法人の控除未済外国 税額及び控除未済税額控 除不足額相当額とみなさ れる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$
	①	②	③	④
・ ・	円	円	円	円
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算				
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 （前期の第20号の4様式の⑱）	当該法人の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額と みなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国 税額及び控除未済税額控除不足額 相当額 ⑤＋⑥	
	⑤	⑥	⑦	
・ ・	円	円	円	
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				

第二十号の四様式別表五（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙百三十六〕

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	・ ・	法人 名	
----------------------	--------	--------	---------	--

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：					
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①－④
	①	②	③	④	⑤
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	円
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙百三十七〕

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日： ・ ・
分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①－④
	①	②	③	④	⑤
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	円
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙百三十八〕

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第二十号の五様式（用紙日本産業規格A4）（附則第二条の六関係）〔別紙百三十九〕

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
①				
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

		従業者の数 (単位＝ 人)	(イ)	按分後の 特定寄附金の額	(ロ)
本市町村分	③				円
合計	④				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

特定寄附金の額	②又は③の(ロ)	⑤	円
控除額	⑤×34.3／100	⑥	
控除対象法人税割額 第20号様式⑤－第20号の2様式①又は第20号様式⑥－第20号の2様式②		⑦	
税額控除上限額	⑦×20／100	⑧	
控除額	⑥と⑧のうち少ない額	⑨	

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第二十号の五様式（用紙日本産業規格A4）（附則第二条の六関係）「別紙百四十」

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金 ①	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

	従業者の数 (単位＝ 人)	(イ)	按分後の 特定寄附金の額	(ロ)
本市町村分	③			円
合計	④			

3. 特定寄附金税額控除額の計算

特定寄附金の額	②又は③の(ロ)	⑤	円
控除額	⑤×34.3／100	⑥	
控除対象法人税割額 第20号様式⑤－第20号の2様式①又は第20号様式⑥－第20号の2様式②		⑦	
税額控除上限額	⑦×20／100	⑧	
控除額	⑥と⑧のうち少ない額	⑨	

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度又は 連結事業年度	・ ・	・ ・
法人税法の規定によって計算した法人税額 ①		() 円			
試験研究費の額等に係る法人税額の 特別控除額 ②					
還 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額 ③					
退職年金等積立金に係る法人税額 ④					
差 引 計 ①+②-③+④ ⑤					
事 務 所 又 は 事 業 所			分割基準及び分割課税標準額		
名 称	所 在 地		従業者数	分 割 課 税 標 準 税 額	
			人		円
合 計					

第二十二号の様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)〔別紙百四十一〕

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その2)	事業年度又は 連結事業年度	・ ・ ・ ・	・ ・
事 務 所 又 は 事 業 所			分割基準及び分割課税標準額		
名 称	所 在 地		従業者数	分 割 課 税 標 準 額	
			人	円	
合 計					

第二十二号の二様式（その2）（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度	・	・
				・	・
法人税法の規定によって計算した法人税額 ①			() 円		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②					
還付法人税額等の控除額 ③					
退職年金等積立金に係る法人税額 ④					
差引計 ①+②-③+④ ⑤					
事務所又は事業所			分割基準及び分割課税標準額		
名称	所在地		従業者数	分割課税標準額	
			人	円	
合 計					

徴収猶予の申請書

受付印

年 月 日 殿

密 処 理 事 項	送 信 年 月 日	確 認	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申請区分
	通 信 日 付 印						
相互協議申立て年月日			年 月 日		法 人 番 号		
所在地			相手国等に相互協議申立てを行っている場合 ☐				
(本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)			(ふりがな)				
			法 人 名				
(電話)							

地 方 税 法 第321条の11の2第1項 令和2年旧地方税法 第321条の11の3第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納 付 す べ き 金 額	事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	納 期 限	市 町 村 民 税	
			法 人 税 割 額	延 滞 金 額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上 記 の う ち 猶 予 を 受 け よ う と す る 金 額	事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	納 期 限	市 町 村 民 税	
			法 人 税 割 額	延 滞 金 額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担 保				

徴収猶予の申請書

受付印

年 月 日 殿

密 処 理 事 項	送 信 年 月 日	確 認	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申請区分
	通信日付印						
相互協議申立て年月日			年 月 日		法 人 番 号		
所在地			相手国等に相互協議申立てを行っている場合 ☐				
(本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)			(ふりがな)				
			法 人 名				
(電話)							

地方税法 第321条の11の2第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納 付 す べ き 金 額	事 業 年 度	納 期 限	市 町 村 民 税	
			法 人 税 割 額	延 滞 金 額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上 記 の う ち 猶 予 を 受 け よ う と す る 金 額	事 業 年 度	納 期 限	市 町 村 民 税	
			法 人 税 割 額	延 滞 金 額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担 保				

市町村コード

都道府県

市町村

法人市町村民税領収済通知書 ㊦

口 座 番 号				加 入 者																					
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）																									
年 度		※ 処 理 事 項										管 理 番 号													
事業年度又は連結事業年度												申 告 区 分													
から				まで				中予確修更決 間定定正正定				その他（ ）													
	・		・		百		十		億		千		百		十		万		千		百		十		円
法人税割額		0 1																							
均 等 割 額		0 2																							
延 滞 金		0 3																							
督促手数料		0 4																							
合 計 額		0 5																							
納期限		年 月 日										領 収 日 付 印													
指定金融 機 関 名 （取りまとめ店）																									
取りまとめ局																									
上記のとおり通知します。（市町村保管）																									

（第三片）

市町村コード

都道府県

市町村

法人市町村民税納付書 ㊦

口 座 番 号				加 入 者																					
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）																									
年 度		※ 処 理 事 項										管 理 番 号													
事業年度又は連結事業年度												申 告 区 分													
から				まで				中予確修更決 間定定正正定				その他（ ）													
	・		・		百		十		億		千		百		十		万		千		百		十		円
法人税割額		0 1																							
均 等 割 額		0 2																							
延 滞 金		0 3																							
督促手数料		0 4																							
合 計 額		0 5																							
納期限		年 月 日										領 収 日 付 印													
日 計																口									
																円									
上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）																									

（第二片）

市町村コード

都道府県

市町村

法人市町村民税領収証書 ㊦

口 座 番 号				加 入 者																					
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）																									
年 度		※ 処 理 事 項										管 理 番 号													
事業年度又は連結事業年度												申 告 区 分													
から				まで				中予確修更決 間定定正正定				その他（ ）													
	・		・		百		十		億		千		百		十		万		千		百		十		円
法人税割額		0 1																							
均 等 割 額		0 2																							
延 滞 金		0 3																							
督促手数料		0 4																							
合 計 額		0 5																							
納期限		年 月 日										領 収 日 付 印													
上記のとおり領収しました。（納税者保管）																									
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。																									

（第一片）「別紙百四十五」

第二十二号の四様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第十条関係）

市町村コード _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ 都道府県 市町村	法人市町村民税領収済通知書 ㊤																									
口 座 番 号										加 入 者																
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）																										
年 度		※ 処 理 事 項															管 理 番 号									
事業年度（算定期間）															申 告 区 分											
		から まで															中予確修更決 間定定正正定 その他 ()									
		百十億千百十万千百十円																								
法人税割額		0 1																								
均 等 割 額		0 2																								
延 滞 金		0 3																								
督促手数料		0 4																								
合 計 額		0 5																								
納期限		年 月 日															領 収 日 付 印									
指定金融 機 関 名 (取りまとめ店)																										
取りまとめ局																										

上記のとおり通知します。(市町村保管)

市町村コード		 	
都道府県 市町村		法人市町村民税納付書 ㊤	
口座番号		加入者	
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割について、法人課税信託の名称を併記）			
年 度	※ 処 理 事 項		管 理 番 号
事業年度（算定期間）		申告区分	
から まで ・ ・ ・ ・		中予確修更決 間定正正正定 その他()	
法人税割額	0 1	百 十 億 千	百 十 万 千 百 十 円
均等割額	0 2		
延滞金	0 3		
督促手数料	0 4		
合 計 額	0 5		
納期限	年 月 日		領収日付印
日 計			

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

市町村コード		市町村		都道府県	
市町村コード		市町村		都道府県	
法人市町村民税領収証書 ㊤					
口座番号		加入者			
口座番号		加入者			
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)					
年 度		※ 処 理 事 項		管 理 番 号	
年 度		※ 処 理 事 項		管 理 番 号	
事業年度(算定期間)		申 告 区 分			
事業年度(算定期間)		申 告 区 分			
から		まで		中 予 確 修 更 決 間 定 定 正 正 定 其 他 ()	
から		まで		中 予 確 修 更 決 間 定 定 正 正 定 其 他 ()	
法人税割額		0 1		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
均 等 割 額		0 2		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
延 滞 金		0 3		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
督促手数料		0 4		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
合 計 額		0 5		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納期限		年 月 日		領 収 日 付 印	
納期限		年 月 日			
上記のとおり領収しました。(納税者保管)					
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。					

第二十二号の四様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第十条関係）
（第二片）「別紙百四十六」

第三十二号の四様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第十条関係）

市町村コード

都道府県

市町村

法人市町村民税領収済通知書㊤㊥

口座番号				加入者											
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）															
eL番号： eL-QR															
年度		※処理事項										管理番号			
事業年度又は連結事業年度										申告区分					
から				まで				中予確修更決 間定定正正定				その他（ ）			
・				・				百				十			
法人税割額		01													
均等割額		02													
延滞金		03													
督促手数料		04													
合計額		05													
納期限		年 月 日				領収日付印									
指定金融機関名 (取りまとめ店)															
取りまとめ局															

上記のとおり通知します。(市町村保管)

(第三片)

市町村コード

都道府県

市町村

法人市町村民税納付書 ㊦

口座番号				加入者													
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）																	
第三片の当該箇所にeL-QRが印字されているため、この箇所は使用しないこと。																	
eL番号：																	
年度		※処理事項										管理番号					
事業年度又は連結事業年度										申告区分							
から				まで				中予確修更決 間定定正正定				その他（ ）					
・				・				百				十					
法人税割額		01															
均等割額		02															
延滞金		03															
督促手数料		04															
合計額		05															
納期限		年 月 日				領収日付印											
日 計																口	
																円	

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

(第二片)

市町村コード

都道府県

市町村

法人市町村民税領収証書㊧

口座番号				加入者											
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）															
第三片の当該箇所にeL-QRが印字されているため、この箇所は使用しないこと。															
eL番号：															
年度		※処理事項										管理番号			
事業年度又は連結事業年度										申告区分					
から				まで				中予確修更決 間定定正正定				その他（ ）			
・				・				百				十			
法人税割額		01													
均等割額		02													
延滞金		03													
督促手数料		04													
合計額		05													
納期限		年 月 日				領収日付印									
上記のとおり領収しました。(納税者保管)															
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。															

(第一片)〔別紙百四十七〕

第二十二号の四の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）

市町村コード

都道府県

市町村

法人市町村民税領収済通知書 ㊤㊥

口 座 番 号										加 入 者									
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）																			
eL番号：										eL-QR									
年 度		※ 処 理 事 項								管 理 番 号									
事業年度（算定期間）										申 告 区 分									
		から		・		・		まで		中予確修更決 間定定正正定		そ 他（		）					
																円			
法人税割額		0 1																	
均 等 割 額		0 2																	
延 滞 金		0 3																	
督促手数料		0 4																	
合 計 額		0 5																	
納期限		年 月 日								領 収 日 付 印									
指定金融 機 関 名 （取りまとめ店）																			
取りまとめ局																			

上記のとおり通知します。（市町村保管）

（第三片）

市町村コード

都道府県

市町村

法人市町村民税納付書 ㊤

口 座 番 号										加 入 者											
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）																					
eL番号：										eL-QR											
年 度		※ 処 理 事 項								管 理 番 号											
事業年度（算定期間）										申 告 区 分											
		から		・		・		まで		中予確修更決 間定定正正定		そ 他（		）							
																円					
法人税割額		0 1																			
均 等 割 額		0 2																			
延 滞 金		0 3																			
督促手数料		0 4																			
合 計 額		0 5																			
納期限		年 月 日								領 収 日 付 印											
日 計																				口	
																				円	

上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）

（第二片）

市町村コード

都道府県

市町村

法人市町村民税領収証書 ㊤

口 座 番 号										加 入 者									
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）																			
eL番号：										eL-QR									
年 度		※ 処 理 事 項								管 理 番 号									
事業年度（算定期間）										申 告 区 分									
		から		・		・		まで		中予確修更決 間定定正正定		そ 他（		）					
																円			
法人税割額		0 1																	
均 等 割 額		0 2																	
延 滞 金		0 3																	
督促手数料		0 4																	
合 計 額		0 5																	
納期限		年 月 日								領 収 日 付 印									
上記のとおり領収しました。（納税者保管）																			

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

（第一片）「別紙百四十八」

第二十二号の四の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）